

さいたま市告示一覧

（ 令和4年10月1日から
同月15日まで ）

【目次】

- 第1465号 市が実施する一般競争入札
【財政局契約管理部契約課】
- 第1466号 開発行為に関する工事の完了
【都市局北部都市計画事務所都市計画指導課】
- 第1467号 下水道排水設備指定工事店の指定
【建設局下水道部下水道維持管理課】
- 第1468号 居宅サービス等を行う事業所又は施設の指定
【保健福祉局長寿応援部介護保険課】
- 第1469号 居宅サービス等を行う事業所又は施設の指定
【保健福祉局長寿応援部介護保険課】
- 第1470号 居宅サービス等を行う事業所又は施設の指定
【保健福祉局長寿応援部介護保険課】
- 第1471号 市が実施する一般競争入札
【財政局税務部市民税課】
- 第1472号 開発行為に関する工事の完了
【都市局北部都市計画事務所都市計画指導課】
- 第1473号 大規模小売店舗の変更の届出
【経済局商工観光部商業振興課】
- 第1474号 市が実施する一般競争入札
【市民局区政推進部】
- 第1475号 開発行為に関する工事の完了
【都市局北部都市計画事務所都市計画指導課】
- 第1476号 市が実施する一般競争入札
【保健福祉局長寿応援部高齢福祉課】
- 第1477号 開発行為に関する工事の完了
【都市局北部都市計画事務所都市計画指導課】
- 第1478号 環境影響評価調査準備書等の提出及び縦覧の場所
【環境局環境共生部環境対策課】
- 第1479号 市が実施する一般競争入札
【環境局環境共生部環境創造政策課】
- 第1480号 土地区画整理審議会委員選挙の期日
【都市局まちづくり推進部岩槻まちづくり事務所】
- 第1481号 土地区画整理審議会委員選挙の投票を行わない件
【都市局まちづくり推進部岩槻まちづくり事務所】
- 第1482号 さいたま都市計画生産緑地地区の変更
【都市局みどり公園推進部みどり推進課】

さいたま市告示一覧（令和4年10月1日から同月15日まで）

| | | |
|--------|-------------------------------|-----------------------|
| 第1483号 | 建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定 | 【建設局北部建設事務所建築指導課】 |
| 第1484号 | 土地区画整理組合の理事の氏名等の届出があった件 | 【都市局まちづくり推進部市街地整備課】 |
| 第1485号 | 放置自転車等の撤去及び保管 | 【都市局都市計画部自転車まちづくり推進課】 |
| 第1486号 | 市が実施する一般競争入札 | 【財政局契約管理部契約課】 |
| 第1487号 | 市が実施する一般競争入札 | 【財政局契約管理部契約課】 |
| 第1488号 | 建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定 | 【建設局北部建設事務所建築指導課】 |
| 第1489号 | 地区計画等の原案の種類、縦覧場所等 | 【都市局都市計画部都市計画課】 |
| 第1490号 | 地区計画等の原案の種類、縦覧場所等 | 【都市局都市計画部都市計画課】 |
| 第1491号 | 市の徴収金に関する書類の公示送達 | 【財政局北部市税事務所資産課税課】 |
| 第1492号 | 市の徴収金に関する書類の公示送達 | 【財政局南部市税事務所個人課税課】 |
| 第1493号 | 市の徴収金に関する書類の公示送達 | 【財政局北部市税事務所個人課税課】 |
| 第1494号 | 市の徴収金に関する書類の公示送達 | 【財政局南部市税事務所資産課税課】 |
| 第1495号 | 差押財産の公売及びその見積価格 | 【財政局南部市税事務所納税調査課】 |
| 第1496号 | 差押財産の公売及びその見積価格 | 【財政局南部市税事務所納税調査課】 |
| 第1497号 | 差押財産の公売及びその見積価格 | 【財政局南部市税事務所納税調査課】 |
| 第1498号 | 市の徴収金に関する書類の公示送達 | 【財政局南部市税事務所個人課税課】 |
| 第1499号 | 開発行為に関する工事の完了 | 【都市局北部都市計画事務所都市計画指導課】 |
| 第1500号 | 屋外広告物の保管 | 【都市局南部都市計画事務所都市計画指導課】 |
| 第1501号 | 開発行為に関する工事の完了 | 【都市局南部都市計画事務所都市計画指導課】 |
| 第1502号 | 開発行為に関する工事の完了 | 【都市局南部都市計画事務所都市計画指導課】 |

さいたま市告示一覧（令和4年10月1日から同月15日まで）

- | | | |
|--------|--------------------------|------------------------|
| 第1503号 | 公募型プロポーザルにおける提案書の提出の招請 | 【保健福祉局長寿応援部いきいき長寿推進課】 |
| 第1504号 | 市が実施する一般競争入札 | 【財政局税務部市民税課】 |
| 第1505号 | 市が実施する一般競争入札 | 【財政局北部市税事務所法人課税課】 |
| 第1506号 | 市が実施する一般競争入札 | 【経済局農業政策部見沼グリーンセンター】 |
| 第1507号 | 市の徴収金に関する書類の公示送達 | 【保健福祉局長寿応援部介護保険課】 |
| 第1508号 | 開発行為に関する工事の完了 | 【都市局北部都市計画事務所都市計画指導課】 |
| 第1509号 | 開発行為に関する工事の完了 | 【都市局南部都市計画事務所都市計画指導課】 |
| 第1510号 | 開発行為に関する工事の完了 | 【都市局南部都市計画事務所都市計画指導課】 |
| 第1511号 | 市が実施する一般競争入札 | 【保健福祉局市立病院病院経営部病院財務課】 |
| 第1512号 | 市の徴収金に関する書類の公示送達 | 【財政局北部市税事務所納税課】 |
| 第1513号 | 市の徴収金に関する書類の公示送達 | 【保健福祉局福祉部国民健康保険課】 |
| 第1514号 | 国民健康保険の被保険者証等の無効 | 【保健福祉局福祉部国民健康保険課】 |
| 第1515号 | 市が実施する一般競争入札 | 【保健福祉局福祉部国民健康保険課】 |
| 第1516号 | 市が実施する一般競争入札 | 【財政局契約管理部調達課】 |
| 第1517号 | 市が実施する一般競争入札 | 【子ども未来局子ども家庭総合センター総務課】 |
| 第1518号 | 動物の収容 | 【保健福祉局保健部動物愛護ふれあいセンター】 |
| 第1519号 | 市が実施する一般競争入札 | 【議会局総務部秘書総務課】 |
| 第1520号 | 市の徴収金に関する書類の公示送達 | 【財政局南部市税事務所納税課】 |
| 第1521号 | 市が実施する一般競争入札 | 【教育委員会事務局管理部学校施設整備課】 |
| 第1522号 | 施設等利用費の支給に係る施設又は事業の確認 | 【子ども未来局幼児未来部幼児政策課】 |
| 第1523号 | 施設等利用費の支給に係る施設又は事業の確認の辞退 | 【子ども未来局幼児未来部幼児政策課】 |

さいたま市告示一覧（令和4年10月1日から同月15日まで）

第1524号 市が実施する一般競争入札

【環境局資源循環推進部産業廃棄物指導課】

第1525号 市の徴収金に関する書類の公示送達

【保健福祉局福祉部年金医療課】

さいたま市告示第1465号

さいたま市の発注する「道路修繕工事（R4一般国道463号バイパス外）」ほか14件の一般競争入札について、次のとおり公告する。

令和4年10月3日

さいたま市長 清水 勇 人

1 入札参加資格

(1) 入札に参加しようとする者は、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

ア 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載され、かつ、資格者名簿に登載されている事項が工事ごとに別に定める参加資格の要件を満たす者であること。

イ 参加申請日において、埼玉県電子入札共同システム（以下「システム」という。）で利用可能な電子証明書を取得し、システムの利用者登録が完了していること。なお、入札に参加しようとする工事ごとに参加申請が必要なため、工事ごとに別に定める参加申請受付期間に、競争参加資格確認申請書をシステムにおいて提出すること。

ウ 本公告日から開札日において、さいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。

エ 開札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしていない者若しくは更生手続開始の決定がされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしていない者若しくは再生手続開始の決定がされた者であること。ただし、会社更生法の規定による更生手続開始の決定をされた者又は民事再生法の規定による再生手続開始の決定をされた者については、開札日において、別に定める競争入札参加資格の再審査を受け、当該再審査の結果、資格者名簿に登載されている者に限る。

オ 工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種に係る技術者の資格を有する者を、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条の規定に基づき当該工事に配置できること。なお、専任を要する主任技術者、専任の監理技術者、特例監理技術者及び監理技術者補佐については、参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係にある者であること。

カ 参加形態を単体企業又は特定共同企業体の混合とする入札の場合において、単体企業として参加しようとする者は、同一工事に参加する特定共同企業体の構成員でないこと。

キ 本公告日において、健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく健康保険、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく厚生年金及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険（以下「社会保険等」という。）に、事業主として加入しているものであること。ただし、当該保険の全部又は一部について法令で適用が除外されている者はこの限りでない。

ク 本公告日から入札書提出期間の末日までの期間において、同一入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

ケ 本公告日から落札者決定までの期間において、国、都道府県及び埼玉県内市町村から工事成績不良の事由による入札参加停止の措置を2回以上受けていない者であること。

コ 本公告日において、工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種について、有効な建設業法第27条の23に規定する経営事項審査を受けていること。

サ アからコまでに掲げるもののほか、本公告日において、工事ごとに別に定める参加資格をすべて満たす者であること。

(2) 入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、(1)で定める事項を満たす者をその構成員とし、かつ、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

ア 自主的に結成された特定共同企業体であること。

イ その構成員が同一工事における他の特定共同企業体の構成員でないこと。

ウ その構成員が同一工事に単体企業として参加していないこと。

エ 事業協同組合とその組合員が同一の特定共同企業体の構成員でないこと。

オ 代表構成員の出資比率がその者以外の構成員の出資比率を上回っていること。

カ 2者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ30%以上であること。

キ 3者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ20%以上であること。

ク 構成員は、それぞれ(1)オに定める技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、監理技術者の資格を要する工事においては、監理技術者は代表構成員が配置すること。

2 入札参加資格の確認

(1) 開札後、工事ごとに別に定める予定価格の110分の100の価格（以下「入札書比較価格」という。）の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格（さいたま市建設工事等最低制限価格取扱要綱（平成19年さいたま市制定。以下「最低制限価格取扱要綱」という。）第4条に規定する最低制限価格をいう。以下同じ。）を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限価格の110分の100の価格（以下「最低制限比較価格」という。）以上の価格をもって入札を行った者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を落札候補者として通知し、落札を保留する。

(2) (1)において、落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじにより落札候補者を決定する。

(3) 落札候補者は、落札候補者決定の通知をした日の翌日（その日がさいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条に掲げる休日（以下「休日」という。）に当たる場合は、その翌日）の午後3時までに次に掲げる資格確認書類を財政局契約管理部契約課（以下「契約課」という。）に提出しなければならない。

ア 一般競争入札参加資格等確認資料

イ 工事に配置予定の技術者が、資格を有することを証する書類（技術検定等合格証明書等又は監理技術者資格者証の表面、裏面及び監理技術者講習修了証）の写し又は実務経験を証明する書類

ウ 工事に配置予定の技術者の雇用関係を証する書類の写し（専任を要する主任技術者、専任の監理技術者、特例監理技術者及び監理技術者補佐については、参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係を証明できること。なお、イに掲げる監理技術者資格証の写しをもって確認できる場合は、これを省略できる。）

エ 工事ごとに別に定める参加資格に施工実績を求めている場合は、施工実績として規定する工事の契約書の写し及び工事概要の記載された仕様書の写し又は財団法人日本建設情報総合セン

ターが提供する「工事实績情報システム（CORINS）」の竣工時工事カルテ受領書（工事概要の記載されているもの）の写し（共同企業体（乙型）としての実績の場合は、自社の施工実績が分かる資料の写しも添付すること。）

オ 本公告日において有効かつ最新の「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」（以下「経審結果」という。）の写し

カ 社会保険等に全て加入している場合は、社会保険等の加入に関する誓約書又は社会保険等の全部若しくは一部について法令で適用が除外されている場合には、社会保険等の適用除外に関する誓約書（経審結果に記載の社会保険等の加入状況について、本公告日時点で変更が生じている場合は、社会保険等の加入状況を確認できる書類を併せて添付すること。）

キ 資本関係又は人的関係確認書

ク 入札参加停止措置に関する誓約書

ケ アからクまでに掲げるもののほか、工事ごとに別に定める書類

(4) 落札候補者が特定共同企業体である場合には、(3)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる書類を契約課に提出しなければならない。なお、イ及びウについては、袋とじにして各構成員の割印を押すものとする。

ア 共同企業体入札参加資格審査申請書（さいたま市建設工事等共同企業体取扱要綱（平成13年さいたま市制定。以下「共同企業体取扱要綱」という。）様式第1号）

イ 共同企業体協定書（共同企業体取扱要綱様式第2号。共同企業体協定書第8条に基づく協定書（共同企業体取扱要綱様式第3号）を含む。）

ウ 委任状（共同企業体取扱要綱様式第4号）

3 落札者の決定

(1) 落札者の決定は、落札候補者決定の通知をした日の翌日から起算して3日以内（休日を除く。）に、2(3)及び(4)において提出された書類に基づく入札参加資格の確認を経て行う。落札候補者が入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がした入札を無効とし、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を新たに落札候補者とする。

(2) (1)において落札候補者の入札を無効とした場合、新たに落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじによりこれを決定する。

(3) 市長は、(1)の場合において、入札が無効となった者に対しその理由を付してこれを通知する。

(4) 開札後、落札者を決定するまでの間に、当該入札に係る落札候補者がさいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けた場合、さいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱に基づく入札参加除外の措置を受けた場合又は会社更生法に基づき更生手続開始の申立て若しくは民事再生法に基づき再生手続開始の申立てを行った場合は、その者を落札者とせず、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を新たに落札候補者とする。

4 調査基準価格を定めている場合の低入札価格調査

- (1) 調査基準価格（さいたま市建設工事等低入札価格取扱要綱（平成13年さいたま市制定。以下「低入札価格取扱要綱」という。）第3条に規定する調査基準価格をいう。以下同じ。）を定めている場合において、開札の結果、入札書比較価格の制限の範囲内で入札を行った者の入札価格が調査基準価格の110分の100の価格を下回る価格であった場合は、落札を保留し、当該入札を行った者（以下「低価格入札者」という。）について、低入札価格調査を行う。
- (2) 失格基準（低入札価格取扱要綱第5条に規定する失格基準をいう。以下同じ。）を定めている場合において、低価格入札者について提出された入札金額見積内訳書の直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費の総額である入札金額が、失格基準を下回った場合は、この者がした入札を失格とする。
- (3) 低価格入札者（失格基準による低入札価格調査を行った場合は、これにより失格とならなかった低価格入札者）は、落札保留の通知をした日の翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）の午後3時までに2(3)及び(4)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる書類を契約課に提出しなければならない。
 - ア 低入札価格調査に係る書類の提出について（低入札価格取扱要綱様式第1号）
 - イ 当該価格で入札した理由（低入札価格取扱要綱様式第2号）
 - ウ 直接工事費に係る内訳書（低入札価格取扱要綱様式第3号）
 - エ 共通仮設費に係る内訳書（低入札価格取扱要綱様式第4号）
 - オ 下請予定業者等一覧表（低入札価格取扱要綱様式第5号）
 - カ 配置予定技術者名簿（低入札価格取扱要綱様式第6号）
 - キ 手持ち工事の状況（対象工事現場付近）（低入札価格取扱要綱様式第7号）
 - ク 手持ち工事の状況（対象工事関連）（低入札価格取扱要綱様式第8号）
 - ケ 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関係（低入札価格取扱要綱様式第9号）
 - コ 手持ち資材の状況（低入札価格取扱要綱様式第10号）
 - サ 資材購入予定先一覧（低入札価格取扱要綱様式第11号）
 - シ 手持ち機械の状況（低入札価格取扱要綱様式第12号）
 - ス 機械リース元一覧（低入札価格取扱要綱様式第13号）
 - セ 過去に施工した同種の公共工事名及び発注者（低入札価格取扱要綱様式第14号）
 - ソ 誓約書（低入札価格取扱要綱様式第15号）
 - タ 社会保険等への加入状況届（低入札価格取扱要綱様式第16号）
- (4) 失格基準を定めている場合における再度入札の低価格入札者は、落札保留の通知をした日の翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）の午後3時までに再度入札に係る入札金額見積内訳書を契約課に提出しなければならない。この場合において、失格とならなかった低価格入札者の前項に掲げる書類の提出は、再度入札に係る入札金額見積内訳書を提出した日の翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）の午後3時までとする。
- (5) 落札者の決定は、落札保留の通知をした日の翌日から起算して21日以内に、(3)において提出された書類に基づく低入札価格調査及び入札参加資格の確認を経て行う。低入札価格調査において、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められた場合は、その者がした入札を失格とする。また、入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がした

入札を無効とする。

5 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布

- (1) 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布（以下「設計図書等の閲覧等」という。）の方法は工事ごとに別に定める。
- (2) 設計図書等の閲覧等を工事担当課にて行う場合には、設計図書等の閲覧等を希望する者は、設計図書等貸出申請書を工事担当課に提示すること。なお、入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、代表構成員となり得る者に設計図書等の閲覧等を行う。
- (3) 設計図書等の閲覧等を電子配布とする場合には、入札情報公開システムに掲載する「発注図書公開 URL ファイル.pdf」より発注図書閲覧・ダウンロード URL を参照すること。
- (4) 設計図書等に関する質問及び回答は、システムにおいて行う。ただし、回答の内容によっては書面により行う場合がある。質問の受付期間及び回答日は工事ごとに別に定める。
- (5) やむを得ない理由により、システムにおいて設計図書等に関する質問を行うことができない場合は、書面による質疑応答書の提出を行うことができる。この場合、回答は契約課窓口において書面により行い、併せて質問及び回答を入札情報公開システムに掲示する。

6 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。入札保証金を免除する場合は、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条第1項の規定による。
- (2) 契約保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。契約保証金を求める場合の取扱いについては、さいたま市契約規則第29条の規定による。

7 契約金の支払方法

- (1) 前金払及び部分払の有無については工事ごとに別に定める。
- (2) 前金払をする場合の前払金の額は、契約金額の10分の4以内（継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、その年度の支払限度額の10分の4以内）とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。
債務負担に該当する契約に係る前払金の請求については、工事ごとに別に定める。
- (3) 部分払をする場合には、3箇月ごとに出来形部分の10分の9に相当する額を限度として行うこととする。
- (4) 契約金額が500万円以上で、かつ、工期が2月を超える工事は、中間前金払をすることができる。この場合において、部分払の適用のある工事については、中間前金払と部分払は選択制とし、契約締結時に選択するものとする。ただし、継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、中間前金払を選択した場合であっても、当該年度末の部分払を行うことができる。
- (5) 中間前金払をする場合の中間前払金の額は、当該工事の材料費等に相当する額として契約金額の10分の2以内（継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、その年度の支払限度額の10分の2以内）とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

8 入札の無効

さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得（平成18年さいたま市制定）第16条第1項各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

9 その他

- (1) 本公告の写しは、市のホームページに掲載し、契約課にて閲覧に供する。

さいたま市告示一覧（令和4年10月1日から同月15日まで）

- (2) 本公告に係る入札に用いる書類は、市のホームページからダウンロードして使用すること。
- (3) 入札に参加しようとする者は、システムに掲載する注意事項を熟知した上で参加すること。
- (4) 開札は市民に公開する。傍聴の申込者が多数の場合は、会場の規模に応じ申込順により人数制限を行う。
- (5) 入札の参加者は開札に立会うことができる。立会いを希望する参加者は、開札日時までに届出書（さいたま市電子入札運用基準（平成18年さいたま市制定）様式第3号）を契約課に提出すること。また、代理人が立会う場合は併せて委任状（さいたま市電子入札運用基準様式第4号）を提出すること。
- (6) 再度入札は1回までとし、原則として初度入札の当日又は翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）に行うものとする。ただし、予定価格を事前公表している場合は、再度入札は行わない。再度入札を行う場合において、初度入札に参加しない者、初度入札において無効の入札を行った者及び失格となった者は、再度入札に参加することができない。
- (7) 本市発注の建設工事を初めて請負うことになる落札候補者等（以下「調査対象者」という。）は、必要に応じて行う事業所の所在地等の調査に協力すること。ただし、調査対象者が特定共同企業体である場合を除く。
- (8) 落札者は、一般競争入札参加資格等確認資料に記載した配置予定技術者を当該工事に配置すること。
- (9) 本公告に定めのない事項は、さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得、さいたま市建設工事等事後審査型一般競争入札取扱要綱（平成19年さいたま市制定）、低入札価格取扱要綱、最低制限価格取扱要綱、さいたま市電子入札運用基準、さいたま市競争入札参加資格業者実態調査実施要領（平成24年さいたま市制定）及び特例監理技術者等の配置に係る取扱要領（令和3年さいたま市制定）の定めるところによる。

| | | |
|-----------|--|--|
| 契約整理番号 | 04-4465-34 | |
| 入札方法 | 一般競争入札（電子） | |
| 参加形態 | 単体企業 | |
| 工事名 | 道路修繕工事（R4一般国道463号バイパス外） | |
| 工事場所 | さいたま市緑区大字下野田地内 | |
| 履行期間 | 契約確定の日から令和5年3月3日まで | |
| 概要 | 概算数量発注方式による発注 延長 68.1m 幅員 6.8~12.3m 舗装工 切削オーバーレイ 1827㎡ 中間層 1640㎡ 表層 1827㎡ 区画線工一式 付帯工一式 交通管理工一式 | |
| 予定価格（税込） | 事後公表 | |
| 最低制限価格 | 設定する | |
| 参加申請受付期間 | 令和4年10月13日（木）午前9時から 令和4年10月17日（月）午後5時まで | |
| 入札書提出期間 | 令和4年10月18日（火）午前9時から 令和4年10月19日（水）午後5時まで | |
| 開札の場所及び日時 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和4年10月20日（木）午後3時20分 | |
| 参加資格 | 名簿登載業種等 | 舗装工事業 B級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。 |
| | 所在地区分 | さいたま市南部建設事務所の所管区域内（中央区、桜区、浦和区、南区及び緑区）に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。 |

さいたま市告示一覧（令和4年10月1日から同月15日まで）

| | | | | | | | | | |
|-----------|--------------------|---|----|-------|---|-----|---|-----|---|
| | 施工実績等 | 本市発注の舗装工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 | | | | | | | |
| | 2に掲げるもの以外に提出を要する書類 | - | | | | | | | |
| 設計図書等 | 閲覧等の方法及び開始期日 | 電子配布 令和4年10月3日（月）から | | | | | | | |
| | 質問受付期間 | 令和4年10月 3日（月）午前9時から 令和4年10月12日（水）午後5時まで | | | | | | | |
| | 質問回答期日 | 令和4年10月17日（月） | | | | | | | |
| 保証金及び支払方法 | | 入札保証金 | 免除 | 契約保証金 | 要 | 前金払 | 有 | 部分払 | 有 |
| その他 | | <ul style="list-style-type: none"> ・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事（受注者希望型）」の対象案件である。 ・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。 ・本工事は、「ICT活用工事（舗装工（修繕工））」の対象案件である。 | | | | | | | |
| 工事担当課 | | さいたま市中央区下落合5丁目7番10号 さいたま市建設局南部建設事務所道路維持課 電話 048-840-6224 | | | | | | | |
| 契約担当課 | | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180 | | | | | | | |
| 契約整理番号 | | 04-4365-105 | | | | | | | |
| 入札方法 | | 一般競争入札（電子） | | | | | | | |
| 参加形態 | | 単体企業 | | | | | | | |
| 工事名 | | 道路修繕工事（R4主要地方道川口上尾線）その2 | | | | | | | |
| 工事場所 | | さいたま市北区土呂町2丁目地内 | | | | | | | |
| 履行期間 | | 契約確定の日から令和5年2月28日まで | | | | | | | |
| 概要 | | 概算数量発注方式による発注 延長380m 幅員7.8m 舗装工 切削オーバーレイ（平均切削厚12cm、再生粗粒度As-20、t=7cm）2990㎡ 表層（改質Ⅱ型密粒度As-20、t=5cm）2990㎡ 付帯工一式 | | | | | | | |
| 予定価格（税込） | | 事後公表 | | | | | | | |
| 最低制限価格 | | 設定する | | | | | | | |
| 参加申請受付期間 | | 令和4年10月13日（木）午前9時から 令和4年10月17日（月）午後5時まで | | | | | | | |
| 入札書提出期間 | | 令和4年10月18日（火）午前9時から 令和4年10月19日（水）午後5時まで | | | | | | | |
| 開札の場所及び日時 | | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和4年10月20日（木）午後3時30分 | | | | | | | |
| 参加資格 | 名簿登載業種等 | 舗装工事業 A級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。 | | | | | | | |
| | 所在地区分 | さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。 | | | | | | | |
| | 施工実績等 | 本市発注の舗装工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 | | | | | | | |
| | 2に掲げるもの以外に提出を要する書類 | - | | | | | | | |

さいたま市告示一覧（令和4年10月1日から同月15日まで）

| | | | | | | | | | |
|-----------|--------------------|---|----|-------|---|-----|---|-----|---|
| 設計図書等 | 閲覧等の方法及び開始期日 | 電子配布 令和4年10月3日（月）から | | | | | | | |
| | 質問受付期間 | 令和4年10月 3日（月）午前9時から 令和4年10月12日（水）午後5時まで | | | | | | | |
| | 質問回答期日 | 令和4年10月17日（月） | | | | | | | |
| 保証金及び支払方法 | | 入札保証金 | 免除 | 契約保証金 | 要 | 前金払 | 有 | 部分払 | 有 |
| その他 | | <p>・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事（受注者希望型）」の対象案件である。</p> <p>・本工事は、「建設工事の遠隔臨場に関する試行対象工事（発注者指定型）」の対象案件である。</p> | | | | | | | |
| 工事担当課 | | さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 さいたま市建設局北部建設事務所道路維持課 電話 048-646-3224 | | | | | | | |
| 契約担当課 | | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180 | | | | | | | |
| 契約整理番号 | | 04-4365-106 | | | | | | | |
| 入札方法 | | 一般競争入札（電子） | | | | | | | |
| 参加形態 | | 単体企業 | | | | | | | |
| 工事名 | | 道路修繕工事（R4主要地方道野田岩槻線） | | | | | | | |
| 工事場所 | | さいたま市岩槻区大字大口地内外 | | | | | | | |
| 履行期間 | | 契約確定の日から令和5年2月28日まで | | | | | | | |
| 概要 | | 概算数量発注方式による発注 延長310m 幅員5.6～9.1m 舗装工【夜間】 路面切削（切削厚t=5cm）15㎡ 切削オーバーレイ（平均切削厚t=12cm、再生粗粒度As-20、t=7cm）2120㎡ 表層（改質Ⅱ型密粒度As-20、t=5cm）2130㎡ 付帯工【夜間】一式 | | | | | | | |
| 予定価格（税込） | | 事後公表 | | | | | | | |
| 最低制限価格 | | 設定する | | | | | | | |
| 参加申請受付期間 | | 令和4年10月13日（木）午前9時から 令和4年10月17日（月）午後5時まで | | | | | | | |
| 入札書提出期間 | | 令和4年10月18日（火）午前9時から 令和4年10月19日（水）午後5時まで | | | | | | | |
| 開札の場所及び日時 | | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和4年10月20日（木）午後3時40分 | | | | | | | |
| 参加資格 | 名簿登載業種等 | 舗装工事業 A級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。 | | | | | | | |
| | 所在地区分 | さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。 | | | | | | | |
| | 施工実績等 | 本市発注の舗装工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評価結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 | | | | | | | |
| | 2に掲げるもの以外に提出を要する書類 | - | | | | | | | |
| 設計図書等 | 閲覧等の方法及び開始期日 | 電子配布 令和4年10月3日（月）から | | | | | | | |
| | 質問受付期間 | 令和4年10月 3日（月）午前9時から 令和4年10月12日（水）午後5時まで | | | | | | | |
| | 質問回答期日 | 令和4年10月17日（月） | | | | | | | |
| 保証金及び支払方法 | | 入札保証金 | 免除 | 契約保証金 | 要 | 前金払 | 有 | 部分払 | 有 |

さいたま市告示一覧（令和4年10月1日から同月15日まで）

| | | | | | | | | |
|-----------|---|--|-------|---|-----|---|-----|---|
| | 証金 | | 証金 | | | | | |
| その他 | <ul style="list-style-type: none"> ・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事（受注者希望型）」の対象案件である。 ・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。 ・本工事は、「建設工事の遠隔臨場に関する試行対象工事（発注者指定型）」の対象案件である。 | | | | | | | |
| 工事担当課 | さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 さいたま市建設局北部建設事務所道路維持課 電話 048-646-3223 | | | | | | | |
| 契約担当課 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180 | | | | | | | |
| 契約整理番号 | 04-4359-19 | | | | | | | |
| 入札方法 | 一般競争入札（電子） | | | | | | | |
| 参加形態 | 単体企業 | | | | | | | |
| 工事名 | 一般国道122号蓮田岩槻バイパス並木工区防護柵設置工事（R4） | | | | | | | |
| 工事場所 | さいたま市岩槻区並木1丁目地内 | | | | | | | |
| 履行期間 | 契約確定の日から令和5年3月10日まで | | | | | | | |
| 概要 | 概算数量発注方式による発注 延長 340m 防護柵工 354m 土留 60m 階段手すり 18m 仮設工一式 | | | | | | | |
| 予定価格（税込） | 事後公表 | | | | | | | |
| 最低制限価格 | 設定する | | | | | | | |
| 参加申請受付期間 | 令和4年10月13日（木）午前9時から 令和4年10月17日（月）午後5時まで | | | | | | | |
| 入札書提出期間 | 令和4年10月18日（火）午前9時から 令和4年10月19日（水）午後5時まで | | | | | | | |
| 開札の場所及び日時 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和4年10月20日（木）午後3時50分 | | | | | | | |
| 参加資格 | 名簿登載業種等 | とび・土工工事業 A級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。 | | | | | | |
| | 所在地区分 | さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。 | | | | | | |
| | 施工実績等 | 本市発注のとび・土工工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評価結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 | | | | | | |
| | 2に掲げるもの以外に提出を要する書類 | - | | | | | | |
| 設計図書等 | 閲覧等の方法及び開始期日 | 電子配布 令和4年10月3日（月）から | | | | | | |
| | 質問受付期間 | 令和4年10月 3日（月）午前9時から 令和4年10月12日（水）午後5時まで | | | | | | |
| | 質問回答期日 | 令和4年10月17日（月） | | | | | | |
| 保証金及び支払方法 | 入札保証金 | 免除 | 契約保証金 | 要 | 前金払 | 有 | 部分払 | 有 |
| その他 | <ul style="list-style-type: none"> ・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事（受注者希望型）」の対象案件である。 ・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。 ・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。 | | | | | | | |

さいたま市告示一覧（令和4年10月1日から同月15日まで）

| | | | | | | | | | |
|-----------|---|--|-------|---|-----|---|-----|---|--|
| | ・本工事は、「建設工事の遠隔臨場に関する試行対象工事（発注者指定型）」の対象案件である。 | | | | | | | | |
| 工事担当課 | さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 さいたま市建設局北部建設事務所道路建設課 電話 048-646-3211 | | | | | | | | |
| 契約担当課 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180 | | | | | | | | |
| 契約整理番号 | 04-4477-29 | | | | | | | | |
| 入札方法 | 一般競争入札（電子） | | | | | | | | |
| 参加形態 | 単体企業 | | | | | | | | |
| 工事名 | 田島大牧線下水道撤去工事（南管-R4-S13） | | | | | | | | |
| 工事場所 | さいたま市浦和区前地3丁目地内外 | | | | | | | | |
| 履行期間 | 契約確定の日から令和5年3月10日まで | | | | | | | | |
| 概要 | 撤去工 管きょ撤去工（既設管径200～250mm）346m 取付け管撤去工一式 マンホール撤去工一式 付帯工一式 | | | | | | | | |
| 予定価格（税込） | 29,194,000円 | | | | | | | | |
| 最低制限価格 | 設定する | | | | | | | | |
| 参加申請受付期間 | 令和4年10月13日（木）午前9時から 令和4年10月17日（月）午後5時まで | | | | | | | | |
| 入札書提出期間 | 令和4年10月18日（火）午前9時から 令和4年10月19日（水）午後5時まで | | | | | | | | |
| 開札の場所及び日時 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和4年10月20日（木）午後4時00分 | | | | | | | | |
| 参加資格 | 名簿登載業種等 | 土木工事業 B級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。 | | | | | | | |
| | 所在地区分 | さいたま市南部建設事務所の所管区域内（中央区、桜区、浦和区、南区及び緑区）に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。 | | | | | | | |
| | 施工実績等 | 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 | | | | | | | |
| | 2に掲げるもの以外に提出を要する書類 | - | | | | | | | |
| 設計図書等 | 閲覧等の方法及び開始期日 | 電子配布 令和4年10月3日（月）から | | | | | | | |
| | 質問受付期間 | 令和4年10月 3日（月）午前9時から 令和4年10月12日（水）午後5時まで | | | | | | | |
| | 質問回答期日 | 令和4年10月17日（月） | | | | | | | |
| 保証金及び支払方法 | 入札保証金 | 免除 | 契約保証金 | 要 | 前金払 | 有 | 部分払 | 有 | |
| その他 | ・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事（受注者希望型）」の対象案件である。 ・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。 ・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。 | | | | | | | | |
| 工事担当課 | さいたま市中央区下落合5丁目7番10号 さいたま市建設局南部建設事務所下水道管理課 電話 048-840-6250 | | | | | | | | |
| 契約担当課 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180 | | | | | | | | |
| 契約整理番号 | 04-5436-2 | | | | | | | | |

さいたま市告示一覧（令和4年10月1日から同月15日まで）

| | | | | | | | | |
|-----------|---|---|-------|---|-----|---|-----|---|
| 入札方法 | 一般競争入札（電子） | | | | | | | |
| 参加形態 | 単体企業 | | | | | | | |
| 工事名 | 土器の館北側擁壁改修工事 | | | | | | | |
| 工事場所 | さいたま市大宮区高鼻町2丁目地内 | | | | | | | |
| 履行期間 | 契約確定の日から令和5年3月31日まで | | | | | | | |
| 概要 | 土工一式 プレキャスト擁壁工一式 ブロック積工 334㎡ 舗装工 211㎡ 道路附属施設工一式 排水構造物工一式 敷地整備工一式 電気設備工一式 管理施設整備工一式 植栽工一式 構造物撤去工一式 樹木管理工一式 仮設工一式 | | | | | | | |
| 予定価格（税込） | 125,840,000円 | | | | | | | |
| 最低制限価格 | 設定する | | | | | | | |
| 参加申請受付期間 | 令和4年10月14日（金）午前9時から 令和4年10月18日（火）午後5時まで | | | | | | | |
| 入札書提出期間 | 令和4年10月19日（水）午前9時から 令和4年10月20日（木）午後5時まで | | | | | | | |
| 開札の場所及び日時 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和4年10月21日（金）午後1時30分 | | | | | | | |
| 参加資格 | 名簿登載業種等 | 土木工事業 S級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。 | | | | | | |
| | 所在地区分 | さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。 | | | | | | |
| | 施工実績等 | 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 | | | | | | |
| | 2に掲げるもの以外に提出を要する書類 | - | | | | | | |
| 設計図書等 | 閲覧等の方法及び開始期日 | 電子配布 令和4年10月3日（月）から | | | | | | |
| | 質問受付期間 | 令和4年10月 3日（月）午前9時から 令和4年10月13日（木）午後5時まで | | | | | | |
| | 質問回答期日 | 令和4年10月18日（火） | | | | | | |
| 保証金及び支払方法 | 入札保証金 | 免除 | 契約保証金 | 要 | 前金払 | 有 | 部分払 | 有 |
| その他 | 本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。 | | | | | | | |
| 工事担当課 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 教育委員会事務局生涯学習部文化財保護課 電話 048-829-1723 | | | | | | | |
| 契約担当課 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180 | | | | | | | |
| 契約整理番号 | 04-4356-91 | | | | | | | |
| 入札方法 | 一般競争入札（電子） | | | | | | | |
| 参加形態 | 単体企業 | | | | | | | |
| 工事名 | 歩道整備工事（主要地方道川口上尾線・R4本郷町工区） | | | | | | | |
| 工事場所 | さいたま市北区本郷町地内 | | | | | | | |
| 履行期間 | 契約確定の日から令和5年3月24日まで | | | | | | | |
| 概要 | 延長249m 道路土工一式 排水構造物工 462m 構造物撤去工一式 舗装工（車道）2279㎡（歩道）1175㎡ 道路附属施設工一式 仮設工一式 | | | | | | | |
| 予定価格（税込） | 104,324,000円 | | | | | | | |
| 最低制限価格 | 設定する | | | | | | | |
| 参加申請受付期間 | 令和4年10月20日（木）午前9時から 令和4年10月24日（月）午後5時まで | | | | | | | |
| 入札書提出期間 | 令和4年10月25日（火）午前9時から 令和4年10月26日（水）午後5時まで | | | | | | | |

さいたま市告示一覧（令和4年10月1日から同月15日まで）

| | | | | | | | | | |
|-----------|--------------------|--|----|-------|---|-----|---|-----|---|
| 開札の場所及び日時 | | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和4年10月27日（木）午後1時40分 | | | | | | | |
| 参加資格 | 名簿登載業種等 | 土木工事業 S級又はA級。ただし、A級については、当該業種で令和2年度又は令和3年度のさいたま市優秀建設工事業者表彰を受賞していること又は令和2年1月1日から令和3年12月31日までの間に工事完成検査を受けた当該業種の「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」の2件以上の平均点が76点以上であること（該当者については、本工事の入札情報公開システムに掲載する「令和4年度建設工事の発注標準及び発注標準優秀施工者について」を参照すること。）。 | | | | | | | |
| | | 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。 | | | | | | | |
| | 所在地区分 | さいたま市内に、本店を有していること。 | | | | | | | |
| | | 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。 | | | | | | | |
| | 施工実績等 | 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 | | | | | | | |
| | 2に掲げるもの以外に提出を要する書類 | - | | | | | | | |
| 設計図書等 | 閲覧等の方法及び開始期日 | 電子配布 令和4年10月3日（月）から | | | | | | | |
| | 質問受付期間 | 令和4年10月 3日（月）午前9時から 令和4年10月19日（水）午後5時まで | | | | | | | |
| | 質問回答期日 | 令和4年10月24日（月） | | | | | | | |
| 保証金及び支払方法 | | 入札保証金 | 免除 | 契約保証金 | 要 | 前金払 | 有 | 部分払 | 有 |
| その他 | | <ul style="list-style-type: none"> ・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事（受注者希望型）」の対象案件である。 ・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。 ・本工事は、「建設工事の遠隔臨場に関する試行対象工事（発注者指定型）」の対象案件である。 | | | | | | | |
| 工事担当課 | | さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 さいたま市建設局北部建設事務所道路安全対策課 電話 048-646-3207 | | | | | | | |
| 契約担当課 | | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180 | | | | | | | |
| 契約整理番号 | | 04-1655-5 | | | | | | | |
| 入札方法 | | 一般競争入札（電子） | | | | | | | |
| 参加形態 | | 単体企業 | | | | | | | |
| 工事名 | | 東大宮コミュニティセンター中規模修繕（建築）工事 | | | | | | | |
| 工事場所 | | さいたま市見沼区東大宮4丁目31番地1 | | | | | | | |
| 履行期間 | | 契約確定の日から令和5年7月31日まで | | | | | | | |
| 概要 | | 防水改修工事 外壁改修工事 建具改修工事 内装改修工事 塗装改修工事 環境配慮改修工事 外構改修工事 外 | | | | | | | |
| 予定価格（税込） | | 277,640,000円 | | | | | | | |
| 最低制限価格 | | 設定する | | | | | | | |
| 参加申請受付期間 | | 令和4年10月20日（木）午前9時から 令和4年10月24日（月）午後5時まで | | | | | | | |
| 入札書提出期間 | | 令和4年10月25日（火）午前9時から 令和4年10月26日（水）午後5時まで | | | | | | | |
| 開札の場所及び日時 | | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 | | | | | | | |

さいたま市告示一覧（令和4年10月1日から同月15日まで）

| | | | | | | | | | |
|-----------|--------------------|---|----|-------|---|-----|---|-----|---|
| | | 令和4年10月27日（木）午後1時50分 | | | | | | | |
| 参加資格 | 名簿登載業種等 | 建築工事業 S級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。 | | | | | | | |
| | 所在地区分 | さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。 | | | | | | | |
| | 施工実績等 | 本市発注の建築工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 | | | | | | | |
| | 2に掲げるもの以外に提出を要する書類 | - | | | | | | | |
| 設計図書等 | 閲覧等の方法及び開始期日 | 電子配布 令和4年10月3日（月）から | | | | | | | |
| | 質問受付期間 | 令和4年10月 3日（月）午前9時から 令和4年10月19日（水）午後5時まで | | | | | | | |
| | 質問回答期日 | 令和4年10月24日（月） | | | | | | | |
| 保証金及び支払方法 | | 入札保証金 | 免除 | 契約保証金 | 要 | 前金払 | 有 | 部分払 | 有 |
| その他 | | <ul style="list-style-type: none"> ・「東大宮コミュニティセンター中規模修繕（電気設備）工事」又は「東大宮コミュニティセンター中規模修繕（機械設備）工事」の落札候補者が決まらないときは、開札後であっても本件入札を中止する。 ・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。 | | | | | | | |
| 工事担当課 | | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市建設局建築部保全管理課 電話 048-829-1510 | | | | | | | |
| 契約担当課 | | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180 | | | | | | | |
| 契約整理番号 | | 04-1655-6 | | | | | | | |
| 入札方法 | | 一般競争入札（電子） | | | | | | | |
| 参加形態 | | 単体企業 | | | | | | | |
| 工事名 | | 東大宮コミュニティセンター中規模修繕（電気設備）工事 | | | | | | | |
| 工事場所 | | さいたま市見沼区東大宮4丁目31番地1 | | | | | | | |
| 履行期間 | | 契約確定の日から令和5年7月31日まで | | | | | | | |
| 概要 | | 受変電設備工事一式 動力設備工事一式 電灯設備工事一式 発電設備工事一式 構内交換設備工事一式 テレビ共同受信設備工事一式 電気時計設備工事一式 誘導支援設備工事一式 拡声設備工事一式 監視カメラ設備工事一式 火災報知設備工事一式 駐車場管制設備工事一式 構内配電線路工事一式 既存設備撤去工事一式 | | | | | | | |
| 予定価格（税込） | | 208,780,000円 | | | | | | | |
| 最低制限価格 | | 設定する | | | | | | | |
| 参加申請受付期間 | | 令和4年10月20日（木）午前9時から 令和4年10月24日（月）午後5時まで | | | | | | | |
| 入札書提出期間 | | 令和4年10月25日（火）午前9時から 令和4年10月26日（水）午後5時まで | | | | | | | |
| 開札の場所及び日時 | | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和4年10月27日（木）午後2時00分 | | | | | | | |
| 参加資格 | 名簿登載業種等 | 電気工事業 A級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。 | | | | | | | |
| | 所在地区分 | さいたま市内に、本店を有していること。 | | | | | | | |

さいたま市告示一覧（令和4年10月1日から同月15日まで）

| | | | | | | | | | | |
|-----------|--------------------|---|-------|-----|-------|-----|-----|---|-----|---|
| | | 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。 | | | | | | | | |
| | 施工実績等 | 本市発注の電気工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 | | | | | | | | |
| | 2に掲げるもの以外に提出を要する書類 | － | | | | | | | | |
| 設計図書等 | 閲覧等の方法及び開始期日 | 電子配布 令和4年10月3日（月）から | | | | | | | | |
| | 質問受付期間 | 令和4年10月3日（月）午前9時から 令和4年10月19日（水）午後5時まで | | | | | | | | |
| | 質問回答期日 | 令和4年10月24日（月） | | | | | | | | |
| 保証金及び支払方法 | | <table border="1"> <tr> <td>入札保証金</td> <td>免除</td> <td>契約保証金</td> <td>要</td> <td>前金払</td> <td>有</td> <td>部分払</td> <td>有</td> </tr> </table> | 入札保証金 | 免除 | 契約保証金 | 要 | 前金払 | 有 | 部分払 | 有 |
| 入札保証金 | 免除 | 契約保証金 | 要 | 前金払 | 有 | 部分払 | 有 | | | |
| その他 | | <ul style="list-style-type: none"> ・「東大宮コミュニティセンター中規模修繕（建築）工事」の落札候補者が決まらないときは、本件入札に関する開札を延期又は中止する場合がある。 ・「東大宮コミュニティセンター中規模修繕（機械設備）工事」の落札候補者が決まらないときは、開札後であっても本件入札を中止する。 ・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。 | | | | | | | | |
| 工事担当課 | | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市建設局建築部設備課 電話 048-829-1839 | | | | | | | | |
| 契約担当課 | | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180 | | | | | | | | |
| 契約整理番号 | | 04-1655-7 | | | | | | | | |
| 入札方法 | | 一般競争入札（電子） | | | | | | | | |
| 参加形態 | | 単体企業 | | | | | | | | |
| 工事名 | | 東大宮コミュニティセンター中規模修繕（機械設備）工事 | | | | | | | | |
| 工事場所 | | さいたま市見沼区東大宮4丁目31番地1 | | | | | | | | |
| 履行期間 | | 契約確定の日から令和5年7月31日まで | | | | | | | | |
| 概要 | | 空気調和設備工事一式 換気設備工事一式 排煙設備工事一式 自動制御設備工事一式 衛生器具設備工事一式 給水設備工事一式 排水設備工事一式 給湯設備工事一式 消火設備工事一式 厨房設備工事一式 都市ガス設備工事一式 既存設備撤去工事一式 | | | | | | | | |
| 予定価格（税込） | | 239,250,000円 | | | | | | | | |
| 最低制限価格 | | 設定する | | | | | | | | |
| 参加申請受付期間 | | 令和4年10月20日（木）午前9時から 令和4年10月24日（月）午後5時まで | | | | | | | | |
| 入札書提出期間 | | 令和4年10月25日（火）午前9時から 令和4年10月26日（水）午後5時まで | | | | | | | | |
| 開札の場所及び日時 | | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和4年10月27日（木）午後2時10分 | | | | | | | | |
| 参加資格 | 名簿登載業種等 | 管工事業 A級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。 | | | | | | | | |
| | 所在地区分 | さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。 | | | | | | | | |
| | 施工実績等 | 本市発注の管工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 | | | | | | | | |

さいたま市告示一覧（令和4年10月1日から同月15日まで）

| | | | | | | | | | |
|-----------|--------------------|---|----|-------|---|-----|---|-----|---|
| | 2に掲げるもの以外に提出を要する書類 | - | | | | | | | |
| 設計図書等 | 閲覧等の方法及び開始期日 | 電子配布 令和4年10月3日（月）から | | | | | | | |
| | 質問受付期間 | 令和4年10月 3日（月）午前9時から 令和4年10月19日（水）午後5時まで | | | | | | | |
| | 質問回答期日 | 令和4年10月24日（月） | | | | | | | |
| 保証金及び支払方法 | | 入札保証金 | 免除 | 契約保証金 | 要 | 前金払 | 有 | 部分払 | 有 |
| その他 | | <p>・「東大宮コミュニティセンター中規模修繕（建築）工事」又は「東大宮コミュニティセンター中規模修繕（電気設備）工事」の落札候補者が決まらないときは、本件入札に関する開札を延期又は中止する場合がある。</p> <p>・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。</p> | | | | | | | |
| 工事担当課 | | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市建設局建築部設備課 電話 048-829-1839 | | | | | | | |
| 契約担当課 | | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180 | | | | | | | |
| 契約整理番号 | | 04-4762-16 | | | | | | | |
| 入札方法 | | 一般競争入札（電子） | | | | | | | |
| 参加形態 | | 単体企業 | | | | | | | |
| 工事名 | | 北消防署中規模修繕（建築）工事 | | | | | | | |
| 工事場所 | | さいたま市北区宮原町4丁目66番地14 | | | | | | | |
| 履行期間 | | 契約確定の日から令和5年11月17日まで | | | | | | | |
| 概要 | | 防水改修工事 外壁改修工事 建具改修工事 内装改修工事 塗装改修工事 外 | | | | | | | |
| 予定価格（税込） | | 244,860,000円 | | | | | | | |
| 最低制限価格 | | 設定する | | | | | | | |
| 参加申請受付期間 | | 令和4年10月20日（木）午前9時から 令和4年10月24日（月）午後5時まで | | | | | | | |
| 入札書提出期間 | | 令和4年10月25日（火）午前9時から 令和4年10月26日（水）午後5時まで | | | | | | | |
| 開札の場所及び日時 | | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和4年10月27日（木）午後2時20分 | | | | | | | |
| 参加資格 | 名簿登載業種等 | 建築工事業 S級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。 | | | | | | | |
| | 所在地区分 | さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。 | | | | | | | |
| | 施工実績等 | 本市発注の建築工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 | | | | | | | |
| | 2に掲げるもの以外に提出を要する書類 | - | | | | | | | |
| 設計図書等 | 閲覧等の方法及び開始期日 | 電子配布 令和4年10月3日（月）から | | | | | | | |
| | 質問受付期間 | 令和4年10月 3日（月）午前9時から 令和4年10月19日（水）午後5時まで | | | | | | | |
| | 質問回答期日 | 令和4年10月24日（月） | | | | | | | |
| 保証金及び支払方法 | | 入札保証金 | 免除 | 契約保証金 | 要 | 前金払 | 有 | 部分払 | 有 |

さいたま市告示一覧（令和4年10月1日から同月15日まで）

| | | | | | | | | |
|-----------|---|---|-------|---|-----|---|-----|---|
| その他 | <ul style="list-style-type: none"> 「北消防署中規模修繕（電気設備）工事」又は「北消防署中規模修繕（機械設備）工事」の落札候補者が決まらないときは、開札後であっても本件入札を中止する。 本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。 | | | | | | | |
| 工事担当課 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市建設局建築部保全管理課 電話 048-829-1510 | | | | | | | |
| 契約担当課 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180 | | | | | | | |
| 契約整理番号 | 04-4762-17 | | | | | | | |
| 入札方法 | 一般競争入札（電子） | | | | | | | |
| 参加形態 | 単体企業 | | | | | | | |
| 工事名 | 北消防署中規模修繕（電気設備）工事 | | | | | | | |
| 工事場所 | さいたま市北区宮原町4丁目66番地14 | | | | | | | |
| 履行期間 | 契約確定の日から令和5年11月17日まで | | | | | | | |
| 概要 | 電灯設備工事一式 動力設備工事一式 受変電設備工事一式 情報表示設備工事一式 映像・音響設備工事一式 拡声設備工事一式 テレビ共同受信設備工事一式 監視カメラ設備工事一式 自動火災報知設備工事一式 構内配電線路工事一式 既存設備撤去工事一式 | | | | | | | |
| 予定価格（税込） | 128,150,000円 | | | | | | | |
| 最低制限価格 | 設定する | | | | | | | |
| 参加申請受付期間 | 令和4年10月20日（木）午前9時から 令和4年10月24日（月）午後5時まで | | | | | | | |
| 入札書提出期間 | 令和4年10月25日（火）午前9時から 令和4年10月26日（水）午後5時まで | | | | | | | |
| 開札の場所及び日時 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和4年10月27日（木）午後2時30分 | | | | | | | |
| 参加資格 | 名簿登載業種等 | 電気工事業 A級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。 | | | | | | |
| | 所在地区分 | さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。 | | | | | | |
| | 施工実績等 | 本市発注の電気工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 | | | | | | |
| | 2に掲げるもの以外に提出を要する書類 | - | | | | | | |
| 設計図書等 | 閲覧等の方法及び開始期日 | 電子配布 令和4年10月3日（月）から | | | | | | |
| | 質問受付期間 | 令和4年10月 3日（月）午前9時から 令和4年10月19日（水）午後5時まで | | | | | | |
| | 質問回答期日 | 令和4年10月24日（月） | | | | | | |
| 保証金及び支払方法 | 入札保証金 | 免除 | 契約保証金 | 要 | 前金払 | 有 | 部分払 | 有 |
| その他 | <ul style="list-style-type: none"> 「北消防署中規模修繕（建築）工事」の落札候補者が決まらないときは、本件入札に関する開札を延期又は中止する場合がある。 「北消防署中規模修繕（機械設備）工事」の落札候補者が決まらないときは、開札後であっても本件入札を中止する。 | | | | | | | |

さいたま市告示一覧（令和4年10月1日から同月15日まで）

| | | | | | | | | | |
|-----------|--------------------|--|----|-------|---|-----|---|-----|---|
| | | ・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。 | | | | | | | |
| 工事担当課 | | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市建設局建築部設備課 電話 048-829-1839 | | | | | | | |
| 契約担当課 | | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180 | | | | | | | |
| 契約整理番号 | | 04-4762-18 | | | | | | | |
| 入札方法 | | 一般競争入札（電子） | | | | | | | |
| 参加形態 | | 単体企業 | | | | | | | |
| 工事名 | | 北消防署中規模修繕（機械設備）工事 | | | | | | | |
| 工事場所 | | さいたま市北区宮原町4丁目66番地14 | | | | | | | |
| 履行期間 | | 契約確定の日から令和5年11月17日まで | | | | | | | |
| 概要 | | 空気調和設備工事一式 換気設備工事一式 自動制御設備工事一式 衛生器具設備工事一式 給水設備工事一式 排水設備工事一式 給湯設備工事一式 消火設備工事一式 厨房設備工事一式 ガス設備工事一式 既存設備撤去工事一式 | | | | | | | |
| 予定価格（税込） | | 99,649,000円 | | | | | | | |
| 最低制限価格 | | 設定する | | | | | | | |
| 参加申請受付期間 | | 令和4年10月20日（木）午前9時から 令和4年10月24日（月）午後5時まで | | | | | | | |
| 入札書提出期間 | | 令和4年10月25日（火）午前9時から 令和4年10月26日（水）午後5時まで | | | | | | | |
| 開札の場所及び日時 | | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和4年10月27日（木）午後2時40分 | | | | | | | |
| 参加資格 | 名簿登載業種等 | 管工事業 A級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。 | | | | | | | |
| | 所在地区分 | さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。 | | | | | | | |
| | 施工実績等 | 本市発注の管工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 | | | | | | | |
| | 2に掲げるもの以外に提出を要する書類 | - | | | | | | | |
| 設計図書等 | 閲覧等の方法及び開始期日 | 電子配布 令和4年10月3日（月）から | | | | | | | |
| | 質問受付期間 | 令和4年10月 3日（月）午前9時から 令和4年10月19日（水）午後5時まで | | | | | | | |
| | 質問回答期日 | 令和4年10月24日（月） | | | | | | | |
| 保証金及び支払方法 | | 入札保証金 | 免除 | 契約保証金 | 要 | 前金払 | 有 | 部分払 | 有 |
| その他 | | ・「北消防署中規模修繕（建築）工事」又は「北消防署中規模修繕（電気設備）工事」の落札候補者が決まらないときは、本件入札に関する開札を延期又は中止する場合がある。 ・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。 | | | | | | | |
| 工事担当課 | | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市建設局建築部設備課 電話 048-829-1839 | | | | | | | |
| 契約担当課 | | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180 | | | | | | | |
| 契約整理番号 | | 04-5209-59 | | | | | | | |

さいたま市告示一覧（令和4年10月1日から同月15日まで）

| | | | | | | | | |
|-----------|---|---|-------|---|-----|---|-----|---|
| 入札方法 | 一般競争入札（電子） | | | | | | | |
| 参加形態 | 単体企業 | | | | | | | |
| 工事名 | さいたま市立土合小学校便所改修工事 | | | | | | | |
| 工事場所 | さいたま市桜区西堀7丁目21番1号 | | | | | | | |
| 履行期間 | 契約確定の日から令和5年3月15日まで | | | | | | | |
| 概要 | 1～4階男女便所改修工事 みんなのトイレ新設 スロープ新設 | | | | | | | |
| 予定価格（税込） | 93,533,000円 | | | | | | | |
| 最低制限価格 | 設定する | | | | | | | |
| 参加申請受付期間 | 令和4年10月20日（木）午前9時から 令和4年10月24日（月）午後5時まで | | | | | | | |
| 入札書提出期間 | 令和4年10月25日（火）午前9時から 令和4年10月26日（水）午後5時まで | | | | | | | |
| 開札の場所及び日時 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和4年10月27日（木）午後2時50分 | | | | | | | |
| 参加資格 | 名簿登載業種等 | 建築工事業 S級又はA級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。 | | | | | | |
| | 所在地区分 | さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。 | | | | | | |
| | 施工実績等 | 本市発注の建築工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 | | | | | | |
| | 2に掲げるもの以外に提出を要する書類 | - | | | | | | |
| 設計図書等 | 閲覧等の方法及び開始期日 | 電子配布 令和4年10月3日（月）から | | | | | | |
| | 質問受付期間 | 令和4年10月 3日（月）午前9時から 令和4年10月19日（水）午後5時まで | | | | | | |
| | 質問回答期日 | 令和4年10月24日（月） | | | | | | |
| 保証金及び支払方法 | 入札保証金 | 免除 | 契約保証金 | 要 | 前金払 | 有 | 部分払 | 有 |
| その他 | <ul style="list-style-type: none"> ・本工事は、「さいたま市営繕工事における週休2日モデル工事实施要領」における対象工事（受注者希望方式）である。 ・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。 | | | | | | | |
| 工事担当課 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市建設局建築部営繕課 電話 048-829-1527 | | | | | | | |
| 契約担当課 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180 | | | | | | | |
| 契約整理番号 | 04-5209-60 | | | | | | | |
| 入札方法 | 一般競争入札（電子） | | | | | | | |
| 参加形態 | 単体企業 | | | | | | | |
| 工事名 | さいたま市立大谷口小学校便所改修工事 | | | | | | | |
| 工事場所 | さいたま市南区大字広ヶ谷戸24番地 | | | | | | | |
| 履行期間 | 契約確定の日から令和5年3月15日まで | | | | | | | |
| 概要 | 1～3階男女便所改修工事 みんなのトイレ新設 スロープ新設 | | | | | | | |
| 予定価格（税込） | 78,144,000円 | | | | | | | |
| 最低制限価格 | 設定する | | | | | | | |
| 参加申請受付期間 | 令和4年10月20日（木）午前9時から 令和4年10月24日（月）午後5時まで | | | | | | | |
| 入札書提出期間 | 令和4年10月25日（火）午前9時から 令和4年10月26日（水）午後5時まで | | | | | | | |

さいたま市告示一覧（令和4年10月1日から同月15日まで）

| | | | | | | | | | |
|-----------|--------------------|---|----|-------|---|-----|---|-----|---|
| 開札の場所及び日時 | | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和4年10月27日（木）午後3時00分 | | | | | | | |
| 参加資格 | 名簿掲載業種等 | 建築工事業 S級又はA級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で掲載された者であること。 | | | | | | | |
| | 所在地区分 | さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に掲載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。 | | | | | | | |
| | 施工実績等 | 本市発注の建築工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 | | | | | | | |
| | 2に掲げるもの以外に提出を要する書類 | - | | | | | | | |
| 設計図書等 | 閲覧等の方法及び開始期日 | 電子配布 令和4年10月3日（月）から | | | | | | | |
| | 質問受付期間 | 令和4年10月 3日（月）午前9時から 令和4年10月19日（水）午後5時まで | | | | | | | |
| | 質問回答期日 | 令和4年10月24日（月） | | | | | | | |
| 保証金及び支払方法 | | 入札保証金 | 免除 | 契約保証金 | 要 | 前金払 | 有 | 部分払 | 有 |
| その他 | | <ul style="list-style-type: none"> ・本工事は、「さいたま市営繕工事における週休2日モデル工事実施要領」における対象工事（受注者希望方式）である。 ・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。 | | | | | | | |
| 工事担当課 | | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市建設局建築部営繕課 電話 048-829-1527 | | | | | | | |
| 契約担当課 | | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180 | | | | | | | |

さいたま市告示第1466号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和4年10月 3日

さいたま市長 清水 勇 人

1 開発区域に含まれる地域の名称

さいたま市北区盆栽町535番1、535番8、535番9、535番10、535番11、
535番12、535番13、535番14

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

さいたま市浦和区常盤十丁目15番16号

ポラスマイホームプラザ株式会社 代表取締役 中内 啓夫

3 許可番号

令和4年7月1日

第開-N2022032号

4 検査済証番号

令和4年9月30日

第完-N2022032号

さいたま市告示第1467号

さいたま市下水道条例（平成13年さいたま市条例第270号）第8条に規定する下水道排水設備指定工事店を次のとおり指定したため、さいたま市下水道排水設備指定工事店条例（平成13年さいたま市条例第272号）第17条の規定により告示する。

令和4年10月3日

さいたま市長 清水 勇人

1 指定した下水道排水設備指定工事店

次の表のとおり

| 指定番号 | 名称 | 営業所の所在地 | 氏名又は代表者名 |
|-------|-----------|--|----------|
| 第413号 | IDC 商事 | さいたま市大宮区堀の内町 2-92-24 | 西ノ谷 勉 |
| 第414号 | 合同会社 蒼水設備 | さいたま市緑区大字三室 202-66 アールガレージ浦和東 I 103号室 | 古賀 拓磨 |
| 第960号 | 株式会社 武蔵設備 | 入間市新久 669-50 | 水村 貴幸 |

2 指定基準

- 責任技術者が1人以上専属していること。
- 工事の施工に必要な設備及び器材を有していること。
- 埼玉県内に営業所があること。
- 次のアからカまでのいずれにも該当しない者であること。
 - 工事業者（法人にあっては代表者）が、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - 工事業者（法人にあっては代表者）が、さいたま市下水道排水設備指定工事店条例（以下「指定工事店条例」という。）第15条第1項の規定により責任技術者としての登録を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者
 - 指定工事店条例第6条第1項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者
 - その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
 - 工事業者（法人にあっては代表者）が、精神の機能の障害により排水設備等の新設等の工事の事業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
 - 法人で、その役員のうちアからオまでのいずれかに該当する者があるもの

3 指定業務

排水設備等の新設等の工事

4 指定有効期間 令和4年10月1日から令和6年3月31日まで

5 連絡先

- 担当 さいたま市役所建設局下水道部下水道維持管理課 排水指導係
- 電話 048（829）1559

さいたま市告示一覧（令和4年10月1日から同月15日まで）

さいたま市告示第1468号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文、第46条第1項及び第53条第1項本文に規定する指定を次のとおり指定したので、第78条第1項第1号、第85条第1項第1号及び第115条の10第1項第1号により告示する。

令和4年10月3日

さいたま市長 清水 勇 人

1 指定した施設・事業所

(1) たいようの杜 短期入所生活介護 事業所

- ア 事業所住所 埼玉県さいたま市浦和区常盤8丁目17番9号
- イ 事業種別 短期入所生活介護
- ウ 申請者 社会福祉法人 まあれ愛恵会
- エ 申請者住所 埼玉県さいたま市南区南浦和2丁目12番17号
- オ 代表者 理事長 海田 英彦
- カ 指定番号 1176518155
- キ 指定年月日 令和4年10月1日

(2) たいようの杜 短期入所生活介護 事業所

- ア 事業所住所 埼玉県さいたま市浦和区常盤8丁目17番9号
- イ 事業種別 介護予防短期入所生活介護
- ウ 申請者 社会福祉法人 まあれ愛恵会
- エ 申請者住所 埼玉県さいたま市南区南浦和2丁目12番17号
- オ 代表者 理事長 海田 英彦
- カ 指定番号 1176518155
- キ 指定年月日 令和4年10月1日

(3) 訪問介護事業所ラビット

- ア 事業所住所 埼玉県さいたま市見沼区大字南中丸767番地1
- イ 事業種別 訪問入浴介護
- ウ 申請者 株式会社ラビット
- エ 申請者住所 埼玉県さいたま市見沼区大字南中丸767番地1
- オ 代表者 代表取締役 飯島 光子
- カ 指定番号 1176519260
- キ 指定年月日 令和4年10月1日

(4) 訪問介護事業所ラビット

- ア 事業所住所 埼玉県さいたま市見沼区大字南中丸767番地1
- イ 事業種別 介護予防訪問入浴介護
- ウ 申請者 株式会社ラビット
- エ 申請者住所 埼玉県さいたま市見沼区大字南中丸767番地1
- オ 代表者 代表取締役 飯島 光子
- カ 指定番号 1176519260
- キ 指定年月日 令和4年10月1日

(5) けあビジョン東大宮

- ア 事業所住所 埼玉県さいたま市見沼区東大宮 3丁目2番地56 クラーク館1階
- イ 事業種別 訪問介護
- ウ 申請者 株式会社ビジュアルビジョン
- エ 申請者住所 埼玉県上尾市上町1丁目1番14号
- オ 代表者 代表取締役 井沢 隆
- カ 指定番号 1176520052
- キ 指定年月日 令和4年10月1日

(6) ケアプランおはなみ

- ア 事業所住所 埼玉県さいたま市岩槻区大字岩槻 6795番地
- イ 事業種別 居宅介護支援
- ウ 申請者 合同会社B e a r
- エ 申請者住所 埼玉県さいたま市岩槻区大字岩槻 6795番地
- オ 代表者 代表社員 阿部 英紀
- カ 指定番号 1176520060
- キ 指定年月日 令和4年10月1日

(7) 訪問介護ステーションケアビリティ

- ア 事業所住所 埼玉県さいたま市浦和区仲町2丁目9番6号 加来ビル406
- イ 事業種別 訪問介護
- ウ 申請者 株式会社M a t e
- エ 申請者住所 東京都練馬区中村北2丁目2番3号 コンパルティア練馬105
- オ 代表者 代表取締役 佐々木 裕基
- カ 指定番号 1176520078
- キ 指定年月日 令和4年10月1日

(8) ウェルパーソンズ大宮

- ア 事業所住所 埼玉県さいたま市見沼区大和田町1丁目916番地3 大和田310ビル2階
- イ 事業種別 福祉用具貸与
- ウ 申請者 ウェルパーソンズ株式会社
- エ 申請者住所 埼玉県さいたま市大宮区土手町1丁目2番地
- オ 代表者 代表取締役 堀越 太志
- カ 指定番号 1176520086
- キ 指定年月日 令和4年10月1日

(9) ウェルパーソンズ大宮

- ア 事業所住所 埼玉県さいたま市見沼区大和田町1丁目916番地3 大和田310ビル2階
- イ 事業種別 特定福祉用具販売
- ウ 申請者 ウェルパーソンズ株式会社
- エ 申請者住所 埼玉県さいたま市大宮区土手町1丁目2番地
- オ 代表者 代表取締役 堀越 太志
- カ 指定番号 1176520086

さいたま市告示一覧（令和4年10月1日から同月15日まで）

キ 指定年月日 令和4年10月1日

(10) ウェルパーソンズ大宮

ア 事業所住所 埼玉県さいたま市見沼区大和田町1丁目916番地3 大和田310ビル2階

イ 事業種別 介護予防福祉用具貸与

ウ 申請者 ウェルパーソンズ株式会社

エ 申請者住所 埼玉県さいたま市大宮区土手町1丁目2番地

オ 代表者 代表取締役 堀越 太志

カ 指定番号 1176520086

キ 指定年月日 令和4年10月1日

(11) ウェルパーソンズ大宮

ア 事業所住所 埼玉県さいたま市見沼区大和田町1丁目916番地3 大和田310ビル2階

イ 事業種別 特定介護予防福祉用具販売

ウ 申請者 ウェルパーソンズ株式会社

エ 申請者住所 埼玉県さいたま市大宮区土手町1丁目2番地

オ 代表者 代表取締役 堀越 太志

カ 指定番号 1176520086

キ 指定年月日 令和4年10月1日

2 連絡先

(1) 担当 さいたま市役所保健福祉局長寿応援部介護保険課事業者係

(2) 電話 048(829)1265

さいたま市告示第1469号

介護保険法第115条の45の5第1項の規定に基づき、次のとおり第1号事業者の指定をしたため告示する。

令和4年10月3日

さいたま市長 清水 勇 人

1 指定した施設・事業所

(1) けあビジョン東大宮

ア 事業所住所 埼玉県さいたま市見沼区東大宮3丁目2番地56 クラーク館1階

イ 事業種別 介護予防訪問介護サービス

ウ 申請者 株式会社ビジュアルビジョン

エ 申請者住所 埼玉県上尾市上町1丁目1番14号

オ 代表者 代表取締役 井沢 隆

カ 指定番号 1176520052

キ 指定年月日 令和4年10月1日

2 連絡先

(1) 担当 さいたま市役所保健福祉局長寿応援部介護保険課事業者係

(2) 電話 048(829)1265

さいたま市告示第1470号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条第1項第2号、第78条の11第1項第2号及び第85条第1項第2号及び第115条の10第1項第2号及び第115条の20第1項第2号の規定により告示する。

令和4年10月3日

さいたま市長 清水 勇 人

1 廃止した施設・事業所

(1) デイハウス つくしんぼ 岩槻 Mahalo

ア 住所 埼玉県さいたま市岩槻区東岩槻1丁目6番地2 山城屋ビル1F

イ 事業種別 地域密着型通所介護

ウ 開設者 株式会社 つくしんぼ

エ 開設者住所 埼玉県さいたま市緑区大字中尾 3175 番地

オ 代表者 代表取締役 加瀬 圭介

カ 指定番号 1176509626

キ 廃止年月日 令和4年8月31日

(2) デイハウス つくしんぼ 岩槻 Mahalo

ア 住所 埼玉県さいたま市岩槻区東岩槻1丁目6番地2 山城屋ビル1F

イ 事業種別 介護予防通所介護サービス

ウ 開設者 株式会社 つくしんぼ

エ 開設者住所 埼玉県さいたま市緑区大字中尾 3175 番地

オ 代表者 代表取締役 加瀬 圭介

カ 指定番号 1176509626

キ 廃止年月日 令和4年8月31日

(3) あずみ苑 三橋

ア 住所 埼玉県さいたま市西区三橋5丁目517番地

イ 事業種別 居宅介護支援

ウ 開設者 株式会社 レオパレス21

エ 開設者住所 東京都中野区本町 2-54-11

オ 代表者 代表取締役 宮尾 文也

カ 指定番号 1176506341

キ 廃止年月日 令和4年9月1日

(4) さいたま記念

ア 住所 埼玉県さいたま市見沼区東宮下 196 番地

イ 事業種別 居宅介護支援

ウ 開設者 医療法人 一成会

エ 開設者住所 埼玉県さいたま市見沼区東宮下 196 番地

オ 代表者 理事長 遠藤 真弘

カ 指定番号 1176504957

キ 廃止年月日 令和4年9月30日

(5) エスケアサポート

ア 住所 埼玉県さいたま市桜区栄和1丁目9番30号
イ 事業種別 福祉用具貸与
ウ 開設者 株式会社エス・クリーニング
エ 開設者住所 群馬県太田市由良町700-2
オ 代表者 代表取締役社長 清水 貴文
カ 指定番号 1176508875
キ 廃止年月日 令和4年9月30日

(6) エスケアサポート

ア 住所 埼玉県さいたま市桜区栄和1丁目9番30号
イ 事業種別 特定福祉用具販売
ウ 開設者 株式会社エス・クリーニング
エ 開設者住所 群馬県太田市由良町700-2
オ 代表者 代表取締役社長 清水 貴文
カ 指定番号 1176508875
キ 廃止年月日 令和4年9月30日

(7) エスケアサポート

ア 住所 埼玉県さいたま市桜区栄和1丁目9番30号
イ 事業種別 介護予防福祉用具貸与
ウ 開設者 株式会社エス・クリーニング
エ 開設者住所 群馬県太田市由良町700-2
オ 代表者 代表取締役社長 清水 貴文
カ 指定番号 1176508875
キ 廃止年月日 令和4年9月30日

(8) エスケアサポート

ア 住所 埼玉県さいたま市桜区栄和1丁目9番30号
イ 事業種別 特定介護予防福祉用具販売
ウ 開設者 株式会社エス・クリーニング
エ 開設者住所 群馬県太田市由良町700-2
オ 代表者 代表取締役社長 清水 貴文
カ 指定番号 1176508875
キ 廃止年月日 令和4年9月30日

(9) ケアサポート株式会社

ア 住所 埼玉県さいたま市見沼区大和田町1丁目916番地3 ロイヤルビル2階
イ 事業種別 福祉用具貸与
ウ 開設者 ケアサポート株式会社
エ 開設者住所 埼玉県さいたま市大宮区土手町1丁目2番地
オ 代表者 代表取締役 堀越 太志
カ 指定番号 1176513313

キ 廃止年月日 令和4年9月30日

(10) ケアサポート株式会社

ア 住所 埼玉県さいたま市見沼区大和田町1丁目916番地3 ロイヤルビル2階

イ 事業種別 特定福祉用具販売

ウ 開設者 ケアサポート株式会社

エ 開設者住所 埼玉県さいたま市大宮区土手町1丁目2番地

オ 代表者 代表取締役 堀越 太志

カ 指定番号 1176513313

キ 廃止年月日 令和4年9月30日

(11) ケアサポート株式会社

ア 住所 埼玉県さいたま市見沼区大和田町1丁目916番地3 ロイヤルビル2階

イ 事業種別 介護予防福祉用具貸与

ウ 開設者 ケアサポート株式会社

エ 開設者住所 埼玉県さいたま市大宮区土手町1丁目2番地

オ 代表者 代表取締役 堀越 太志

カ 指定番号 1176513313

キ 廃止年月日 令和4年9月30日

(12) ケアサポート株式会社

ア 住所 埼玉県さいたま市見沼区大和田町1丁目916番地3 ロイヤルビル2階

イ 事業種別 特定介護予防福祉用具販売

ウ 開設者 ケアサポート株式会社

エ 開設者住所 埼玉県さいたま市大宮区土手町1丁目2番地

オ 代表者 代表取締役 堀越 太志

カ 指定番号 1176513313

キ 廃止年月日 令和4年9月30日

(13) つぼみ

ア 住所 埼玉県さいたま市浦和区大東3丁目16番12号

イ 事業種別 居宅介護支援

ウ 開設者 特定非営利活動法人つぼみの会

エ 開設者住所 埼玉県さいたま市南区大字大谷口1888番地2

オ 代表者 代表理事 本間 園子

カ 指定番号 1176516118

キ 廃止年月日 令和4年9月30日

(14) たのし家・うれし家

ア 住所 埼玉県さいたま市見沼区大字南中野915番地1

イ 事業種別 認知症対応型共同生活介護

ウ 開設者 社会福祉法人 友遊会

エ 開設者住所 秋田県秋田市飯島道東1-5-1

オ 代表者 理事長 稲庭 千弥子

カ 指定番号 1196500258

キ 廃止年月日 令和4年9月30日

(15) たのし家・うれし家

ア 住所 埼玉県さいたま市見沼区大字南中野 915 番地 1

イ 事業種別 介護予防認知症対応型共同生活介護

ウ 開設者 社会福祉法人 友遊会

エ 開設者住所 秋田県秋田市飯島道東 1-5-1

オ 代表者 理事長 稲庭 千弥子

カ 指定番号 1196500258

キ 廃止年月日 令和4年9月30日

(16) おたっしや倶楽部 うらわ

ア 住所 埼玉県さいたま市浦和区領家 7 丁目 28 番 7 号

イ 事業種別 小規模多機能型居宅介護

ウ 開設者 社会福祉法人 鴻鵠の会

エ 開設者住所 埼玉県さいたま市大宮区吉敷町 3 丁目 83 番地 4

オ 代表者 理事長 山崎 きくえ

カ 指定番号 1196500878

キ 廃止年月日 令和4年9月30日

(17) おたっしや倶楽部 うらわ

ア 住所 埼玉県さいたま市浦和区領家 7 丁目 28 番 7 号

イ 事業種別 介護予防小規模多機能型居宅介護

ウ 開設者 社会福祉法人 鴻鵠の会

エ 開設者住所 埼玉県さいたま市大宮区吉敷町 3 丁目 83 番地 4

オ 代表者 理事長 山崎 きくえ

カ 指定番号 1196500878

キ 廃止年月日 令和4年9月30日

(18) ゆうゆう訪問介護

ア 住所 埼玉県さいたま市岩槻区上里 1 丁目 4 番地 61-108

イ 事業種別 介護予防訪問介護サービス

ウ 開設者 有限会社 ゆうゆう

エ 開設者住所 埼玉県さいたま市岩槻区大字平林寺 516 番地 3

オ 代表者 代表取締役 坂下 太郎

カ 指定番号 1170700619

キ 廃止年月日 令和4年10月1日

(19) 訪問介護ステーション 見沼緑水苑

ア 住所 埼玉県さいたま市見沼区大和田町 2 丁目 1260 番地 トヤマビル 301 号

イ 事業種別 訪問介護

ウ 開設者 社会福祉法人 五葉会

エ 開設者住所 埼玉県さいたま市見沼区大和田町 2 丁目 1260 番地 トヤマビル 301 号

オ 代表者 理事長 戸山 文洋

カ 指定番号 1176500666

キ 廃止年月日 令和4年10月1日

(20) 訪問介護ステーション 見沼緑水苑

ア 住所 埼玉県さいたま市見沼区大和田町2丁目1260番地 トヤマビル301号

イ 事業種別 介護予防訪問介護サービス

ウ 開設者 社会福祉法人 五葉会

エ 開設者住所 埼玉県さいたま市見沼区大和田町2丁目1260番地 トヤマビル301号

オ 代表者 理事長 戸山 文洋

カ 指定番号 1176500666

キ 廃止年月日 令和4年10月1日

(21) 訪問介護ステーション 見沼緑水苑

ア 住所 埼玉県さいたま市見沼区大和田町2丁目1260番地 トヤマビル301号

イ 事業種別 家事支援型訪問サービス

ウ 開設者 社会福祉法人 五葉会

エ 開設者住所 埼玉県さいたま市見沼区大和田町2丁目1260番地 トヤマビル301号

オ 代表者 理事長 戸山 文洋

カ 指定番号 1176500666

キ 廃止年月日 令和4年10月1日

(22) プラチナ・訪問介護ステーション伊奈

ア 住所 埼玉県北足立郡伊奈町寿1丁目84-1

イ 事業種別 介護予防訪問介護サービス

ウ 開設者 株式会社レイクス21

エ 開設者住所 東京都千代田区大手町1丁目5番1号

オ 代表者 代表取締役 池 俊明

カ 指定番号 1171300427

キ 廃止年月日 令和4年9月30日

(23) リハビリデイ秋

ア 住所 埼玉県戸田市上戸田5-4-2 小山ハイツ1F

イ 事業種別 介護予防通所介護サービス

ウ 開設者 株式会社フォーシーズン

エ 開設者住所 埼玉県戸田市上戸田3-23-32

オ 代表者 代表取締役 松永 伸幸

カ 指定番号 1171900523

キ 廃止年月日 令和4年9月30日

2 連絡先

(1) 担当 さいたま市役所保健福祉局長寿応援部介護保険課事業者係

(2) 電話 048(829)1265

さいたま市告示第1471号

さいたま市個人住民税賦課事務補助員派遣（令和5年度課税分）について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和4年10月4日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市個人住民税賦課事務補助員派遣（令和5年度課税分）

(2) 履行場所

さいたま市西区西大宮3-4-2外

(3) 業務概要

入札説明書のとおり

(4) 履行期間

令和5年1月27日から令和5年3月30日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務「その他」の受注希望業務「人材派遣」で登載されている者であること。

- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

- (3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

- (4) 入札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りではない。

- (5) 入札日において、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りではない。

- (6) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会からのプライバシーマーク（JISQ15001）付与認定又は情報セキュリティマネジメントシステム認定基準JISQ27001（ISO/IEC27001）の認定を受けている者であること。

- (7) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第5条に規定する労働者派遣事業許可を受けている者であること。

3 入札説明書等の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤 6-4-4 さいたま市財政局税務部市民税課
担当 管理・企画係 電話 048(829)1913

(2) 交付期間

告示の日から令和４年１０月１４日（金）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成１３年さいたま市条例第２号）第１条第１項に規定する休日を除く午前９時から午後４時まで）

(3) 交付方法

DVD-R

(4) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

- ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書
- イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和４年１０月２４日（月）午前８時３０分から午後５時１５分まで

(3) その他

郵送希望者については、４の書類提出時において返信用封筒に８４円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。入札金額は、各業務の１人１時間当たりの単価を予定数量で乗じた総合計金額を記入し、内訳を記載した内訳書を入札書に添付すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未

さいたま市告示一覧（令和4年10月1日から同月15日まで）

満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和4年11月1日（火）午前10時00分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所地下1階 第1会議室

(3) 入札保証金

見積もった金額（単価）に予定業務量を乗じた額（税込み）の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和4年11月1日（火）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局税務部税制課

電話 048(829)1160 FAX 048(829)1986

(8) 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局税務部市民税課

電話 048(829)1913 FAX 048(829)1986

7 契約手続等

(1) 契約保証金

見積もった金額（単価）に予定業務量を乗じた額（税込み）の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は、返却しない。

(2) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

さいたま市告示一覧（令和4年10月1日から同月15日まで）

- (3) 入札後、入札参加者は、本告示、仕様書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (4) 契約条項等は、さいたま市財政局税務部市民税課及びホームページにおいて閲覧できる。
<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>
- (5) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第1472号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和4年10月4日

さいたま市長 清水 勇 人

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
さいたま市岩槻区大字飯塚字本田1193番16
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
（省略）
- 3 許可番号
令和4年8月22日
第開 - N2022055号
- 4 検査済証番号
令和4年10月3日
第完 - N2022055号

さいたま市告示第1473号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、その概要等を同法第6条第3項の規定において準用する同法第5条第3項の規定に基づき公告します。

令和4年10月4日

さいたま市長 清水 勇 人

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 DCMさいたま蓮沼店

所 在 地 さいたま市見沼区大字蓮沼字北海道1406番1ほか

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名 称 DCM株式会社

代 表 者 代表取締役 石黒 靖規

住 所 東京都品川区南大井6丁目22番7号

(3) 変更した事項

ア 大規模小売店舗の名称

（変更前）DCMホームックさいたま蓮沼店

（変更後）DCMさいたま蓮沼店

(4) 変更の年月日

令和4年9月1日

(5) 変更する理由

店舗名称変更のため。

2 届出年月日

令和4年9月26日

3 届出及び添付書類の縦覧期間

令和4年10月4日から令和5年2月6日まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

4 届出及び添付書類の縦覧場所

(1) さいたま市役所経済局商工観光部商業振興課

住所 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

電話 048（829）1364

FAX 048（829）1944

(2) 浦和区役所区民生活部地域商工室

住所 さいたま市浦和区常盤6丁目4番地4

電話 048（829）6179

FAX 048（829）6235

5 この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4箇月以内に、さいたま市長に対し、意見書の提出によりこれを述べることができます。

(1) 意見書の提出期間

さいたま市告示一覧（令和4年10月1日から同月15日まで）

令和4年10月4日から令和5年2月6日まで。

(2) 意見書の提出先

さいたま市役所経済局商工観光部商業振興課

郵便番号 330-9588

住所 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

電話 048(829)1364

FAX 048(829)1944

さいたま市告示第1474号

さいたま市町名変更資料作成等業務（蓮沼下地区）について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和4年10月4日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市町名変更資料作成等業務（蓮沼下地区）

(2) 履行場所

受託者事務所外

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

契約締結の日から令和5年3月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（設計・調査・測量）に業務「建設コンサルタント／都市計画及び地方計画／開発事業」で掲載されている者であること。

(2) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会からのプライバシーマーク（JIS Q 15001）付与認定を受けていること。

(3) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成30年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(4) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(5) 平成30年4月1日以降に、本業務と種類及び規模をほぼ同じくする契約を1件以上締結し、確実に履行した実績を有している者であること。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市市民局区政推進部
担当 中村、山本 電話 048（829）1833

(2) 交付期間

公告の日から令和4年10月18日（火）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで）

(3) 交付費用

無償

(4) その他

郵送又は電子メールによる交付を希望する者は(2)の期間内に(1)の電話番号に連絡すること。

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付方法

全て郵送とする。

(2) 交付日時

令和4年10月20日（木）までに交付するものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和4年10月25日（火）午後2時00分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所 西会議棟1階第6会議室

(3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成1

3年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和4年10月25日（火）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)イに同じ

(6) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は、これを無効とする。

(8) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市市民局区政推進部

電話 048（829）1833

FAX 048（829）1992

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) 契約条項等は、さいたま市市民局区政推進部及びホームページにおいて閲覧できる。

<http://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(2) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第1475号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和4年10月5日

さいたま市長 清水 勇 人

1 開発区域に含まれる地域の名称

さいたま市西区大字宝来字葭野1335番1、1336番1、1337番1

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都品川区大崎一丁目11番2号

株式会社 ローソン

代表取締役 竹増 貞信

3 許可番号

令和4年8月19日

第開-N2022046号

4 検査済証番号

令和4年10月4日

第完-N2022046号

さいたま市告示第1476号

さいたま市セカンドライフ支援事業セミナー開催業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和4年10月5日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市セカンドライフ支援事業セミナー開催業務

(2) 履行場所

さいたま市浦和区東高砂町11-1 コムナーレ9階 セカンドライフ支援センター外

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

契約締結の日から令和5年3月10日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務「イベント・催事」で登載されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること

(4) 過去5年の間、国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体と、高齢者を対象とした就労、ボランティア、生涯学習等に関するセミナー等の業務の契約実績があり、かつ、履行した実績を有する者であること。

3 入札説明書等の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書及び仕様書等を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市ホームページからダウンロード

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/006/003/p092274.html>

(2) 交付期間

告示の日から令和4年10月14日（金）午後4時まで

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

告示の日から令和4年10月14日（金）まで（持参の場合は、さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで）

(3) 受付場所

〒330-0055 さいたま市浦和区東高砂町11-1 コムナーレ9階

さいたま市セカンドライフ支援センター

(4) 提出方法

持参又は郵送（郵送による提出の場合、簡易書留郵便を含む書留郵便により提出すること。）

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

4(3)に同じ

(2) 交付日時

令和4年10月20日（木）午前9時から午後4時まで

(2) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に94円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 競争入札参加資格の喪失

本入札の参加資格を有する者が、次のいずれかに該当するときは、本入札に参加することができない。

(1) 本告示に定める資格要件を満たさなくなったとき。

(2) 競争入札参加申込兼資格確認申請書及び提出書類について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和4年10月25日（火）午前10時30分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所西会議棟1階第6会議室

(3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和4年10月25日（火）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

7(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市保健福祉局長寿応援部高齢福祉課
電話 048（829）1259 FAX 048（829）1981

8 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

9 その他

(1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は、返却しない。

(2) 入札参加者は、入札後、本告示、仕様書、現場等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(3) 契約条項等は、さいたま市保健福祉局長寿応援部高齢福祉課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(4) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第1477号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和4年10月 6日

さいたま市長 清水 勇 人

1 開発区域に含まれる地域の名称

さいたま市見沼区大字御蔵字神明脇341番5、341番7

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

（省略）

3 許可番号

令和4年 5月17日

第開-N2022010号

4 検査済証番号

令和4年10月 5日

第完-N2022010号

さいたま市告示第1478号

さいたま市環境影響評価条例（平成15年さいたま市条例第32号）第22条の規定により、さいたま市緑区大門において計画されている「（仮称）浦和大門物流センター計画」に係る環境影響評価書及び関係書類の提出があった旨及び縦覧の場所等を公告するものである。

令和4年10月6日

さいたま市長 清水 勇 人

1 事業概要

(1) 事業者の名称、代表者氏名及び所在地

名 称 センコーグループホールディングス株式会社

代表者氏名 代表取締役社長 福田 泰久

所 在 地 東京都江東区潮見2丁目8番10号 潮見S I Fビル

(2) 対象事業の名称、種類及び規模

名 称 （仮称）浦和大門物流センター計画

種 類 高層建築物の建設、大規模建築物の建設、開発行為に係る事業

規 模 高さ：約40m、法定延床面積：約84,460㎡、敷地面積：約47,400㎡

(3) 対象事業実施区域 さいたま市緑区大門

(4) 関係地域の範囲 さいたま市緑区、岩槻区及び川口市のうち、対象事業実施区域の周

囲1.5キロメートル以内の地域

2 縦覧場所

(1) 市役所7階 環境局環境共生部環境対策課

(2) 各区役所情報公開コーナー

(3) 各市立図書館、美園公民館、川口市環境部環境総務課

3 縦覧期間及び縦覧時間

期間：令和4年10月6日（木）から令和4年10月20日（木）まで

時間：縦覧場所(1)、(2)は開庁日の午前9時から午後4時30分まで。(3)は各施設の開館時間による。

4 連絡先

(1) 担当 さいたま市 環境局 環境共生部 環境対策課 環境審査係

(2) 電話 048（829）1332

さいたま市告示第1479号

脱炭素先行地域モニタリング等支援業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和4年10月6日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

脱炭素先行地域モニタリング等支援業務

(2) 履行場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4外

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

契約締結日から令和5年3月28日

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の公告日において、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）に、業務「計画策定」のうち受注希望業務「その他の計画策定」で掲載されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の公告日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) （省略）令和元年度から本入札の公告日までの期間において、分野を問わず計画策定等に係る業務委託契約をさいたま市との間で締結した実績を1件以上有すること。

(5) 令和元年度から本入札の公告日までの期間において、再生可能エネルギー等の導入促進に係る業務委託契約を国（国の機関も含む。）、都道府県又は政令指定都市との間で締結した実績を1件以上有すること。

3 入札説明書及び各種様式の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書及び各種様式を交付するものとする。

(1) 交付方法 さいたま市ホームページからダウンロード

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/006/003/p091790.html>

(2) 交付期間

公告の日から令和4年10月20日（木）午後4時まで

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 2(4)及び2(5)の実績がわかる契約書の写し

(2) 受付期間

公告の日から令和4年10月20日（木）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで）

(3) 受付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市環境局環境共生部環境創造政策課

担当 ゼロカーボン推進係 電話 048（829）1324

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付方法

郵送

(2) 交付日時

令和4年10月26日（水）を目途に発送する。

6 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和4年11月2日（水）午後2時00分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所地下1階第2会議室

(3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和４年１１月２日（水）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

６(２)イに同じ

(５) 最低制限価格

設定する。なお、初度入札において最低制限価格未満の入札をした者は、再度入札に参加できない。

(６) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第１１条第１項及び第２項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、同条第４項及び第５項に基づいて作成された最低制限価格以上の最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(７) 入札の無効

さいたま市契約規則第１３条に該当する入札は無効とする。

(８) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤６－４－４　さいたま市環境局環境共生部環境創造政策課
電話　０４８（８２９）１３２３　ＦＡＸ　０４８（８２９）１９９１

７ 契約手続等

(１) 契約保証金

契約金額の１００分の１０以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第３０条の規定に該当する場合は、免除とする。

(２) 契約書作成の要否

要

(３) 議決の要否

否

８ その他

(１) 契約条項等は、さいたま市ホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(２) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第1480号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第58条第1項の規定により、令和4年10月16日に実施するさいたま都市計画事業岩槻駅西口土地区画整理審議会委員選挙について、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第24条第2項の規定により届出のあった候補者は次のとおりであり、同令第24条第5項の規定により告示する。

令和4年10月6日

さいたま市長 清水 勇 人

1 宅地の所有者が選挙する委員の候補者

| 氏 名 | 住 所 |
|------|------|
| (省略) | (省略) |
| (省略) | (省略) |
| (省略) | (省略) |
| (省略) | (省略) |
| (省略) | (省略) |
| (省略) | (省略) |
| (省略) | (省略) |
| (省略) | (省略) |

2 連絡先

- (1) 担当 さいたま市都市局まちづくり推進部岩槻まちづくり事務所管理係
- (2) 電話 048(790)0234

さいたま市告示第1481号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第58条第1項の規定により令和4年10月16日に実施予定であった、さいたま市都市計画事業岩槻駅西口土地区画整理審議会委員選挙について、宅地所有者が選挙すべき委員の届出のあった候補者の数が選挙すべき委員の数を超えなかったため、投票を行わないこととし、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第26条の規定により告示する。

令和4年10月6日

さいたま市長 清水 勇 人

連絡先

- (1) 担当 さいたま市都市局まちづくり推進部岩槻まちづくり事務所管理係
- (2) 電話 048（790）0234

さいたま市告示一覧（令和4年10月1日から同月15日まで）

さいたま市告示第1482号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定によりさいたま都市計画生産緑地地区を変更しようとするので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定により、都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、縦覧に供された都市計画の案については、縦覧期間満了の日までにさいたま市に意見書を提出することができる。

令和4年10月6日

さいたま市長 清水 勇人

1 都市計画の種類及び名称

別表のとおり

2 都市計画を変更する土地の区域

イ 追加する土地の区域

別表のとおり

ロ 削除する土地の区域

別表のとおり

3 都市計画の案の縦覧場所

さいたま市 都市局 みどり公園推進部 みどり推進課

北部公園整備課

南部公園整備課

4 縦覧日時

期間 令和4年10月7日（金）から令和4年10月21日（金）まで

時間 午前8時30分から午後5時15分まで

※土曜日、日曜日及び祝日は除く

別表

| 1 種類及び名称 | 2 都市計画を変更する土地の区域 | |
|-------------------------|------------------------------|-------------------------------|
| | イ 追加する土地の区域 | ロ 削除する土地の区域 |
| さいたま都市計画指扇25号生産緑地地区 | なし | 西区大字指扇字入合の一部 |
| さいたま都市計画指扇41-3号生産緑地地区 | 西区大字指扇字大西の一部 | なし |
| さいたま都市計画土屋3号生産緑地地区 | なし | 西区大字土屋字瀬戸谷の一部 |
| さいたま都市計画西大宮15号生産緑地地区 | なし | 西区西大宮2丁目の一部 |
| さいたま都市計画西大宮33号生産緑地地区 | なし | 西区西大宮4丁目の一部 |
| さいたま都市計画大砂土1-1号生産緑地地区 | なし | 北区土呂町の一部 |
| さいたま都市計画日進6号生産緑地地区 | なし | 北区日進町3丁目の一部 |
| さいたま都市計画日進12号生産緑地地区 | 北区日進町3丁目の一部 | なし |
| さいたま都市計画大砂土東44-1号生産緑地地区 | なし | 見沼区大和田町2丁目の一部 (面積表示のみの変更) |
| さいたま都市計画大谷3号生産緑地地区 | なし | 見沼区大字大谷字稲荷の一部 |
| さいたま都市計画大谷4号生産緑地地区 | なし | 見沼区大字大谷字稲荷の一部 |
| さいたま都市計画片柳2-1号生産緑地地区 | 見沼区大字東新井字新田の一部 | なし |
| さいたま都市計画片柳7号生産緑地地区 | なし | 見沼区大字御蔵字原の一部 |
| さいたま都市計画片柳22-1号生産緑地地区 | なし | 見沼区大字南中丸字台の一部 |
| さいたま都市計画片柳22-2号生産緑地地区 | なし | 見沼区大字南中丸字堀之内の一部 |
| さいたま都市計画片柳51号生産緑地地区 | なし | 見沼区大字南中丸字上高井の一部 |
| さいたま都市計画片柳65号生産緑地地区 | なし | 見沼区大字南中丸字台の一部 |
| さいたま都市計画片柳98号生産緑地地区 | 見沼区大字中川字諏訪の一部 | 見沼区大字中川字諏訪の一部 |
| さいたま都市計画片柳109号生産緑地地区 | 見沼区大字中川字大山の一部 | なし |
| さいたま都市計画島町2号生産緑地地区 | 見沼区島町の一部 | なし |
| さいたま都市計画七里5号生産緑地地区 | なし | 見沼区大字大谷字稲荷東の一部 (面積表示のみの変更) |
| さいたま都市計画七里58-1号生産緑地地区 | 見沼区風渡野1丁目の一部 見沼区風渡野2丁目の一部 | なし |
| さいたま都市計画七里60-2号生産緑地地区 | なし | 見沼区風渡野2丁目の一部 |
| さいたま都市計画七里61号生産緑地地区 | 見沼区風渡野2丁目の一部 | なし |
| さいたま都市計画春岡37号生産緑地地区 | なし | 見沼区大字小深作字程島の一部 |
| さいたま都市計画円阿弥5号生産緑地地区 | 中央区円阿弥4丁目的一部分 | なし |
| さいたま都市計画白鉞2号生産緑地地区 | なし | 桜区大字白鉞字上下横手の一部 |
| さいたま都市計画上木崎1号生産緑地地区 | 浦和区上木崎3丁目的一部分 | なし |
| さいたま都市計画上木崎2号生産緑地地区 | 浦和区上木崎3丁目的一部分 | なし |
| さいたま都市計画大谷口11号生産緑地地区 | なし | 南区大字大谷口字向原の一部 |
| さいたま都市計画白幡1号生産緑地地区 | 南区白幡2丁目的一部分 | なし |
| さいたま都市計画道祖土6号生産緑地地区 | なし | 緑区道祖土3丁目的一部分 |
| さいたま都市計画大門11号生産緑地地区 | なし | 緑区大字大門字櫛谷の一部 |
| さいたま都市計画大門14号生産緑地地区 | なし | 緑区大字大門字櫛谷の一部 |
| さいたま都市計画大門22号生産緑地地区 | なし | 緑区大字大門字櫛谷の一部 |
| さいたま都市計画大門45号生産緑地地区 | なし | 緑区大字大門字東裏の一部 |
| さいたま都市計画中尾13-1号生産緑地地区 | なし | 緑区大字中尾字不動谷の一部 |
| さいたま都市計画中尾23号生産緑地地区 | なし | 緑区大字中尾字駒形の一部 |
| さいたま都市計画馬場9号生産緑地地区 | なし | 緑区馬場2丁目的一部分 |
| さいたま都市計画東浦和区画17号生産緑地地区 | なし | 緑区東浦和5丁目的一部分 |
| さいたま都市計画三室5号生産緑地地区 | なし | 緑区大字三室字中原後の一部 |
| さいたま都市計画三室24-1号生産緑地地区 | なし | 緑区大字三室字原前的一部分 |

別表

| 1 種類及び名称 | 2 都市計画を変更する土地の区域 | |
|------------------------|-----------------------------|----------------------------------|
| | イ 追加する土地の区域 | ロ 削除する土地の区域 |
| さいたま都市計画三室35号生産緑地地区 | なし | 緑区大字三室字南宿の一部 |
| さいたま都市計画三室38号生産緑地地区 | 緑区大字三室字南宿の一部 (面積表示のみの変更) | なし |
| さいたま都市計画三室41-1号生産緑地地区 | 緑区大字三室字東宿の一部 | なし |
| さいたま都市計画表慈恩寺63号生産緑地地区 | なし | 岩槻区大字上野字四番の一部 |
| さいたま都市計画南辻104号生産緑地地区 | なし | 岩槻区大字南辻字前の一部 |
| さいたま都市計画南辻107-2号生産緑地地区 | なし | 岩槻区大字南辻字前の一部 |
| さいたま都市計画南平野27号生産緑地地区 | なし | 岩槻区南平野2丁目の一部 |
| さいたま都市計画南平野32号生産緑地地区 | 岩槻区南平野3丁目の一部 | なし |
| さいたま都市計画大砂土7号生産緑地地区 | なし | 北区土呂町2丁目の一部 |
| さいたま都市計画大砂土8号生産緑地地区 | なし | 北区土呂町2丁目の一部 |
| さいたま都市計画大砂土12号生産緑地地区 | なし | 北区土呂町2丁目の一部 |
| さいたま都市計画大砂土13号生産緑地地区 | なし | 北区土呂町2丁目の一部 |
| さいたま都市計画日進5号生産緑地地区 | なし | 北区日進町3丁目の一部 |
| さいたま都市計画中部6号生産緑地地区 | なし | 大宮区寿能町2丁目の一部 |
| さいたま都市計画大谷11号生産緑地地区 | なし | 見沼区大字大谷字弁天の一部 |
| さいたま都市計画片柳35号生産緑地地区 | なし | 見沼区大字南中野字猿花の一部 見沼区大字南中野字新田の一部 |
| さいたま都市計画片柳50号生産緑地地区 | なし | 見沼区大字南中丸字高井の一部 |
| さいたま都市計画片柳58-1号生産緑地地区 | なし | 見沼区大字南中丸字八幡の一部 |
| さいたま都市計画片柳70号生産緑地地区 | なし | 見沼区大字南中丸字山崎の一部 |
| さいたま都市計画島町3号生産緑地地区 | なし | 見沼区島町の一部 |
| さいたま都市計画七里25号生産緑地地区 | なし | 見沼区大字蓮沼字前田の一部 |
| さいたま都市計画春岡51号生産緑地地区 | なし | 見沼区大字小深作字中島の一部 |
| さいたま都市計画大戸1号生産緑地地区 | なし | 中央区大戸6丁目の一部 |
| さいたま都市計画広ヶ谷戸2号生産緑地地区 | なし | 南区大字広ヶ谷戸字吹通の一部 |
| さいたま都市計画大門7号生産緑地地区 | なし | 緑区大字大門字南方の一部 |
| さいたま都市計画原山2号生産緑地地区 | なし | 緑区原山3丁目の一部 |
| さいたま都市計画原山3号生産緑地地区 | なし | 緑区原山3丁目の一部 |
| さいたま都市計画馬場3-2号生産緑地地区 | なし | 緑区馬場1丁目の一部 |
| さいたま都市計画東浦和区画15号生産緑地地区 | なし | 緑区東浦和7丁目の一部 |
| さいたま都市計画東浦和区画16号生産緑地地区 | なし | 緑区東浦和6丁目の一部 |
| さいたま都市計画松木26号生産緑地地区 | なし | 緑区松木3丁目の一部 |
| さいたま都市計画城町9号生産緑地地区 | なし | 岩槻区城町2丁目の一部 |
| さいたま都市計画南辻106号生産緑地地区 | なし | 岩槻区大字南辻字前の一部 |
| さいたま都市計画南平野28号生産緑地地区 | なし | 岩槻区南平野3丁目の一部 |
| さいたま都市計画宮町44号生産緑地地区 | なし | 岩槻区宮町2丁目の一部 |
| さいたま都市計画宮原94号生産緑地地区 | 北区吉野町2丁目の一部 | なし |
| さいたま都市計画宮原95号生産緑地地区 | 北区吉野町2丁目の一部 | なし |
| さいたま都市計画大谷12号生産緑地地区 | 見沼区大字大谷字弁天の一部 | なし |
| さいたま都市計画片柳58-3号生産緑地地区 | 見沼区大字南中丸字八幡の一部 | なし |
| さいたま都市計画片柳58-4号生産緑地地区 | 見沼区大字南中丸字八幡の一部 | なし |
| さいたま都市計画片柳117号生産緑地地区 | 見沼区大字東新井字新田の一部 | なし |

さいたま市告示第1483号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条により、次のとおり告示する。

令和 4年10月 6日

さいたま市長 清水 勇 人

1 位置指定道路の概要

- (1) 道路の位置 さいたま市岩槻区宮町二丁目466番5、466番7
- (2) 指定の年月日 令和 4年10月 6日
- (3) 指定の番号 第北22-016号
- (4) 道路の幅員 4.00m
- (5) 道路の延長 34.99m

さいたま市告示第1484号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第29条第1項の規定により、さいたま市土呂農住特定土地区画整理組合から、任期満了に伴う改選により、理事の氏名及び住所の届出が令和4年9月28日付けであったので、同条第2項の規定により、次のとおり公告する。

令和4年10月6日

さいたま市長 清水 勇 人

- 1 就任した理事の氏名及び住所
（省略）

さいたま市告示第1485号

さいたま市自転車等放置防止条例（平成13年さいたま市条例第205号）第10条第1項により自転車を撤去し、同条第4項の規定により保管したので、第12条第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和4年10月 7日

さいたま市長 清水 勇 人

1 保管理由

さいたま市自転車等放置防止条例

2 保管開始年月日

令和4年 9月30日

3 保管場所及び放置箇所

(1) 新開自転車保管所

南浦和駅、東浦和駅、西浦和駅、武蔵浦和駅及び北戸田駅周辺の自転車等放置禁止区域

(2) 吉野原自転車保管所

大宮駅、土呂駅、東大宮駅、北大宮駅、大宮公園駅、大和田駅、七里駅、日進駅、西大宮駅、指扇駅、宮原駅、鉄道博物館駅、加茂宮駅、東宮原駅、今羽駅、吉野原駅及びさいたま新都心駅（東口）周辺の自転車等放置禁止区域及び原動機付自転車

(3) 大戸自転車保管所

浦和駅、北浦和駅、中浦和駅、与野駅、北与野駅、与野本町駅、南与野駅及びさいたま新都心駅（西口）周辺の自転車等放置禁止区域

(4) 岩槻自転車保管所

岩槻駅、東岩槻駅及び浦和美園駅周辺の自転車等放置禁止区域

4 保管自転車

別紙のとおり

5 保管台数

計62台

6 連絡先

(1) 担当 さいたま市都市局都市計画部自転車まちづくり推進課車両対策事務所

(2) 電話 048（652）8812

保管告示台帳

新開自転車保管所

| 撤去日 | 撤去場所 | 防犯登録番号 又は標識番号 | 車体番号 | 住所 | 氏名 |
|------------|--------|------------------|------------|----|----|
| 2022/09/26 | 南浦和駅東口 | 埼玉県警16-6276700 | A16AB39969 | | |
| 2022/09/26 | 南浦和駅東口 | 埼玉県警20-203417039 | A20AG12169 | | |
| 2022/09/26 | 南浦和駅西口 | 不明 | A12AK15866 | | |
| 2022/09/26 | 南浦和駅西口 | 埼玉県警16-6011726 | A15AJ53893 | | |
| 2022/09/26 | 南浦和駅西口 | 埼玉県警17-7361043 | S5702656 | | |
| 2022/09/26 | 武蔵浦和駅 | 埼玉県警19-194869100 | SD19051921 | | |
| 2022/09/27 | 南浦和駅東口 | 不明 | PMG8071379 | | |
| 2022/09/29 | 南浦和駅東口 | 埼玉県警13-3497213 | S3B03570 | | |
| 2022/09/29 | 南浦和駅東口 | 埼玉県警15-5587206 | AK5A00242 | | |
| 2022/09/29 | 南浦和駅西口 | 埼玉県警16-6381944 | B6B00289 | | |
| 2022/09/29 | 武蔵浦和駅 | 埼玉県警18-8523054 | SD18090707 | | |
| 2022/09/30 | 南浦和駅東口 | 埼玉県警13-3319389 | STMAA00869 | | |
| 2022/09/30 | 南浦和駅東口 | 埼玉県警19-191605829 | SNTA06984 | | |
| 2022/09/30 | 武蔵浦和駅 | 府中H-831?2 | B3E75562 | | |

保管告示台帳

吉野原自転車保管所

| 撤去日 | 撤去場所 | 防犯登録番号 又は標識番号 | 車体番号 | 住所 | 氏名 |
|------------|--------|------------------|------------|----|----|
| 2022/09/26 | 大宮駅西口 | 埼玉県警19-193546900 | GZ9A05776 | | |
| 2022/09/26 | 大宮駅西口 | 埼玉県警22-221604369 | SWB301128 | | |
| 2022/09/26 | 大宮駅西口 | 埼玉県警22-222389119 | V220308672 | | |
| 2022/09/26 | 宮原駅東口 | 埼玉県警20-204551170 | GG0H42158 | | |
| 2022/09/26 | 宮原駅東口 | 埼玉県警15-5287842 | 145EG636 | | |
| 2022/09/26 | 宮原駅東口 | 埼玉県警20-203563744 | F20478477 | | |
| 2022/09/26 | 宮原駅東口 | 埼玉県警19-192380782 | SSL314936 | | |
| 2022/09/26 | 新都心駅東口 | 埼玉県警19-192471273 | F190380116 | | |
| 2022/09/27 | 大宮駅東口 | 埼玉県警17-7182053 | S6I004229 | | |
| 2022/09/27 | 大宮駅東口 | 埼玉県警19-195306141 | LJ02901869 | | |
| 2022/09/27 | 東大宮駅東口 | 不明 | V210205722 | | |
| 2022/09/29 | 大宮駅西口 | 埼玉県警21-212054917 | A21AG26134 | | |
| 2022/09/29 | 大宮駅西口 | 埼玉県警20-202463061 | SNUC11274 | | |
| 2022/09/29 | 七里駅 | 不明 | STUEF20060 | | |
| 2022/09/30 | 大宮駅東口 | 不明 | KL60509141 | | |
| 2022/09/30 | 大宮駅西口 | 淀川274979 | S6L063868 | | |
| 2022/09/30 | 土呂駅西口 | 埼玉県警15-5547558 | A15A696308 | | |
| 2022/09/30 | 大宮公園駅 | 埼玉県警21-213710230 | SVE311112 | | |

保管告示台帳

大戸自転車保管所

| 撤去日 | 撤去場所 | 防犯登録番号 又は標識番号 | 車体番号 | 住所 | 氏名 |
|------------|--------|------------------|------------|----|----|
| 2022/09/26 | 北浦和駅西口 | 埼玉県警20-202596843 | T20D00886 | | |
| 2022/09/26 | 与野本町駅 | 鶴見090405469 | F41214279 | | |
| 2022/09/26 | 与野本町駅 | 山形県警822983 | H9B33365 | | |
| 2022/09/26 | 与野本町駅 | 埼玉県警19-190192423 | LE123E78 | | |
| 2022/09/26 | 与野本町駅 | 埼玉県警16-6420817 | S0E000754 | | |
| 2022/09/27 | 浦和駅東口 | 埼玉県警21-213912240 | SVC000616 | | |
| 2022/09/27 | 浦和駅東口 | 埼玉県警21-213495186 | F21133056 | | |
| 2022/09/27 | 浦和駅東口 | 埼玉県警11-1152638 | OZ01032 | | |
| 2022/09/27 | 浦和駅西口 | 埼玉県警13-3555651 | B3E77902 | | |
| 2022/09/27 | 北浦和駅東口 | 埼玉県警14-4286870 | A14AD25066 | | |
| 2022/09/27 | 北浦和駅西口 | 埼玉県警12-2338484 | S2D07841 | | |
| 2022/09/27 | 北与野駅 | ㄟ-134923 | GV6S19976 | | |
| 2022/09/27 | 北与野駅 | 不明 | S2A13716 | | |
| 2022/09/27 | 与野本町駅 | 埼玉県警18-8519135 | A18AB16041 | | |
| 2022/09/27 | 与野本町駅 | 三鷹G-36139 | B7K18161 | | |
| 2022/09/27 | 南与野駅 | 埼玉県警19-191781813 | STB312980 | | |
| 2022/09/29 | 浦和駅西口 | 埼玉県警21-211022450 | SVC308101 | | |
| 2022/09/30 | 浦和駅東口 | 埼玉県警21-213912240 | SVC000616 | | |
| 2022/09/30 | 浦和駅東口 | 埼玉県警13-3076939 | B2K32327 | | |
| 2022/09/30 | 浦和駅東口 | 埼玉県警17-7357569 | S7E220055 | | |
| 2022/09/30 | 浦和駅西口 | 埼玉県警15-5267726 | RT5000173 | | |
| 2022/09/30 | 与野駅東口 | 埼玉県警20-203715439 | T6DBA063 | | |
| 2022/09/30 | 与野駅東口 | 埼玉県警15-5482001 | A13AC71596 | | |
| 2022/09/30 | 与野駅東口 | 埼玉県警20-20112?280 | PH9NJ02929 | | |

保管告示台帳

岩槻自転車保管所

| 撤去日 | 撤去場所 | 防犯登録番号 又は標識番号 | 車体番号 | 住所 | 氏名 |
|------------|-------|------------------|------------|----|----|
| 2022/09/26 | 浦和美園駅 | 栃木県警2111598 | F20705250 | | |
| 2022/09/27 | 岩槻駅 | 埼玉県警14-425584? | S0D042050 | | |
| 2022/09/27 | 岩槻駅 | 千葉県警198848 | F70205899 | | |
| 2022/09/27 | 岩槻駅 | 不明 | LIHC010195 | | |
| 2022/09/27 | 岩槻駅 | 不明 | CC8KF263 | | |
| 2022/09/29 | 岩槻駅 | 埼玉県警15-5539902 | F061200945 | | |

合計: 62台

さいたま市告示第1486号

さいたま市の発注する「岩槻駅西口土地区画整理事業 区画道路4号線外道路築造工事（R4）」の一般競争入札について、次のとおり公告する。

令和4年10月7日

さいたま市長 清水 勇 人

1 入札参加資格

(1) 入札に参加しようとする者は、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

ア 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載され、かつ、資格者名簿に登載されている事項が工事ごとに別に定める参加資格の要件を満たす者であること。

イ 参加申請日において、埼玉県電子入札共同システム（以下「システム」という。）で利用可能な電子証明書を取得し、システムの利用者登録が完了していること。なお、入札に参加しようとする工事ごとに参加申請が必要なため、工事ごとに別に定める参加申請受付期間に、競争参加資格確認申請書をシステムにおいて提出すること。

ウ 本公告日から開札日において、さいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。

エ 開札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしていない者若しくは更生手続開始の決定がされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしていない者若しくは再生手続開始の決定がされた者であること。ただし、会社更生法の規定による更生手続開始の決定をされた者又は民事再生法の規定による再生手続開始の決定をされた者については、開札日において、別に定める競争入札参加資格の再審査を受け、当該再審査の結果、資格者名簿に登載されている者に限る。

オ 工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種に係る技術者の資格を有する者を、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条の規定に基づき当該工事に配置できること。なお、専任を要する主任技術者、専任の監理技術者、特例監理技術者及び監理技術者補佐については、参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係にある者であること。

カ 参加形態を単体企業又は特定共同企業体の混合とする入札の場合において、単体企業として参加しようとする者は、同一工事に参加する特定共同企業体の構成員でないこと。

キ 本公告日において、健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく健康保険、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく厚生年金及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険（以下「社会保険等」という。）に、事業主として加入しているものであること。ただし、当該保険の全部又は一部について法令で適用が除外されている者はこの限りでない。

ク 本公告日から入札書提出期間の末日までの期間において、同一入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

ケ 本公告日から落札者決定までの期間において、国、都道府県及び埼玉県内市町村から工事成績不良の事由による入札参加停止の措置を2回以上受けていない者であること。

コ 本公告日において、工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種について、有効な建設業法第27条の23に規定する経営事項審査を受けていること。

サ アからコまでに掲げるもののほか、本公告日において、工事ごとに別に定める参加資格をすべて満たす者であること。

(2) 入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、(1)で定める事項を満たす者をその構成員とし、かつ、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

ア 自主的に結成された特定共同企業体であること。

イ その構成員が同一工事における他の特定共同企業体の構成員でないこと。

ウ その構成員が同一工事に単体企業として参加していないこと。

エ 事業協同組合とその組合員が同一の特定共同企業体の構成員でないこと。

オ 代表構成員の出資比率がその者以外の構成員の出資比率を上回っていること。

カ 2者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ30%以上であること。

キ 3者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ20%以上であること。

ク 構成員は、それぞれ(1)オに定める技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、監理技術者の資格を要する工事においては、監理技術者は代表構成員が配置すること。

2 入札参加資格の確認

(1) 開札後、工事ごとに別に定める予定価格の110分の100の価格（以下「入札書比較価格」という。）の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格（さいたま市建設工事等最低制限価格取扱要綱（平成19年さいたま市制定。以下「最低制限価格取扱要綱」という。）第4条に規定する最低制限価格をいう。以下同じ。）を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限価格の110分の100の価格（以下「最低制限比較価格」という。）以上の価格をもって入札を行った者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を落札候補者として通知し、落札を保留する。

(2) (1)において、落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじにより落札候補者を決定する。

(3) 落札候補者は、落札候補者決定の通知をした日の翌日（その日がさいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条に掲げる休日（以下「休日」という。）に当たる場合は、その翌日）の午後3時までに次に掲げる資格確認書類を財政局契約管理部契約課（以下「契約課」という。）に提出しなければならない。

ア 一般競争入札参加資格等確認資料

イ 工事に配置予定の技術者が、資格を有することを証する書類（技術検定等合格証明書等又は監理技術者資格者証の表面、裏面及び監理技術者講習修了証）の写し又は実務経験を証明する書類

ウ 工事に配置予定の技術者の雇用関係を証する書類の写し（専任を要する主任技術者、専任の監理技術者、特例監理技術者及び監理技術者補佐については、参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係を証明できること。なお、イに掲げる監理技術者資格証の写しをもって確認できる場合は、これを省略できる。）

エ 工事ごとに別に定める参加資格に施工実績を求めている場合は、施工実績として規定する工事の契約書の写し及び工事概要の記載された仕様書の写し又は財団法人日本建設情報総合セン

ターが提供する「工事实績情報システム（CORINS）」の竣工時工事カルテ受領書（工事概要の記載されているもの）の写し（共同企業体（乙型）としての実績の場合は、自社の施工実績が分かる資料の写しも添付すること。）

オ 本公告日において有効かつ最新の「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」（以下「経審結果」という。）の写し

カ 社会保険等に全て加入している場合は、社会保険等の加入に関する誓約書又は社会保険等の全部若しくは一部について法令で適用が除外されている場合には、社会保険等の適用除外に関する誓約書（経審結果に記載の社会保険等の加入状況について、本公告日時点で変更が生じている場合は、社会保険等の加入状況を確認できる書類を併せて添付すること。）

キ 資本関係又は人的関係確認書

ク 入札参加停止措置に関する誓約書

ケ アからクまでに掲げるもののほか、工事ごとに別に定める書類

(4) 落札候補者が特定共同企業体である場合には、(3)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる書類を契約課に提出しなければならない。なお、イ及びウについては、袋とじにして各構成員の割印を押すものとする。

ア 共同企業体入札参加資格審査申請書（さいたま市建設工事等共同企業体取扱要綱（平成13年さいたま市制定。以下「共同企業体取扱要綱」という。）様式第1号）

イ 共同企業体協定書（共同企業体取扱要綱様式第2号。共同企業体協定書第8条に基づく協定書（共同企業体取扱要綱様式第3号）を含む。）

ウ 委任状（共同企業体取扱要綱様式第4号）

3 落札者の決定

(1) 落札者の決定は、落札候補者決定の通知をした日の翌日から起算して3日以内（休日を除く。）に、2(3)及び(4)において提出された書類に基づく入札参加資格の確認を経て行う。落札候補者が入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がした入札を無効とし、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を新たに落札候補者とする。

(2) (1)において落札候補者の入札を無効とした場合、新たに落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじによりこれを決定する。

(3) 市長は、(1)の場合において、入札が無効となった者に対しその理由を付してこれを通知する。

(4) 開札後、落札者を決定するまでの間に、当該入札に係る落札候補者がさいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けた場合、さいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱に基づく入札参加除外の措置を受けた場合又は会社更生法に基づき更生手続開始の申立て若しくは民事再生法に基づき再生手続開始の申立てを行った場合は、その者を落札者とせず、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を新たに落札候補者とする。

4 調査基準価格を定めている場合の低入札価格調査

- (1) 調査基準価格（さいたま市建設工事等低入札価格取扱要綱（平成13年さいたま市制定。以下「低入札価格取扱要綱」という。）第3条に規定する調査基準価格をいう。以下同じ。）を定めている場合において、開札の結果、入札書比較価格の制限の範囲内で入札を行った者の入札価格が調査基準価格の110分の100の価格を下回る価格であった場合は、落札を保留し、当該入札を行った者（以下「低価格入札者」という。）について、低入札価格調査を行う。
- (2) 失格基準（低入札価格取扱要綱第5条に規定する失格基準をいう。以下同じ。）を定めている場合において、低価格入札者について提出された入札金額見積内訳書の直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費の総額である入札金額が、失格基準を下回った場合は、この者がした入札を失格とする。
- (3) 低価格入札者（失格基準による低入札価格調査を行った場合は、これにより失格とならなかった低価格入札者）は、落札保留の通知をした日の翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）の午後3時までに2(3)及び(4)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる書類を契約課に提出しなければならない。
 - ア 低入札価格調査に係る書類の提出について（低入札価格取扱要綱様式第1号）
 - イ 当該価格で入札した理由（低入札価格取扱要綱様式第2号）
 - ウ 直接工事費に係る内訳書（低入札価格取扱要綱様式第3号）
 - エ 共通仮設費に係る内訳書（低入札価格取扱要綱様式第4号）
 - オ 下請予定業者等一覧表（低入札価格取扱要綱様式第5号）
 - カ 配置予定技術者名簿（低入札価格取扱要綱様式第6号）
 - キ 手持ち工事の状況（対象工事現場付近）（低入札価格取扱要綱様式第7号）
 - ク 手持ち工事の状況（対象工事関連）（低入札価格取扱要綱様式第8号）
 - ケ 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関係（低入札価格取扱要綱様式第9号）
 - コ 手持ち資材の状況（低入札価格取扱要綱様式第10号）
 - サ 資材購入予定先一覧（低入札価格取扱要綱様式第11号）
 - シ 手持ち機械の状況（低入札価格取扱要綱様式第12号）
 - ス 機械リース元一覧（低入札価格取扱要綱様式第13号）
 - セ 過去に施工した同種の公共工事名及び発注者（低入札価格取扱要綱様式第14号）
 - ソ 誓約書（低入札価格取扱要綱様式第15号）
 - タ 社会保険等への加入状況届（低入札価格取扱要綱様式第16号）
- (4) 失格基準を定めている場合における再度入札の低価格入札者は、落札保留の通知をした日の翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）の午後3時までに再度入札に係る入札金額見積内訳書を契約課に提出しなければならない。この場合において、失格とならなかった低価格入札者の前項に掲げる書類の提出は、再度入札に係る入札金額見積内訳書を提出した日の翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）の午後3時までとする。
- (5) 落札者の決定は、落札保留の通知をした日の翌日から起算して21日以内に、(3)において提出された書類に基づく低入札価格調査及び入札参加資格の確認を経て行う。低入札価格調査において、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められた場合は、その者がした入札を失格とする。また、入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がした

入札を無効とする。

5 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布

- (1) 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布（以下「設計図書等の閲覧等」という。）の方法は工事ごとに別に定める。
- (2) 設計図書等の閲覧等を工事担当課にて行う場合には、設計図書等の閲覧等を希望する者は、設計図書等貸出申請書を工事担当課に提示すること。なお、入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、代表構成員となり得る者に設計図書等の閲覧等を行う。
- (3) 設計図書等の閲覧等を電子配布とする場合には、入札情報公開システムに掲載する「発注図書公開 URL ファイル.pdf」より発注図書閲覧・ダウンロード URL を参照すること。
- (4) 設計図書等に関する質問及び回答は、システムにおいて行う。ただし、回答の内容によっては書面により行う場合がある。質問の受付期間及び回答日は工事ごとに別に定める。
- (5) やむを得ない理由により、システムにおいて設計図書等に関する質問を行うことができない場合は、書面による質疑応答書の提出を行うことができる。この場合、回答は契約課窓口において書面により行い、併せて質問及び回答を入札情報公開システムに掲示する。

6 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。入札保証金を免除する場合は、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条第1項の規定による。
- (2) 契約保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。契約保証金を求める場合の取扱いについては、さいたま市契約規則第29条の規定による。

7 契約金の支払方法

- (1) 前金払及び部分払の有無については工事ごとに別に定める。
- (2) 前金払をする場合の前払金の額は、契約金額の10分の4以内（継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、その年度の支払限度額の10分の4以内）とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

債務負担に該当する契約に係る前払金の請求については、工事ごとに別に定める。

- (3) 部分払をする場合には、3箇月ごとに出来形部分の10分の9に相当する額を限度として行うこととする。
- (4) 契約金額が500万円以上で、かつ、工期が2月を超える工事は、中間前金払をすることができる。この場合において、部分払の適用のある工事については、中間前金払と部分払は選択制とし、契約締結時に選択するものとする。ただし、継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、中間前金払を選択した場合であっても、当該年度末の部分払を行うことができる。
- (5) 中間前金払をする場合の中間前払金の額は、当該工事の材料費等に相当する額として契約金額の10分の2以内（継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、その年度の支払限度額の10分の2以内）とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

8 入札の無効

さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得（平成18年さいたま市制定）第16条第1項各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

9 その他

- (1) 本公告の写しは、市のホームページに掲載し、契約課にて閲覧に供する。

さいたま市告示一覧（令和4年10月1日から同月15日まで）

- (2) 本公告に係る入札に用いる書類は、市のホームページからダウンロードして使用すること。
- (3) 入札に参加しようとする者は、システムに掲載する注意事項を熟知した上で参加すること。
- (4) 開札は市民に公開する。傍聴の申込者が多数の場合は、会場の規模に応じ申込順により人数制限を行う。
- (5) 入札の参加者は開札に立会うことができる。立会いを希望する参加者は、開札日時までに届出書（さいたま市電子入札運用基準（平成18年さいたま市制定）様式第3号）を契約課に提出すること。また、代理人が立会う場合は併せて委任状（さいたま市電子入札運用基準様式第4号）を提出すること。
- (6) 再度入札は1回までとし、原則として初度入札の当日又は翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）に行うものとする。ただし、予定価格を事前公表している場合は、再度入札は行わない。再度入札を行う場合において、初度入札に参加しない者、初度入札において無効の入札を行った者及び失格となった者は、再度入札に参加することができない。
- (7) 本市発注の建設工事を初めて請負うことになる落札候補者等（以下「調査対象者」という。）は、必要に応じて行う事業所の所在地等の調査に協力すること。ただし、調査対象者が特定共同企業体である場合を除く。
- (8) 落札者は、一般競争入札参加資格等確認資料に記載した配置予定技術者を当該工事に配置すること。
- (9) 本公告に定めのない事項は、さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得、さいたま市建設工事等事後審査型一般競争入札取扱要綱（平成19年さいたま市制定）、低入札価格取扱要綱、最低制限価格取扱要綱、さいたま市電子入札運用基準、さいたま市競争入札参加資格業者実態調査実施要領（平成24年さいたま市制定）及び特例監理技術者等の配置に係る取扱要領（令和3年さいたま市制定）の定めるところによる。

| | | |
|-----------|--|---|
| 契約整理番号 | 04-3292-10 | |
| 入札方法 | 一般競争入札（電子） | |
| 参加形態 | 単体企業 | |
| 工事名 | 岩槻駅西口土地区画整理事業 区画道路4号線外道路築造工事（R4） | |
| 工事場所 | さいたま市岩槻区西町1丁目地内 | |
| 履行期間 | 契約確定の日から令和5年3月10日まで | |
| 概要 | 延長 排水構造物工 側溝工 62m L型街渠（移設）117m（新設）65m 集水樹工 2基 舗装工 車道 670㎡ 歩道（一般部）171㎡（乗入部）45㎡ 敷地造成工 整地 50㎡ | |
| 予定価格（税込） | 事後公表 | |
| 最低制限価格 | 設定する | |
| 参加申請受付期間 | 令和4年10月20日（木）午前9時から 令和4年10月24日（月）午後5時まで | |
| 入札書提出期間 | 令和4年10月25日（火）午前9時から 令和4年10月26日（水）午後5時まで | |
| 開札の場所及び日時 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和4年10月27日（木）午後3時10分 | |
| 参加資格 | 名簿登載業種等 | 土木工事業 B級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。 |
| | 所在地区分 | さいたま市北部建設事務所の所管区域内（西区、北区、大宮区、見沼区及び岩槻区）に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。 |

さいたま市告示一覧（令和4年10月1日から同月15日まで）

| | | | | | | | | | |
|-----------|--------------------|---|----|-------|---|-----|---|-----|---|
| | 施工実績等 | 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 | | | | | | | |
| | 2に掲げるもの以外に提出を要する書類 | - | | | | | | | |
| 設計図書等 | 閲覧等の方法及び開始期日 | 電子配布 令和4年10月7日（金）から | | | | | | | |
| | 質問受付期間 | 令和4年10月7日（金）午前9時から 令和4年10月19日（水）午後5時まで | | | | | | | |
| | 質問回答期日 | 令和4年10月24日（月） | | | | | | | |
| 保証金及び支払方法 | | 入札保証金 | 免除 | 契約保証金 | 要 | 前金払 | 有 | 部分払 | 有 |
| その他 | | <ul style="list-style-type: none"> ・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事（受注者希望型）」の対象案件である。 ・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。 | | | | | | | |
| 工事担当課 | | さいたま市岩槻区本町3丁目2番5号 さいたま市都市局まちづくり推進部岩槻まちづくり事務所 電話 048-790-0234 | | | | | | | |
| 契約担当課 | | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180 | | | | | | | |

さいたま市告示第1487号

さいたま市の発注する「歩道整備工事（市道21541号線）」の特別簡易型総合評価方式一般競争入札について、次のとおり公告する。

令和4年10月7日

さいたま市長 清水 勇 人

1 入札参加資格

(1) 入札に参加しようとする者は、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

ア 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載され、かつ、資格者名簿に登載されている事項が工事ごとに別に定める参加資格の要件を満たす者であること。

イ 参加申請日において、埼玉県電子入札共同システム（以下「システム」という。）で利用可能な電子証明書を取得し、システムの利用者登録が完了していること。なお、入札に参加しようとする工事ごとに参加申請が必要なため、工事ごとに別に定める参加申請受付期間に、競争参加資格確認申請書をシステムにおいて提出すること。

ウ 本公告日から開札日において、さいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。

エ 開札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしていない者若しくは更生手続開始の決定がされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしていない者若しくは再生手続開始の決定がされた者であること。ただし、会社更生法の規定による更生手続開始の決定をされた者又は民事再生法の規定による再生手続開始の決定をされた者については、開札日において、別に定める競争入札参加資格の再審査を受け、当該再審査の結果、資格者名簿に登載されている者に限る。

オ 工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種に係る技術者の資格を有する者を、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条の規定に基づき当該工事に配置できること。なお、専任を要する主任技術者、専任の監理技術者、特例監理技術者及び監理技術者補佐については、参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係にある者であること。

カ 参加形態を単体企業又は特定共同企業体の混合とする入札の場合において、単体企業として参加しようとする者は、同一工事に参加する特定共同企業体の構成員でないこと。

キ 本公告日において、健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく健康保険、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく厚生年金及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険（以下「社会保険等」という。）に、事業主として加入しているものであること。ただし、当該保険の全部又は一部について法令で適用が除外されている者はこの限りでない。

ク 本公告日から入札書提出期間の末日までの期間において、同一入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

ケ 本公告日から落札者決定までの期間において、国、都道府県及び埼玉県内市町村から工事成績不良の事由による入札参加停止の措置を2回以上受けていない者であること。

コ 本公告日において、工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種について、有効な建設業法第27条の23に規定する経営事項審査を受けていること。

サ アからコまでに掲げるもののほか、本公告日において、工事ごとに別に定める参加資格をすべて満たす者であること。

(2) 入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、(1)で定める事項を満たす者をその構成員とし、かつ、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

ア 自主的に結成された特定共同企業体であること。

イ その構成員が同一工事における他の特定共同企業体の構成員でないこと。

ウ その構成員が同一工事に単体企業として参加していないこと。

エ 事業協同組合とその組合員が同一の特定共同企業体の構成員でないこと。

オ 代表構成員の出資比率がその者以外の構成員の出資比率を上回っていること。

カ 2者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ30%以上であること。

キ 3者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ20%以上であること。

ク 構成員は、それぞれ(1)オに定める技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、監理技術者の資格を要する工事においては、監理技術者は代表構成員が配置すること。

2 総合評価方式に関する事項

総合評価方式については次のとおりである。なお、落札者決定基準の詳細及び総合評価方式の実施については、「さいたま市総合評価方式活用ガイドライン」（以下「総合評価方式ガイドライン」という。）及び「総合評価方式に係る入札説明書」（以下「入札説明書」という。）による。

(1) 方式

特別簡易型

(2) 評価値の算出方法

除算方式

3 技術資料の提出及び審査

(1) 自己採点申請書の技術評価点及び入札書に記載された金額を総合的に評価した評価値が最も高い者（以下「第一順位者」という。）は工事ごとに定める入札説明書に基づき技術資料を作成し、財政局契約管理部契約課（以下「契約課」という。）に提出すること。

(2) (1)において、第一順位者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじにより第一順位者を決定する。

(3) 自己採点申請書及び技術資料の提出方法及び提出期間は、入札説明書に明記する。

(4) 技術資料の審査及び技術評価点の算出は、入札説明書に基づき行い、第一順位者の順位に変動が生じないときは、その者を落札候補者として通知する。

(5) 工事ごとに別に定める予定価格の110分の100の価格（以下「入札書比較価格」という。）の制限の範囲を超えた価格をもって入札を行った者については、総合評価は行わない。また、6に規定する低入札価格調査の結果、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められた者については、総合評価は行わない。

4 入札参加資格の確認

(1) 落札候補者は、落札候補者決定の通知をした日の翌日（その日がさいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条に掲げる休日（以下「休日」という。）に当た

る場合は、その翌日）の午後3時までに次に掲げる資格確認書類を契約課に提出しなければならない。

ア 一般競争入札参加資格等確認資料

イ 工事に配置予定の技術者が、資格を有することを証する書類（技術検定等合格証明書等又は監理技術者資格者証の表面、裏面及び監理技術者講習修了証）の写し又は実務経験を証明する書類

ウ 工事に配置予定の技術者の雇用関係を証する書類の写し（専任を要する主任技術者、専任の監理技術者、特例監理技術者及び監理技術者補佐については、参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係を証明できること。なお、イに掲げる監理技術者資格証の写しをもって確認できる場合は、これを省略できる。）

エ 工事ごとに別に定める参加資格に施工実績を求めている場合は、施工実績として規定する工事の契約書の写し及び工事概要の記載された仕様書の写し又は財団法人日本建設情報総合センターが提供する「工事実績情報システム（CORINS）」の竣工時工事カルテ受領書（工事概要の記載されているもの）の写し（共同企業体（乙型）としての実績の場合は、自社の施工実績が分かる資料の写しも添付すること。）

オ 本告示日において有効かつ最新の「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」（以下「経審結果」という。）の写し

カ 社会保険等に全て加入している場合は、社会保険等の加入に関する誓約書又は社会保険等の全部若しくは一部について法令で適用が除外されている場合には、社会保険等の適用除外に関する誓約書（経審結果に記載の社会保険等の加入状況について、本告示日時点で変更が生じている場合は、社会保険等の加入状況を確認できる書類を併せて添付すること。）

キ 資本関係又は人的関係確認書

ク 入札参加停止措置に関する誓約書

ケ アからクまでに掲げるもののほか、工事ごとに別に定める書類

(2) 落札候補者が特定共同企業体である場合には、(1)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる書類を契約課に提出しなければならない。なお、イ及びウについては、袋とじにして各構成員の割印を押すものとする。

ア 共同企業体入札参加資格審査申請書（さいたま市建設工事等共同企業体取扱要綱（平成13年さいたま市制定。以下「共同企業体取扱要綱」という。）様式第1号）

イ 共同企業体協定書（共同企業体取扱要綱様式第2号。共同企業体協定書第8条に基づく協定書（共同企業体取扱要綱様式第3号）を含む。）

ウ 委任状（共同企業体取扱要綱様式第4号）

5 落札者の決定

(1) 落札者の決定は、落札候補者決定の通知をした日の翌日から起算して3日以内（休日を除く。）に、4(1)及び(2)において提出された書類に基づく入札参加資格の確認を経て行う。落札候補者が入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がした入札を無効とし、新たな第一順位者から技術資料の提出を求め、審査及び技術評価点を算出し、順位に変動がなければ、その者を新たに落札候補者とする。

(2) 市長は、(1)の場合において、入札が無効となった者に対しその理由を付してこれを通知する。

- (3) 開札後、落札者を決定するまでの間に、当該入札に係る落札候補者がさいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けた場合、さいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱に基づく入札参加除外の措置を受けた場合又は会社更生法に基づき更生手続開始の申立て若しくは民事再生法に基づき再生手続開始の申立てを行った場合は、その者を落札者とせず、新たな第一順位者から技術資料の提出を求め、審査及び技術評価点を算出し、順位に変動がなければ、その者を新たに落札候補者とする。
- 6 調査基準価格を定めている場合の低入札価格調査
- (1) 調査基準価格（さいたま市建設工事低入札価格取扱要綱（平成13年さいたま市制定。以下「低入札価格取扱要綱」という。）第3条に規定する調査基準価格をいう。以下同じ。）を定めている場合において、開札の結果、入札書比較価格の制限の範囲内で入札を行った者の入札価格が調査基準価格の110分の100の価格を下回る価格であった場合は、落札を保留し、当該入札を行った者（以下「低価格入札者」という。）について、低入札価格取扱要綱に基づく低入札価格調査を行う。
- (2) 失格基準（低入札価格取扱要綱第5条に規定する失格基準をいう。以下同じ。）を定めている場合において、低価格入札者について提出された入札金額見積内訳書の直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費の総額である入札金額が、失格基準を下回った場合は、この者がした入札を失格とする。
- (3) 低価格入札者（失格基準による低入札価格調査を行った場合は、これにより失格とならなかった低価格入札者）は、第一順位者決定の通知をした日の翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）の午後3時までに3(1)に掲げる技術資料並びに4(1)及び(2)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる書類を契約課に提出しなければならない。
- ア 低入札価格調査に係る書類の提出について（低入札価格取扱要綱様式第1号）
- イ 当該価格で入札した理由（低入札価格取扱要綱様式第2号）
- ウ 直接工事費に係る内訳書（低入札価格取扱要綱様式第3号）
- エ 共通仮設費に係る内訳書（低入札価格取扱要綱様式第4号）
- オ 下請予定業者等一覧表（低入札価格取扱要綱様式第5号）
- カ 配置予定技術者名簿（低入札価格取扱要綱様式第6号）
- キ 手持ち工事の状況（対象工事現場付近）（低入札価格取扱要綱様式第7号）
- ク 手持ち工事の状況（対象工事関連）（低入札価格取扱要綱様式第8号）
- ケ 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関係（低入札価格取扱要綱様式第9号）
- コ 手持ち資材の状況（低入札価格取扱要綱様式第10号）
- サ 資材購入予定先一覧（低入札価格取扱要綱様式第11号）
- シ 手持ち機械の状況（低入札価格取扱要綱様式第12号）
- ス 機械リース元一覧（低入札価格取扱要綱様式第13号）
- セ 過去に施工した同種の公共工事名及び発注者（低入札価格取扱要綱様式第14号）
- ソ 誓約書（低入札価格取扱要綱様式第15号）
- タ 社会保険等への加入状況届（低入札価格取扱要綱様式第16号）
- (4) 失格基準を定めている場合における再度入札の低価格入札者は、落札保留の通知をした日の翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）の午後3時までに再度入札に係る入札金額見積内

訳書を契約課に提出しなければならない。この場合において、失格とならなかった低価格入札者の前項に掲げる書類の提出は、再度入札に係る入札金額見積内訳書を提出した日の翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）の午後3時までとする。

- (5) 落札者の決定は、第一順位者決定の通知をした日の翌日から起算して21日以内に、(3)において提出された書類に基づく低入札価格調査、技術資料の審査及び技術評価点の算出及び入札参加資格の確認を経て行う。低入札価格調査において、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められた場合は、その者がした入札を失格とし総合評価を行わない。また、入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がした入札を無効とする。

7 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布及び入札説明書の配布

- (1) 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布及び入札説明書の配布（以下「設計図書等の閲覧等」という。）の方法は工事ごとに別に定める。
- (2) 設計図書等の閲覧等を工事担当課にて行う場合には、設計図書等の閲覧等を希望する者は、設計図書等貸出申請書を工事担当課に提示すること。なお、入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、代表構成員となり得る者に設計図書等の閲覧等を行う。
- (3) 設計図書等の閲覧等を電子配布とする場合には、入札情報公開システムに掲載する「発注図書公開 URL ファイル.pdf」より発注図書閲覧・ダウンロード URL を参照すること。
- (4) 設計図書等に関する質問及び回答は、システムにおいて行う。ただし、回答の内容によっては書面により行う場合がある。質問の受付期間及び回答日は工事ごとに別に定める。
- (5) やむを得ない理由により、システムにおいて設計図書等に関する質問を行うことができない場合は、書面による質疑応答書の提出を行うことができる。この場合、回答は契約課窓口において書面により行い、併せて質問及び回答を入札情報公開システムに掲載する。

8 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。入札保証金を免除する場合は、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条第1項の規定による。
- (2) 契約保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。契約保証金を求める場合の取扱いについては、さいたま市契約規則第29条の規定による。

9 契約金の支払方法

- (1) 前金払及び部分払の有無については工事ごとに別に定める。
- (2) 前金払をする場合の前払金の額は、契約金額の10分の4以内（継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、その年度の支払限度額の10分の4以内）とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

債務負担に該当する契約に係る前払金の請求については、工事ごとに別に定める。

- (3) 部分払をする場合には、3箇月ごとに出来形部分の10分の9に相当する額を限度として行うこととする。
- (4) 契約金額が500万円以上で、かつ、工期が2月を超える工事は、中間前金払をすることができる。この場合において、部分払の適用のある工事については、中間前金払と部分払は選択制とし、契約締結時に選択するものとする。ただし、継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、中間前金払を選択した場合であっても、当該年度末の部分払を行うことができる。
- (5) 中間前金払をする場合の中間前払金の額は、当該工事の材料費等に相当する額として契約金額

さいたま市告示一覧（令和4年10月1日から同月15日まで）

の10分の2以内（継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、その年度の支払限度額の10分の2以内）とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

10 入札の無効

- (1) さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得（平成18年さいたま市制定）第16条第1項各号のいずれかに該当する入札は無効とする。
- (2) 自己採点申請書及び技術資料の提出をしない者が行った入札は無効とする。

11 その他

- (1) 本公告の写しは、市のホームページに掲載し、契約課にて閲覧に供する。
- (2) 本公告に係る入札に用いる書類は、市のホームページからダウンロードして使用すること。
- (3) 入札に参加しようとする者は、システムに掲載する注意事項を熟知した上で参加すること。
- (4) 開札は市民に公開する。傍聴の申込者が多数の場合は、会場の規模に応じ申込順により人数制限を行う。
- (5) 入札の参加者は開札に立会うことができる。立会いを希望する参加者は、開札日時までに届出書（さいたま市電子入札運用基準（平成18年さいたま市制定）様式第3号）を契約課に提出すること。また、代理人が立会う場合は併せて委任状（さいたま市電子入札運用基準様式第4号）を提出すること。
- (6) 再度入札は1回までとし、原則として初度入札の当日又は翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）に行うものとする。ただし、予定価格を事前公表している場合は、再度入札は行わない。再度入札を行う場合において、初度入札に参加しない者、初度入札において無効の入札を行った者及び失格となった者は、再度入札に参加することができない。
- (7) 技術資料及び一般競争入札参加資格等確認資料に記載する配置予定技術者は同一の者とする。
- (8) 本市発注の建設工事を初めて請負うことになる落札候補者等（以下「調査対象者」という。）は、必要に応じて行う事業所の所在地等の調査に協力すること。ただし、調査対象者が特定共同企業体である場合を除く。
- (9) 落札者は、技術資料及び一般競争入札参加資格等確認資料に記載した配置予定技術者を当該工事に配置すること。
- (10) 本公告に定めのない事項は、さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得、さいたま市建設工事等事後審査型一般競争入札取扱要綱（平成19年さいたま市制定）、低入札価格取扱要綱、さいたま市建設工事等最低制限価格取扱要綱（平成19年さいたま市制定）、さいたま市建設工事総合評価方式試行要綱（平成18年さいたま市制定）、総合評価方式ガイドライン、さいたま市総合評価方式実施マニュアル（入札参加者用）、さいたま市電子入札運用基準、さいたま市競争入札参加資格業者実態調査実施要領（平成24年さいたま市制定）及び特例監理技術者等の配置に係る取扱要領（令和3年さいたま市制定）の定めるところによる。

| | |
|--------|--|
| 契約整理番号 | 04-4356-92 |
| 入札方法 | 一般競争入札（電子・特別簡易型総合評価方式） |
| 参加形態 | 単体企業 |
| 工事名 | 歩道整備工事（市道21541号線） |
| 工事場所 | さいたま市見沼区大字東門前地内 |
| 履行期間 | 契約確定の日から令和5年3月24日まで |
| 概要 | 延長84m 土工一式 構造物撤去工一式 舗装工（車道）666㎡（歩道）374㎡ 排水構造物工一式 道路付属物施設工一式 縁石工94m 植樹工一式 区画線設置379m 仮設工一式 |

さいたま市告示一覧（令和4年10月1日から同月15日まで）

| | | | | | | | | |
|-----------|---|---|-------|---|-----|---|-----|---|
| 予定価格（税込） | 事後公表 | | | | | | | |
| 調査基準価格 | 設定する（失格基準有） | | | | | | | |
| 参加申請受付期間 | 令和4年10月20日（木）午前9時から 令和4年10月24日（月）午後5時まで | | | | | | | |
| 入札書提出期間 | 令和4年10月25日（火）午前9時から 令和4年10月26日（水）午後5時まで | | | | | | | |
| 開札の場所及び日時 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和4年10月27日（木）午後1時30分 | | | | | | | |
| 参加資格 | 名簿登載業種等 | 土木工事業 B級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。 | | | | | | |
| | 所在地区分 | さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。 | | | | | | |
| | 施工実績等 | 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 | | | | | | |
| | 2に掲げるもの以外に提出を要する書類 | － | | | | | | |
| 設計図書等 | 閲覧等の方法及び開始期日 | 電子配布 令和4年10月7日（金）から 入札説明書については、入札情報公開システムに掲載する「入札説明書（歩道整備工事（市道21541号線））.pdf」ファイルを参照すること。 | | | | | | |
| | 質問受付期間 | 令和4年10月7日（金）午前9時から 令和4年10月19日（水）午後5時まで | | | | | | |
| | 質問回答期日 | 令和4年10月24日（月） | | | | | | |
| 保証金及び支払方法 | 入札保証金 | 免除 | 契約保証金 | 要 | 前金払 | 有 | 部分払 | 有 |
| その他 | <ul style="list-style-type: none"> ・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事（受注者希望型）」の対象案件である。 ・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。 ・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。 ・本工事は、「建設工事の遠隔臨場に関する試行対象工事（発注者指定型）」の対象案件である。 | | | | | | | |
| 工事担当課 | さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 さいたま市建設局北部建設事務所道路安全対策課 電話 048-646-3207 | | | | | | | |
| 契約担当課 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180 | | | | | | | |

さいたま市告示第1488号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条により、次のとおり告示する。

令和4年10月7日

さいたま市長 清水 勇 人

1 位置指定道路の概要

- (1) 道路の位置 さいたま市見沼区大和田町一丁目525番9
- (2) 指定の年月日 令和4年10月7日
- (3) 指定の番号 第北22-017号
- (4) 道路の幅員 4.00m
- (5) 道路の延長 23.94m

さいたま市告示第1489号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、本市の住民及び利害関係人は、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに本市に意見書を提出することができる。

令和4年10月 7日

さいたま市長 清水 勇 人

1 都市計画の種類、名称及び区域

(1) 種類

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

(2) 名称及び区域

名称 さいたま都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

区域 さいたま市全域

2 都市計画の案の閲覧場所

さいたま市都市局都市計画部都市計画課

さいたま市都市局北部都市計画事務所・都市計画指導課

さいたま市都市局南部都市計画事務所・都市計画指導課

3 縦覧期間

令和4年10月7日（金）から令和4年10月21日（金）まで

ただし、土・日曜日、祝日は除く。

4 意見書提出期間

令和4年10月7日（金）から令和4年10月21日（金）まで

ただし、土・日曜日、祝日は除く。

5 意見書の提出先

さいたま市

さいたま市告示第1490号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、本市の住民及び利害関係人は、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに本市に意見書を提出することができる。

令和4年10月 7日

さいたま市長 清水 勇 人

1 都市計画の種類、名称及び区域

(1) 種類

区域区分

(2) 名称及び区域

名称 さいたま都市計画区域区分

区域 さいたま市全域（市街化区域と市街化調整区域の土地の区域については、変更しない。）

2 都市計画の案の閲覧場所

さいたま市都市局都市計画部都市計画課

さいたま市都市局北部都市計画事務所・都市計画指導課

さいたま市都市局南部都市計画事務所・都市計画指導課

3 縦覧期間

令和4年10月7日（金）から令和4年10月21日（金）まで

ただし、土・日曜日、祝日は除く。

4 意見書提出期間

令和4年10月7日（金）から令和4年10月21日（金）まで

ただし、土・日曜日、祝日は除く。

5 意見書の提出先

さいたま市

さいたま市告示第1491号

地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及びさいたま市市税条例（平成13年さいたま市条例第67号）第7条の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、当該書類はさいたま市長が保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和4年10月7日

さいたま市長 清水 勇 人

1 送達する書類

令和4年度 固定資産税・都市計画税納税通知書

2 送達を受ける者の氏名

別紙のとおり（別紙省略）

3 その他

地方税法第20条の2第3項の規定により、公示をした日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなす。

4 連絡先

(1) 担当 さいたま市財政局北部市税事務所資産課税課

(2) 電話 048（646）3119

さいたま市告示第1492号

地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及びさいたま市市税条例（平成13年さいたま市条例第67号）第7条の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、当該書類は、南部市税事務所個人課税課に保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和4年10月7日

さいたま市長 清水 勇 人

1 送達をする書類

令和4年度市民税・県民税納税通知書

2 送達を受ける者の氏名

別紙のとおり（別紙省略）

3 その他

地方税法第20条の2第3項の規定により、公示をした日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなす。

4 連絡先

(1) 担当 さいたま市南部市税事務所個人課税課普通徴収第1係

(2) 電話 048（829）1386

さいたま市告示第1493号

地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及びさいたま市市税条例（平成13年さいたま市条例第67号）第7条に規定する公示送達を次のとおり指定したので、同法第20条の2及び同条例第7条により告示する。

令和4年10月7日

さいたま市長 清水 勇 人

1 送達する書類

令和4年度 市民税・県民税納税通知書

令和3年度 市民税・県民税納税通知書

2 指定した送達を受けるべき者

別紙のとおり（別紙省略）

3 その他

さいたま市長が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

なお、地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなす。

4 連絡先

(1) 担当 さいたま市財政局北部市税事務所個人課税課

(2) 電話 048（646）3104

さいたま市告示第1494号

地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及びさいたま市市税条例（平成13年さいたま市条例第67号）第7条の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、当該書類はさいたま市長が保管し、いつでも送達を受けるべきものに交付する。

令和4年10月7日

さいたま市長 清水 勇 人

1 送達する書類

令和4年度固定資産税・都市計画税納税通知書

2 送達を受ける者の氏名等

別紙のとおり（別紙省略）

3 その他

地方税法第20条の2第3項の規定により、公示をした日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなす。

4 連絡先

(1) 担当 さいたま市役所財政局南部市税事務所資産課税課家屋第2係

(2) 電話 048（829）1573

公 売 公 告 兼 見 積 価 額 公 告

令和4年10月7日

さいたま市長 清水 勇人

国税徴収法第94条の規定により差押財産を公売することとなったため、同法第95条の規定により公告する。
また、同法第98条の規定により公売財産の見積価額を決定したため、同法第99条の規定により公告する。

記

| | | | | |
|---|-----------------------|--|-----|--------------------|
| 公売財産 | 名称、数量、その他、公売保証金及び見積価額 | 別紙「売却区分番号、公売財産の名称、その他、公売保証金及び見積価額、数量」のとおり | | |
| 公売の方法 | | 期間競り売り | | |
| 公売参加申込期間 公売保証金の提供期間 | | 令和4年10月7日(金) 午後1時00分から 令和4年10月25日(火) 午後11時00分まで | | |
| 競り売り開始日時 | | 令和4年11月1日(火) 午後1時00分から | | |
| 競り売り締切日時 | | 令和4年11月3日(木) 午後11時00分まで | | |
| 公 売 場 所 | | 紀尾井町戦略研究所株式会社が提供する公売に関するインターネットオークションシステム上 | | |
| 売却決定 | 日 時 | 令和4年11月11日(金)午前10時00分 | 場 所 | さいたま市南部市税事務所 納税調査課 |
| 代金納付期限 | | 令和4年11月11日(金)午後2時30分 | | |
| 買受人についての資格その他の要件 | | 1 国税徴収法第92条及び第108条該当以外の者 2 公売参加申込期間に所定の公売参加申込手続をした者 | | |
| その他 | | 1 公売保証金の提供については、クレジットカードによる納付によって行う。 2 最高価申込者の決定の日時及び場所については、令和4年11月4日(金)午前10時までに紀尾井町戦略研究所株式会社が提供する公売に関するインターネット上のサイトにて行う。 3 公売財産の売却決定は最高価申込者に係る入札価額をもって行う。 4 その他については、さいたま市インターネット公売ガイドラインによる。 | | |
| 配当を受ける者の権利の申し出について | | この公売財産について、配当を受けることができる質権、抵当権、先取特権、留置権等の権利を有する者は、売却決定をする日の前日までに債権現在額申立書により、その内容をさいたま市に申し出てください。 | | |
| 公売手続きを説明した「さいたま市インターネット公売ガイドライン」がさいたま市南部市税事務所納税調査課に備え付けてあります。その他の詳細についてはさいたま市南部市税事務所納税調査課にお問い合わせください。 | | | | |

担当 さいたま市南部市税事務所 納税調査課 電話番号048-829-1469 FAX番号048-829-1964

別紙 売却区分番号、公売財産の名称、その他、公売保証金及び見積価額、数量

| 売却区分番号 | 公売財産の名称、その他 | 公売保証金 (円) | 見積価額 (円) | 数量 |
|--------|---|--------------|-------------|----|
| 南1 | メルセデス・ベンツ 車両番号 大宮302と3967 交付年月日 平成28年4月26日 初度登録年月 平成25年9月 自動車の種別 普通 用途 乗用 自家用・事業用の別 自家用 車体の形状 ステーションワゴン 乗車定員 5人 最大積載量 -kg 車両重量 1,580kg 車両総重量 1,855kg 車台番号 WDD2042492G180012 長さ 463cm 幅 177cm 高さ 146cm 車名 メルセデス・ベンツ 型式 DBA-204249 原動機の型式 271 燃料の種類 ガソリン 総排気量又は定格出力 1.79L 前前軸重 810kg 後後軸重 770kg 有効期間の満了する日 令和4年9月29日 以上、自動車検査証の表示 | 43,000 | 426,300 | 1 |

公 売 公 告 兼 見 積 価 額 公 告

令和4年10月7日

さいたま市長 清水 勇人

国税徴収法第94条の規定により差押財産を公売することとなったため、同法第95条の規定により公告する。
また、同法第98条の規定により公売財産の見積価額を決定したため、同法第99条の規定により公告する。

記

| | | | | |
|---|--|---|-----|--------------------|
| 公売財産 | 名称、数量、その他、公売保証金及び見積価額 | 別紙「売却区分番号、公売財産の名称、その他、公売保証金及び見積価額、数量」のとおり | | |
| 公売の方法 | 期間競り売り | | | |
| 公売参加申込期間 公売保証金の提供期間 | 令和4年10月7日(金) 午後1時00分から 令和4年10月25日(火) 午後11時00分まで | | | |
| 競り売り開始日時 | 令和4年11月1日(火) 午後1時00分から | | | |
| 競り売り締切日時 | 令和4年11月3日(木) 午後11時00分まで | | | |
| 公 売 場 所 | 紀尾井町戦略研究所株式会社が提供する公売に関するインターネットオークションシステム上 | | | |
| 売 却 決 定 | 日 時 | 令和4年11月11日(金) 午前10時00分 | 場 所 | さいたま市南部市税事務所 納税調査課 |
| 代金納付期限 | 令和4年11月11日(金) 午後2時30分 | | | |
| 買受人についての資格その他の要件 | 1 国税徴収法第92条及び第108条該当以外の者 2 公売参加申込期間に所定の公売参加申込手続をした者 | | | |
| その他 | 1 公売保証金の提供については、クレジットカードによる納付によって行う。 2 最高価申込者の決定の日時及び場所については、令和4年11月4日(金)午前10時までに紀尾井町戦略研究所株式会社が提供する公売に関するインターネット上のサイトにて行う。 3 公売財産の売却決定は最高価申込者に係る入札価額をもって行う。 4 その他については、さいたま市インターネット公売ガイドラインによる。 | | | |
| 配当を受ける者の権利の申し出について | この公売財産について、配当を受けることができる質権、抵当権、先取特権、留置権等の権利を有する者は、売却決定をする日の前日までに債権現在額申立書により、その内容をさいたま市に申し出てください。 | | | |
| 公売手続きを説明した「さいたま市インターネット公売ガイドライン」がさいたま市南部市税事務所納税調査課に備え付けてあります。その他の詳細についてはさいたま市南部市税事務所納税調査課にお問い合わせください。 | | | | |

担当 さいたま市南部市税事務所 納税調査課 電話番号048-829-1469 FAX番号048-829-1964

別紙 売却区分番号、公売財産の名称、その他、公売保証金及び見積価額、数量

| 売却区分番号 | 公売財産の名称、その他 | 公売保証金 (円) | 見積価額 (円) | 数量 |
|--------|--|--------------|-------------|----|
| 南2 | シボレー トレイルブレイザー EXT LTZ 自動車登録番号又は車両番号 大宮100 そ 8323 登録年月日/交付年月日 令和3年1月8日 初度登録年月 平成17年6月 自動車の種別 普通 用途 貨物 自家用・事業用の別 自家用 車体の形状 バン 車名 シボレー 乗車定員 5人 車両重量 2260kg 車両総重量 2685kg 車台番号 1GNET16MX56149699 長さ 530cm 幅 190cm 高さ 193cm 前前軸重 1270kg 後後軸重 990kg 型式 GH-T370V 原動機の型式 5F 総排気量又は定格出力 5.32L 燃料の種類 ガソリン 型式指定番号 - 類別区分番号 - 有効期間の満了する日 令和5年1月7日 以上、登録事項等証明書 現在記録の表示 | 33,000 | 324,800 | 1 |

公 売 公 告 兼 見 積 価 額 公 告

令和4年10月7日

さいたま市長 清水 勇人

国税徴収法第94条の規定により差押財産を公売することとなったため、同法第95条の規定により公告する。
また、同法第98条の規定により公売財産の見積価額を決定したため、同法第99条の規定により公告する。

記

| | | | | |
|------------------------|-----------------------|--|-----|--------------------|
| 公売財産 | 名称、数量、その他、公売保証金及び見積価額 | 別紙「売却区分番号、公売財産の名称、その他、公売保証金及び見積価額、数量」のとおり | | |
| 公売の方法 | | 期間競り売り | | |
| 公売参加申込期間 公売保証金の提供期間 | | 令和4年10月7日(金) 午後1時00分から 令和4年10月25日(火) 午後11時00分まで | | |
| 競り売り開始日時 | | 令和4年11月1日(火) 午後1時00分から | | |
| 競り売り締切日時 | | 令和4年11月3日(木) 午後11時00分まで | | |
| 公 売 場 所 | | 紀尾井町戦略研究所株式会社が提供する公売に関するインターネットオークションシステム上 | | |
| 売 却 決 定 | 日 時 | 令和4年11月11日(金)午前10時00分 | 場 所 | さいたま市南部市税事務所 納税調査課 |
| 代金納付期限 | | 令和4年11月11日(金)午後2時30分 | | |
| 買受人についての資格その他の要件 | | 1 国税徴収法第92条及び第108条該当以外の者 2 公売参加申込期間に所定の公売参加申込手続をした者 | | |
| その他 | | 1 公売保証金の提供については、クレジットカードによる納付によって行う。 2 最高価申込者の決定の日時及び場所については、令和4年11月4日(金)午前10時までに紀尾井町戦略研究所株式会社が提供する公売に関するインターネット上のサイトにて行う。 3 公売財産の売却決定は最高価申込者に係る入札価額をもって行う。 4 その他については、さいたま市インターネット公売ガイドラインによる。 | | |
| 配当を受ける者の権利の申し出について | | この公売財産について、配当を受けることができる質権、抵当権、先取特権、留置権等の権利を有する者は、売却決定をする日の前日までに債権現在額申立書により、その内容をさいたま市に申し出てください。 | | |

公売手続きを説明した「さいたま市インターネット公売ガイドライン」がさいたま市南部市税事務所納税調査課に備え付けてあります。その他の詳細についてはさいたま市南部市税事務所納税調査課にお問い合わせください。

担当 さいたま市南部市税事務所 納税調査課 電話048-829-1469 FAX048-829-1964

別紙 売却区分番号、公売財産の名称、その他、公売保証金及び見積価額、数量

| 売却区分番号 | 公売財産の名称、その他 | 公売保証金 (円) | 見積価額 (円) | 数量 |
|--------|--|--------------|-------------|----|
| 南3 | 日産 キャラバン 3.0 DX ロングボディ 自動車登録番号又は車両番号 大宮400 の 6360 登録年月日/交付年月日 令和2年7月22日 初度登録年月 平成22年3月 自動車の種別 小型 用途 貨物 自家用・事業用の別 自家用 車体の形状 バン 車名 ニッサン 乗車定員 3人 最大積載量 1250kg 車両重量 1920kg 車両総重量 3335kg 車台番号 VWE25-213071 長さ 469cm 幅 169cm 高さ 199cm 前前軸重 1190kg 後後軸重 730kg 型式 ADF-VWE25 原動機の型式 ZD30 総排気量又は定格出力 2.95L 燃料の種類 軽油 型式指定番号 15894 類別区分番号 0165 有効期間の満了する日 令和4年12月27日 以上、登録事項等証明書 現在記録の表示 | 35,000 | 350,000 | 1 |

さいたま市告示第1498号

下記の書類を、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及びさいたま市市税条例（平成13年さいたま市条例第67号）第7条の規定により、公示送達する。

なお、当該書類は、南部市税事務所個人課税課に保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和4年10月7日

さいたま市長 清水 勇 人

記

1 送達をする書類

令和4年度 市民税・県民税納税通知書

令和3年度 市民税・県民税納税通知書

令和2年度 市民税・県民税納税通知書

2 送達を受ける者の住所及び氏名

別紙のとおり（別紙省略）

3 その他

地方税法第20条の2第3項の規定により、公示をした日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなす。

4 連絡先

(1) 担当 南部市税事務所 個人課税課 普通徴収第2係

(2) 電話 048（829）1387

さいたま市告示第1499号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和4年10月7日

さいたま市長 清水 勇 人

1 開発区域に含まれる地域の名称

さいたま市岩槻区大字末田字上手2048番1、2048番2、2048番3、2050番2

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

さいたま市緑区中尾943-2

株式会社藤榮商事 代表取締役 新藤 友啓

3 許可番号

令和4年7月27日

第変 - N2021147号

4 検査済証番号

令和4年10月6日

第完 - N2021147号

さいたま市告示第1500号

屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第7条第4項の規定により広告物及び掲出物件を除却し、同法第8条第1項の規定により保管したので、同条第2項並びにさいたま市屋外広告物条例（平成14年条例第109号）第21条の2及び第21条の3の規定により、次のとおり告示する。

令和4年10月7日

さいたま市長 清水 勇 人

1 保管した広告物又は掲出物件の名称又は種類及び数量

- | | |
|---------|-------|
| (1) はり札 | 305 枚 |
| (2) 立看板 | 9 枚 |

2 保管した広告物又は掲出物件の放置されていた場所、除却日時及び保管開始日時
別紙のとおり

3 保管場所

さいたま市緑区宮本2丁目16番地3

4 連絡先

- | | |
|--------|------------------------------------|
| (1) 担当 | さいたま市役所都市局 南部都市計画事務所 都市計画指導課 都市管理係 |
| (2) 電話 | 048（840）6178 |

広告物及び掲出物告示リスト

告示年月日 令和4年10月7日

| 番号 | 放置されていた場所 | 保管した広告物・掲出物件 | | 除却した日時 | | 保管開始日時 | | 備考 |
|----|-----------|--------------|-----|-----------|------------------------|-----------|--------|----|
| | | 名称または種類 | 数量 | 月 日 | 時 間 | 月 日 | 時 間 | |
| 1 | 緑区 | はり札 | 47 | 令和4年9月2日 | 8時30分 から 17時00分 | 令和4年9月2日 | 17時00分 | |
| 2 | 南区 | 立看板 | 1 | 令和4年9月6日 | 8時30分 から 17時00分 | 令和4年9月6日 | 17時00分 | |
| 3 | 南区 | はり札 | 43 | 令和4年9月6日 | 8時30分 から 17時00分 | 令和4年9月6日 | 17時00分 | |
| 4 | 南区 | はり札 | 5 | 令和4年9月7日 | 8時30分 から 17時00分 | 令和4年9月7日 | 17時00分 | |
| 5 | 南区 | はり札 | 45 | 令和4年9月9日 | 8時30分 から 17時00分 | 令和4年9月9日 | 17時00分 | |
| 6 | 浦和区 | はり札 | 40 | 令和4年9月13日 | 8時30分 から 17時00分 | 令和4年9月13日 | 17時00分 | |
| 7 | 浦和区 | はり札 | 46 | 令和4年9月16日 | 8時30分 から 17時00分 | 令和4年9月16日 | 17時00分 | |
| 8 | 緑区 | 立看板 | 7 | 令和4年9月16日 | 8時30分 から 17時00分 | 令和4年9月16日 | 17時00分 | |
| 9 | 緑区 | はり札 | 14 | 令和4年9月16日 | 8時30分 から 17時00分 | 令和4年9月16日 | 17時00分 | |
| 10 | 桜区 | はり札 | 44 | 令和4年9月20日 | 8時30分 から 17時00分 | 令和4年9月20日 | 17時00分 | |
| 11 | 中央区 | はり札 | 11 | 令和4年9月22日 | 14時00分 から 17時00分 | 令和4年9月22日 | 17時00分 | |
| 12 | 桜区 | 立看板 | 1 | 令和4年9月28日 | 8時30分 から 17時00分 | 令和4年9月28日 | 17時00分 | |
| 13 | 桜区 | はり札 | 3 | 令和4年9月28日 | 8時30分 から 17時00分 | 令和4年9月28日 | 17時00分 | |
| 14 | 桜区 | はり札 | 7 | 令和4年9月29日 | 14時00分 から 15時00分 | 令和4年9月29日 | 15時00分 | |
| 15 | | | | | | | | |
| 16 | 計 | はり札 | 305 | | | | | |
| 17 | | 立看板 | 9 | | | | | |

さいたま市告示第1501号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和4年10月7日

さいたま市長 清水 勇 人

1 開発区域に含まれる地域の名称

さいたま市南区大字太田窪字善前南2353番1、2353番4、2353番5、2353番6、2353番7、2353番8、2353番9、2353番10、2353番11、2353番12、2353番13、2353番14、2353番15、2353番16、2353番17、2353番18、2353番19

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

さいたま市南区南本町一丁目3-1

昭栄建設株式会社 代表取締役 岡田 紘和

3 許可番号

令和4年9月15日

第 変 - S 2 0 2 1 0 6 1 号

4 検査済証番号

令和4年10月6日

第 完 - S 2 0 2 1 0 6 1 号

さいたま市告示第1502号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和4年10月7日

さいたま市長 清水 勇 人

1 開発区域に含まれる地域の名称

さいたま市中央区本町西四丁目1263番1、1264番1、1392番1

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

福岡県福岡市博多区博多駅東2丁目10番1号 第一福岡ビルS館4階

株式会社コスモス薬品 代表取締役社長 横山 英昭

3 許可番号

令和4年3月1日

第 変 - S 2 0 2 1 0 2 9 号

4 検査済証番号

令和4年10月6日

第 完 - S 2 0 2 1 0 2 9 号

さいたま市告示第1503号

公募型プロポーザル方式の手続の開始

さいたま市ケアラー相談事業業務について、次のとおり、当該業務に関する企画提案書の提出を招請します。

令和4年10月7日

さいたま市長 清水 勇 人

1 企画提案書の招請に付する事項

(1) 件名

さいたま市ケアラー相談事業業務

(2) 履行場所

さいたま市内 外

(3) 業務概要

主にさいたま市内に住むケアラーからの相談に応じ、傾聴や助言等を行うことを目的とした電話相談業務。

(4) 履行期間

契約締結日から令和5年3月31日まで

(5) 予算の上限額

本プロポーザルの予算上限額は6,950,500円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

2 企画提案書の提出者の資格に関する事項

企画提案書の提出を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本招請日において、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に登載されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

ウ 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合及び企業組合並びに中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）に基づく協同組合にあっては、その組合員が、共同企業体の構成員、単体企業の別を問わず、本招請に参加していないこと。

(3) 本招請日から最優秀提案者特定の日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置（以下、「入札参加停止」という。）又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置（以下、「入札参加除外」という。）を受けている期間がない者であること。

3 企画提案に係る実施要領等の交付

(1) 交付方法

さいたま市ホームページからダウンロード（以下「ホームページ」とはこのアドレスをいう。）

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/012/index.html>

(2) 交付期間

本招請日から令和4年10月21日（金）午後4時まで

4 参加意思の表明手続き

企画提案書の提出を希望する者は、次のとおり参加意思の表明手続きを行うこと。

(1) 提出書類

公募型プロポーザル参加意思表明書 1部

(2) 提出期間

本招請日から令和4年10月21日（金）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで）

(3) 提出場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市保健福祉局長寿応援部いきいき長寿推進課
担当 地域支援係 電話 048（829）1257

(4) 提出方法

持参のみ

5 質問の受付及び回答

企画提案書を提出しようとする者は、企画提案に関する事項について、次のとおり質問することができる。なお、電子メール送信後、速やかに電話にて到達確認を行うこと。

(1) 受付期間

令和4年10月7日（金）から令和4年10月21日（金）まで

(2) 受付方法

電子メール（詳細は実施要領による。）

メールアドレス ikiiki-choju-suishin@city.saitama.lg.jp

(3) 到達確認先

4(3)に同じ

(4) 質問に対する回答予定日

令和4年10月27日（木）までに行う。

(5) 回答方法

ホームページ上に、質問及び回答を公表する。

6 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

ア 企画提案書【表紙】（1部）

イ 企画提案書【提案内容】（正本1部、副本9部）

ウ 見積書

(2) 提出期間

令和4年10月28日（金）から令和4年11月8日（火）まで（さいたま市の休日を定める

条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで）

(3) 提出場所

4(3)に同じ

(4) 提出方法

持参のみ

(5) 無効となる企画提案書

次の企画提案書は、無効とする。

ア 2に定める資格要件を満たさなくなった者が提出した企画提案書

イ 虚偽の記載をした企画提案書

ウ 審査の公平性を害する行為を行った者が提出した企画提案書

エ 1(5)に示す額を上回る額を見積書に記載した者が提出した企画提案書

オ プレゼンテーションに参加しなかった者が提出した企画提案書

7 業者の決定方法

業者の決定にあたっては、さいたま市ケアラー相談事業業務事業者選定委員会において書類審査を行い決定する。なお、審査方法等詳細については、実施要領を参照すること。

8 本招請に関する事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市保健福祉局長寿応援部いきいき長寿推進課
担当 地域支援係 電話 048(829)1257

9 その他

(1) 最優秀提案者特定の日（翌日から契約締結日までの間に、入札参加停止又は入札参加除外を受けている期間がある者は、最優秀提案者の特定を取り消されることがある。

(2) 本調達において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とすること。

(3) この企画提案書の提出等に係る一切の経費は、提案者の負担とする。

(4) 提出された企画提案書等は、返却しない。

(5) 企画提案の審査結果は、企画提案の具体的内容を除き、公表する。

(6) 詳細は、実施要領による。

さいたま市告示第1504号

さいたま市個人住民税申告等に係るノート型パーソナルコンピュータ賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和4年10月11日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市個人住民税申告等に係るノート型パーソナルコンピュータ賃貸借

(2) 借入場所

さいたま市中央区下落合5-7-10外

(3) 数量・特質等

仕様書のとおり

(4) 借入期間

令和5年1月19日から令和5年3月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品納入等）（以下「名簿」という。）に種目「レンタル・リース」内の営業種目「OA機器リース等」で記載されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 入札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

(5) 入札日において、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

3 入札説明書等の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書等を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局税務部市民税課
担当 市民税システム係 電話 048（829）1198

(2) 交付期間

告示の日から令和4年10月18日（火）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで）

(3) 交付方法

CD-ROM

(4) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付方法

全て郵送とする。

(2) 交付日

令和4年10月21日（金）までに交付するものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和4年10月27日（木）午前10時00分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所西会議棟2階第2会議室

(3) 入札保証金

さいたま市告示一覧（令和4年10月1日から同月15日まで）

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和4年10月27日（木）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局税務部税制課

電話 048(829)1160 FAX 048(829)1986

(8) 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局税務部市民税課

電話 048(829)1198 FAX 048(829)1986

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は返却しない。

(2) 入札後、入札参加者は、本告示、仕様書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(3) 契約条項等は、さいたま市財政局税務部市民税課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(4) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第1505号

さいたま市市民税・県民税特別徴収税額の決定・変更通知書、納入書（当初分）印字製本封入封緘業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和4年10月11日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市市民税・県民税特別徴収税額の決定・変更通知書、納入書（当初分）印字製本封入封緘業務

(2) 履行場所

さいたま市大宮区吉敷町1-124-1 外

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

令和5年3月1日から令和5年5月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務「電算」又は「文書管理」の受注希望業務「封入封緘」で掲載されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 入札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

(5) 入札日において、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

(6) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会からのプライバシーマーク（JISQ15001）付与認定又は情報セキュリティマネジメントシステム認定基準JISQ27001（ISO/IEC27001）の認定を受けている者であること。

(7) 令和2年以降に、国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体と、履行件数が5万件以上の

印字製本封入封緘業務の契約実績があることを証明した者であること。

3 入札説明書等の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書、仕様書等を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市大宮区吉敷町1-124-1 さいたま市財政局北部市税事務所法人課税課
担当 特別徴収係 電話 048(646)3271

(2) 交付期間

告示の日から令和4年10月28日（金）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年
さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで）

(3) 交付方法

CD-ROM

(4) 交付費用

無償

4 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」と
いう。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札日において確
認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 一般競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、一般競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付方法

全て郵送とする。

(2) 交付日

令和4年11月4日（金）までに交付するものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。入札金額は、各業務の単価を予定数量で乗じた総合計金額を記入し、内訳を記載
した内訳書を入札書に添付すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に
当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるとき
は、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税
及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の11

0分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和4年11月18日（金）午後2時00分

イ 場所

さいたま市大宮区吉敷町1-124-1 さいたま市大宮区役所5階入札室

(3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和4年11月18日（金）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市大宮区吉敷町1-124-1 さいたま市財政局北部市税事務所個人課税課
電話 048(646)3102 FAX 048(646)3164

(8) 業務を担当する課

さいたま市大宮区吉敷町1-124-1 さいたま市財政局北部市税事務所法人課税課
電話 048(646)3271 FAX 048(646)3164

7 契約手続等

(1) 契約形態

単価契約とする。なお、詳細は入札説明書による。

(2) 契約保証金

契約金額（支払限度額）の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 議決の要否

否

8 その他

(1) 提出された一般競争入札参加申込兼資格確認申請書等は、返却しない。

(2) 入札後、入札参加者は、本告示、仕様書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

さいたま市告示一覧（令和4年10月1日から同月15日まで）

- (3) 契約条項等は、さいたま市財政局北部市税事務所法人課税課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

- (4) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第1506号

さいたま市見沼グリーンセンタープレハブ冷蔵庫賃貸借契約について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和4年10月11日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市見沼グリーンセンタープレハブ冷蔵庫賃貸借契約

(2) 履行場所

さいたま市北区見沼2丁目94番地（展示温室内）

(3) 業務概要

入札説明書のとおり

(4) 履行期間

契約締結日から令和8年12月11日

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品納入等）

（以下「名簿」という。）に種目「一般機器」内の営業種目「冷凍機・空調機」又は種目「レンタ

ル・リース」内の営業種目「レンタル・リースその他」で登載されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 入札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

(5) 入札日において、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市北区見沼2丁目94番地 さいたま市経済局農業政策部見沼グリーンセンター

担当 園芸係 電話 048（664）5915

(2) 交付期間

告示の日から令和4年10月25日（火）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後5時まで）

(3) 交付費用

無償

4 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和4年10月27日（木）午前9時から午後5時まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に84円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

なお、交付日時までに競争入札参加資格確認結果通知書の交付を受けなかった者については、入札を辞退したものとみなす。

6 入札参加資格の有無の再確認

入札参加資格がない旨の競争入札参加資格確認結果通知書を受けた者は、令和4年10月31日（月）までにさいたま市経済局農業政策部見沼グリーンセンターに入札参加資格の有無の再確認を求めることができる。

7 入札手続等

(1) 入札方法

月額で行う。入札金額は、賃借料1月当たりの額を記入すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者で

あるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 郵送による場合の入札書の受領期限及び送付先

ア 受領期限

令和4年10月31日（月）書留郵便（簡易書留郵便を含む。）により提出すること。

イ 送付先

〒331-0803 さいたま市北区見沼2丁目94番地 さいたま市経済局農業政策部見沼グリーンセンター

(3) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和4年11月1日（火）午前10時00分

イ 場所

さいたま市北区見沼2丁目94番地 見沼グリーンセンター

(4) 入札保証金

見積もった金額（月額）に月数を乗じた額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和4年11月1日（火）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

7(3)イに同じ

(6) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、落札とすべき同額の入札をした者が2者以上いるときは、当該入札参加者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合、当該入札参加者は、くじを辞退することはできない。

(7) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

ア さいたま市契約規則第13条に該当する入札

イ 到達期限までに到達しなかった入札書による入札

ウ 7(2)及び入札説明書に規定した方法によらずに送付された入札書による入札

(8) 入札事務を担当する課

さいたま市北区見沼2丁目94番地 さいたま市経済局農業政策部見沼グリーンセンター

電話 048(664)5915 FAX 048(651)0962

8 入札に関する注意事項

(1) 入札の辞退

入札参加資格がある旨の通知を受け取った後であっても、入札を辞退することができる。入札参加者が入札を辞退しようとするときは、入札辞退届を提出しなければならない。ただし、入札書等の到達後の入札辞退は認めないものとする。

(2) 独占禁止法関係法令の遵守

入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に違反する行為を行ってはならない。

(3) その他

ア 入札参加資格がある旨の通知を受けた者であっても、入札時点において参加資格がない者は、入札に参加できない。

イ 一度提出した入札書の書き換え、引き換え又は撤回することはできない。

9 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額（月額）に月数を乗じた額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

10 支払条件

暦月を単位として、請求に応じて支払うものとする。なお、詳細については落札者決定後、協議して決定する。

11 その他

(1) 提出された一般競争入札参加申込兼資格確認申請書等は返却しない。

(2) 入札後、入札参加者は、本告示、仕様書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(3) 契約条項等は、さいたま市経済局農業政策部見沼グリーンセンター及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/004/001/003/001/p000088.html>

(4) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第1507号

下記の書類を介護保険法（平成9年法律第123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示送達する。

なお、当該書類については、さいたま市長が保管し、送達を受けるべき者については、管轄の各区役所高齢介護課にていつでも交付する。

令和4年10月11日

さいたま市長 清水 勇 人

- 1 送達を受けるべき者及び送達する書類
別紙のとおり（別紙省略）

さいたま市告示第1508号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和4年10月12日

さいたま市長 清水 勇 人

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
さいたま市岩槻区大字慈恩寺字山口625番5
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
（省略）
- 3 許可番号
令和4年4月19日
第変 - N2021184号
- 4 検査済証番号
令和4年10月11日
第完 - N2021184号

さいたま市告示第1509号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和4年10月12日

さいたま市長 清水 勇 人

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
さいたま市浦和区瀬ヶ崎三丁目226番1、226番5、226番6
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
（省略）
- 3 許可番号
令和4年3月25日
第 開 - S 2 0 2 1 0 7 3 号
- 4 検査済証番号
令和4年10月11日
第 完 - S 2 0 2 1 0 7 3 号

さいたま市告示第1510号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和4年10月12日

さいたま市長 清水 勇 人

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
さいたま市桜区町谷四丁目77番1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
さいたま市浦和区常盤7-3-15
株式会社松谷角蔵商店 代表取締役 松谷 厚雄
- 3 許可番号
令和3年12月28日
第開-S2021054号
- 4 検査済証番号
令和4年10月11日
第完-S2021054号

さいたま市告示第1511号

全身麻酔器外4件の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和4年10月12日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

- ア 全身麻酔器
- イ 気管支ビデオスコープ 一式
- ウ 耳鼻科手術ナビゲーションシステム
- エ 移動型デジタル式汎用一体型X線透視診断装置
- オ 汎用超音波診断装置

(2) 納入場所

さいたま市緑区大字三室2460 さいたま市立病院

(3) 数量・特質等

仕様書のとおり

(4) 納入期限

- ア 令和5年3月31日
- イ 令和5年3月31日
- ウ 令和5年3月31日
- エ 令和5年3月31日
- オ 令和5年3月31日

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（物品納入等）（以下「名簿」という。）に種目「医療・衛生・福祉器材」内の営業種目「医療福祉器材」で登載されている者であること。
- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
 - イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者
- (3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。
- (4) 本入札の告示日において、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）に基づく高度管理医療機器等の販売業の許可を受けている者で

あること。

- (5) 令和2年4月1日以降に、当該物品と同等の物品納入若しくは製造実績があることを証明できる者又は当該物品に係る製造者若しくは販売代理店等の出荷引受証明を受けている者であること。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市緑区大字三室2460 さいたま市保健福祉局市立病院病院経営部病院財務課
担当 調達係 電話 048(873)4274

(2) 交付期間

告示の日から令和4年10月27日（木）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前8時30分から午後5時15分まで）

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、競争入札に付する件名ごとに入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札に付する件名ごとに競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和4年11月1日（火）午前8時30分から午後5時15分まで

6 競争入札参加資格の喪失

本入札の参加資格を有する者が、次のいずれかに該当するときは、本入札に参加することができない。

- (1) 本告示に定める資格要件を満たさなくなったとき。

- (2) 競争入札参加申込兼資格確認申請書及び提出書類について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札方法

競争入札に付する件名ごとに総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

- (ア) 1(1)アの物品 令和4年11月7日（月）午前10時00分
- (イ) 1(1)イの物品 令和4年11月7日（月）午前10時10分
- (ウ) 1(1)ウの物品 令和4年11月7日（月）午前10時20分
- (エ) 1(1)エの物品 令和4年11月7日（月）午前10時30分
- (オ) 1(1)オの物品 令和4年11月7日（月）午前10時40分

イ 場所

さいたま市緑区大字三室2460 さいたま市立病院3階会議室1

(3) 入札保証金

競争入札に付する件名ごとに見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和4年11月7日（月）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

7(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市緑区大字三室2460 さいたま市保健福祉局市立病院病院経営部病院財務課
電話 048（873）4274 FAX 048（873）5451

8 契約手続等

(1) 契約保証金

落札者となった件名ごとに契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

9 その他

(1) 契約条項等は、さいたま市保健福祉局市立病院病院経営部病院財務課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(2) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第1512号

地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及びさいたま市市税条例（平成13年さいたま市条例第67号）第7条の規定により、次のとおり公示送達をする。

令和4年10月12日

さいたま市長 清水 勇 人

1 送達をする書類

(1) 差押調書（謄本）

2 送達を受ける者の氏名・名称

（省略）

3 その他

(1) 送達をする書類はさいたま市長が保管し、送達を受ける者が請求したときはいつでも交付する。

(2) 公示をした日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなす。

4 連絡先

(1) 担当 さいたま市役所財政局北部市税事務所納税課

(2) 電話 048（646）3049

さいたま市告示第1513号

地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及びさいたま市市税条例（平成13年さいたま市条例第67号）第7条の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、当該書類はさいたま市長が保管し、いつでも送達を受けるべきものに交付する。

令和4年10月13日

さいたま市長 清水 勇 人

1 送達をする書類

国民健康保険税納税（更正）通知書

2 送達を受ける者の氏名

別紙のとおり（別紙省略）

3 その他

地方税法第20条の2第3項の規定により、公示をした日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなす。

4 連絡先

区役所保険年金課 国保係（市外局番は全て048）

| | | | |
|-------|-----------|---------------|---------------|
| 西区役所 | 〒331-8587 | 西区西大宮3-4-2 | TEL. 620-2673 |
| 北区役所 | 〒331-8586 | 北区宮原町1-852-1 | TEL. 669-6073 |
| 大宮区役所 | 〒330-8501 | 大宮区吉敷町1-124-1 | TEL. 646-3073 |
| 見沼区役所 | 〒337-8586 | 見沼区堀崎町12-36 | TEL. 681-6073 |
| 中央区役所 | 〒338-8686 | 中央区下落合5-7-10 | TEL. 840-6073 |
| 桜区役所 | 〒338-8586 | 桜区道場4-3-1 | TEL. 856-6183 |
| 浦和区役所 | 〒330-9586 | 浦和区常盤6-4-4 | TEL. 829-6162 |
| 南区役所 | 〒336-8586 | 南区別所7-20-1 | TEL. 844-7183 |
| 緑区役所 | 〒336-8587 | 緑区大字中尾975-1 | TEL. 712-1183 |
| 岩槻区役所 | 〒339-8585 | 岩槻区本町3-2-5 | TEL. 790-0174 |

さいたま市告示一覧（令和4年10月1日から同月15日まで）

さいたま市告示第1514号

無効となるさいたま市国民健康保険被保険者証等について、別紙のとおり（別紙省略）告示する。

令和4年10月13日

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市告示第1515号

さいたま市令和5年度版国民健康保険のしおり作成業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和4年10月13日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市令和5年度版国民健康保険のしおり作成業務

(2) 履行場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4外

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

契約締結の日から令和5年3月24日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務「製作等」の受注希望業務「パンフレット等」で掲載されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 国（独立行政法人を含む。）又は地方自治体において同種業務の契約を締結し、履行した実績を有する者であること。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付場所

ア さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市保健福祉局福祉部国民健康保険課
担当 国保事業係 電話 048（829）1276

イ さいたま市ホームページからダウンロード

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/006/003/p076198.html>

(2) 交付期間

告示の日から令和4年10月31日（月）まで（3(1)アにおいては、さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで）

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)アに同じ

(4) 提出方法

持参又は郵送

(5) 郵送による場合の提出書類の受領期限及び送付先

ア 受領期限

令和4年10月31日（月）書留郵便（簡易書留郵便を含む。）により提出すること。

イ 送付先

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市保健福祉局福祉部国民健康保険課

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)アに同じ

(2) 交付日時

令和4年11月2日（水）及び令和4年11月7日（月）午前9時から午後4時まで。

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に94円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

総額で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る

さいたま市告示一覧（令和4年10月1日から同月15日まで）

課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和4年11月14日（月）午前9時30分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所西会議棟1階第6会議室

(3) 郵送による場合の入札書の受領期限及び送付先

ア 受領期限

令和4年11月10日（木）書留郵便（簡易書留郵便を含む。）により提出すること。

イ 送付先

3(1)アに同じ

(4) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和4年11月14日（月）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)イに同じ

(6) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(8) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市保健福祉局福祉部福祉総務課

電話 048（829）1253 FAX 048（829）1961

(9) 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市保健福祉局福祉部国民健康保険課

電話 048（829）1276 FAX 048（829）1938

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

- (1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は返却しない。
- (2) 入札参加者は、入札後、本告示、仕様書等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (3) この業務委託契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (4) 契約条項等は、さいたま市保健福祉局福祉部国民健康保険課及びホームページにおいて閲覧できる。
<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>
- (5) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第1516号

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和4年10月13日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名（物品の購入）及び数量

投票用紙読取分類機 5台

(2) 納入場所

さいたま市北区宮原町1-852-1 さいたま市北区役所外4課所

(3) 特質等

入札説明書のとおり

(4) 納入期限

令和5年2月28日

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品納入等）（以下「名簿」という。）に種目「広告・装飾」内の営業種目「選挙用品」で登載されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 入札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

(5) 入札日において、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者で、2の要件を満たす者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局契約管理部調達課
担当 物品契約係 電話048(829)1181

(2) 交付期間

さいたま市告示一覧（令和4年10月1日から同月15日まで）

告示の日から令和4年10月27日（木）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後5時まで）

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和4年11月4日（金）及び令和4年11月7日（月）午前9時から午後5時まで。なお、交付日時までに競争入札参加資格確認結果通知書の交付を受けなかった者については、入札を辞退したものとみなす。

6 競争入札参加資格の喪失

本入札の参加資格を有する者が、次のいずれかに該当するときは、本入札に参加することができない。

(1) 本告示に定める資格要件を満たさなくなったとき。

(2) 競争入札参加申込兼資格確認申請書及び提出書類について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札方法

総額で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和4年11月14日（月）午後2時00分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所西会議棟1階第1入札室

(3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和4年11月14日（月）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

7(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(7) 問合せ先

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局契約管理部調達課
電話 048(829)1181 FAX 048(829)1986

8 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

9 その他

(1) 契約条項等は、さいたま市財政局契約管理部調達課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(2) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第1517号

さいたま市子ども家庭総合センター建物総合管理業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和4年10月13日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市子ども家庭総合センター建物総合管理業務

(2) 履行場所

さいたま市浦和区上木崎4-4-10

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務「建物管理等」の等級区分がA級で受注希望業務「建物総合管理」で

掲載され、かつ、本市内に本店を有している者であること。

- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

- (3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

- (4) 入札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

- (5) 入札日において、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

- (6) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合及び企業組合並びに中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）に基づく協業組合にあっては、その組合員が同一入札に参加していない者であること。

- (7) 平成29年4月1日以降に、延床面積12,000㎡以上の施設における建物管理等業務かつ

警備（機械警備を除く。）業務を元請で契約し、履行した実績（現在履行中のものを含む。）を有する者であること。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付方法

さいたま市ホームページからダウンロード

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/006/003/p092238.html>

(2) 交付期間

告示の日から令和4年11月7日（月）午後4時まで

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

告示の日から令和4年11月7日（月）まで（持参の場合は、さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前9時から午後4時までとし、郵送の場合は、受付期間内必着とする。）

(3) 受付場所

〒330-0071 さいたま市浦和区上木崎4-4-10 さいたま市子ども未来局子ども家庭総合センター総務課

(4) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便（簡易書留郵便を含む。）により提出すること。）

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

4(3)に同じ

(2) 交付日時

令和4年11月18日（金）午前9時から午後4時まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に84円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の

さいたま市告示一覧（令和4年10月1日から同月15日まで）

10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和4年12月8日（木）午後1時30分

イ 場所

さいたま市浦和区上木崎4-4-10 さいたま市子ども家庭総合センター4階会議室2

(3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和4年12月8日（木）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)イに同じ

(5) 最低制限価格

設定する。なお、最低制限価格を下回る入札をした者は、再度入札に参加できない。

(6) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、同条第4項及び第5項に基づいて作成された最低制限価格以上の価格をもって入札を行った者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、初度入札において落札者がいないときは、初度入札の開札結果発表後、当該入札場所において直ちに再度入札を行う。再度入札に参加できる者は、初度入札に参加し、開札に立ち会った者とする。ただし、初度入札において無効な入札を行った者は、再度入札に参加することができない。再度入札は、1回とする。

(7) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(8) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区上木崎4-4-10 さいたま市子ども未来局子ども家庭総合センター総務課

電話 048(711)1986 FAX 048(711)8904

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

8 その他

- (1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は、返却しない。
- (2) 入札参加者は、入札後、本告示、仕様書、現場等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (3) 契約条項等は、さいたま市子ども未来局子ども家庭総合センター総務課及びホームページにおいて閲覧できる。
<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>
- (4) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第1518号

次のとおり所有者の判明しない動物を収容しておりますので、さいたま市動物の愛護及び管理に関する条例第11条第1項及び同条第4項の規定に基づき公示します。飼い主は、令和4年10月18日までに返還の手続きをしてください。返還の手続きがない場合には処分します。

令和4年10月13日

さいたま市長 清水 勇 人

・ 次の表のとおり

| 収容日 | 種類 | 収容場所 | 品種 | 性別 | 毛色 | 年齢 (推定) | 首輪の 有無 | 特 徴 |
|-----------|----|--------|-----|----|----------|------------|-----------|------|
| 10月 7日 | 猫 | 見沼区島町 | 雑種 | メス | 黒白 | 2～4 週齢 | 無 | |
| 10月 7日 | 猫 | 見沼区島町 | 雑種 | メス | サビ | 2～4 週齢 | 無 | |
| 10月 7日 | 猫 | 見沼区島町 | 雑種 | メス | 三毛 | 2～4 週齢 | 無 | |
| 10月 7日 | 猫 | 見沼区島町 | 雑種 | メス | 三毛 | 2～4 週齢 | 無 | |
| 10月 7日 | 猫 | 見沼区島町 | 雑種 | メス | 三毛 | 2～4 週齢 | 無 | |
| 10月 7日 | 犬 | 緑区上野田 | チワワ | オス | 黒・茶 | 1～3歳 | 無 | |
| 10月 8日 | 猫 | 緑区東浦和 | 雑種 | メス | 三毛 | 5～8歳 | 無 | 負傷動物 |
| 10月 9日 | 猫 | 大宮区榎引町 | 雑種 | メス | キジ トラ | 2～4 週齢 | 無 | |
| 10月 9日 | 猫 | 大宮区榎引町 | 雑種 | メス | キジ トラ | 2～4 週齢 | 無 | |
| 10月 9日 | 猫 | 大宮区榎引町 | 雑種 | オス | キジ トラ | 2～4 週齢 | 無 | |

連絡先

- (1) 担当 さいたま市役所保健福祉局保健部動物愛護ふれあいセンター
- (2) 電話 048（840）4150
- (3) FAX 048（840）4159

さいたま市告示第1519号

さいたま市普通自動車（議会公用車）賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和4年10月14日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市普通自動車（議会公用車）賃貸借

(2) 借入場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4

(3) 数量・特質等

ア 数量 1台

イ 特質等 仕様書による。

(4) 借入期間

令和5年3月1日から令和10年2月29日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品納入等）（以下「名簿」という。）に種目「レンタル・リース」内の営業種目「自動車リース」で登載され、かつ、本市内に本店又は本市との契約権限を有する支店若しくは営業所を有している者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 入札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

(5) 入札日において、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

3 入札説明書等の交付

本入札に参加を希望する者に対し、次のとおり入札説明書及び仕様書を交付するものとする。

(1) 交付方法

さいたま市議会ホームページからダウンロード

<https://www.city.saitama.jp/gikai/005/keiyaku/index.html>

(2) 交付期間

告示の日から令和4年10月24日（月）まで

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

告示の日から令和4年10月24日（月）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで）

(3) 受付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市議会局総務部秘書総務課
担当 秘書係 電話 048（829）1748

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

4(3)に同じ

(2) 交付日時

令和4年10月25日（火）午前9時から午後4時まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に94円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

単価（月額）で行う。入札金額は、賃借料1月当たりの額を記入すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和4年10月28日（金）午前11時00分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4　さいたま市役所議会棟2階第5委員会室

(3) 入札保証金

見積もった金額（月額）に月数を乗じた額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和4年10月28日（金）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4　さいたま市議会局総務部秘書総務課

電話 048（829）1748　FAX 048（829）1984

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額（月額）に月数を乗じた額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 特記事項

なし

9 その他

(1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は、返却しない。

(2) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(3) 契約条項等は、さいたま市議会局総務部秘書総務課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(4) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第1520号

地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及びさいたま市市税条例（平成13年さいたま市条例第67号）第7条の規定により、次のとおり公示送達をする。

令和4年10月14日

さいたま市長 清水 勇人

1 送達をする書類

- ・ 納期限変更告知書

2 送達を受ける者の氏名・名称

別紙のとおり（別紙省略）

3 その他

- (1) 送達をする書類はさいたま市長が保管し、送達を受ける者が請求したときはいつでも交付する。
- (2) 公示をした日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなす。

4 連絡先

- (1) 担当 さいたま市役所 財政局 南部市税事務所 納税課
- (2) 電話 048（829）1732～1734

さいたま市告示第1521号

さいたま市立指扇小学校校舎改築工事に伴う地質調査業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和4年10月14日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市立指扇小学校校舎改築工事に伴う地質調査業務

(2) 履行場所

さいたま市西区西大宮1丁目49番地6号

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

契約締結の日から令和5年3月17日まで

(5) 入札参加形態

単体企業とする。

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（設計・調査・測量）（以下「名簿」という。）に業務「地質調査」で登載され、かつ、市内に本店を有する者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 入札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りではない。

(5) 入札日において、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りではない。

(6) 本入札の告示日において、地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）に基づく地質調査業者の登録を受けている者であること。

(7) 平成24年度以降、国（独立行政法人を含む）又は地方公共団体において、同種同業務を契約

し、誠実に履行した実績を有している者であること。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付方法

ア さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市教育委員会事務局管理部学校施設整備課
担当 計画係 電話 048(829)1642

イ さいたま市ホームページからダウンロード

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/006/003/p092333.html>

(2) 交付期間

告示の日から令和4年11月1日（火）まで（3(1)アにおいては、さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで）

(3) 交付費用

無償

4 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 一般競争入札参加資格等確認資料

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)アに同じ

(4) 提出方法

持参又は郵送とする。ただし、郵送にて提出する場合は、書留郵便（簡易書留郵便を含む。）とし、受付期間内必着とする。

5 一般競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、一般競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)アに同じ

(2) 交付日時

令和4年11月9日（水）午前9時から午後4時まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に94円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 仕様書等に関する質問及び回答

(1) 仕様書等に関して質問がある場合は、質疑応答書を次のとおり提出すること。

- ア 提出先
3(1)アに同じ
- イ 受付期間
3(2)に同じ
- ウ 提出方法
4(4)に同じ

(2) 質問に対する回答

- ア 公表場所
3(1)アに同じ
- イ 公表日時
5(2)に同じ

(3) その他

質問に対する回答を郵送で希望する者は、質疑応答書の提出時において返信用封筒に94円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

7 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札参加資格の確認

一般競争入札参加資格確認結果通知書を持参すること。

(3) 提出方法

代理人により入札する場合は、委任状を提出すること。

(4) 入札の日時及び場所

- ア 日時
令和4年11月16日（水）午前9時00分

- イ 場所
さいたま市浦和区常盤6-4-4　さいたま市役所第二別館第1会議室

(5) 最低制限価格

設定する。なお、最低制限価格を下回る入札をした者は、再度入札に参加できない。

(6) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(7) 開札の日時及び場所

- ア 日時
令和4年11月16日（水）入札終了後、直ちに行う。
- イ 場所

7(4)イに同じ

(8) 入札回数

ア 再度入札は、1回までとする。

イ 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することはできない。

(9) 入札の辞退

一般競争入札参加資格確認結果通知書を受け取った後であっても、入札を辞退することができ
る。その際は、入札辞退届を提出すること。

(10) その他

ア 本入札の日時に遅刻した者は、入札に参加できない。

イ 一度提出した入札書は、書き換え、引き換え又は撤回をすることができない。

(11) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市教育委員会事務局管理部教育総務課
電話 048(829)1623 FAX 048(829)1989

(12) 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市教育委員会事務局管理部学校施設整備課
電話 048(829)1642 FAX 048(829)1989

8 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲
内で、同条第4項及び第5項に基づいて作成された最低制限価格以上の価格をもって入札を行った
者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、落札とすべき同額の入札をした者が2者以上いるときは、直ちに、当該入札参加者にくじ
を引かせ、落札者を決定する。この場合、当該入札参加者は、くじを辞退することはできない。

9 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

10 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定
に該当する場合は、免除とする。

11 その他

契約条項等は、さいたま市教育委員会事務局管理部学校施設整備課及びホームページにおいて
閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

さいたま市告示第1522号

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条の11第1項の確認をしたので、同法第58条の11の規定により告示する。

令和4年10月14日

さいたま市長 清水 勇 人

- 1 特定子ども・子育て支援提供者の名称
（省略）
- 2 特定子ども・子育て支援を提供する施設又は事業所の名称及び所在地
 - (1) 名称
（省略）
 - (2) 所在地
（省略）
- 3 確認の年月日
令和4年8月1日
- 4 子ども・子育て支援施設等の種類
認可外保育施設

さいたま市告示第1523号

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第58条の6第1項の規定による同法第30条の11第1項の確認の辞退があったので、同法第58条の11の規定により告示する。

令和4年10月14日

さいたま市長 清水 勇 人

- 1 特定子ども・子育て支援提供者の名称
（省略）
- 2 特定子ども・子育て支援を提供する施設又は事業所の名称及び所在地
 - (1) 名称
（省略）
 - (2) 所在地
（省略）
- 3 確認の辞退の年月日
令和4年9月10日
- 4 子ども・子育て支援施設等の種類
認可外保育施設

さいたま市告示第1524号

さいたま市低濃度PCB廃棄物等収集運搬・処分業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和4年10月14日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市低濃度PCB廃棄物等収集運搬・処分業務

(2) 履行場所

旧・さいたま市岩槻環境センターストックヤード

（さいたま市岩槻区大字笹久保1339）外

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

契約締結の日から令和5年3月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）に登載されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 入札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

(5) 入札日において、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

(6) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の4の4の第1項に基づき環境省から無害化処理認定を受けた者（収集運搬を含む）又は同法に基づく微量PCB汚染廃電気機器等・低濃度PCB含有廃棄物の収集運搬業並びに処分業に係る都道府県知事等の許可を受けた者であり、本入札仕様書にある廃棄物（安定器・コンデンサー等）の収集運搬から処分までの一連の処理ができる者。

- (7) 過去2年の間に国（独立行政法人を含む。）又は地方自治体とPCB廃棄物収集運搬及び処分業務を2件以上締結し、かつ、誠実に履行している者であること。
- 3 入札説明書等の交付
- 本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書及び仕様書等を交付するものとする。
- (1) 交付方法
- さいたま市ホームページ「さいたま市低濃度PCB廃棄物等収集運搬・処分業務の入札情報」からダウンロード
- <https://www.city.saitama.jp/005/001/017/006/003/p092327.html>
- (2) 交付期間
- 告示の日から令和4年10月21日（金）午後4時まで
- 4 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出
- 本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。
- (1) 申請方法
- 持参又は郵送（書留郵便（簡易書留郵便を含む。））
- (2) 申請場所
- （持参の場合）さいたま市浦和区常盤6-4-21 ときわ会館 地下1階
- （郵送の場合）〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4
- さいたま市 環境局 資源循環推進部 産業廃棄物指導課 指導係
- (3) 申請期間
- 告示の日から令和4年10月21日（金）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで）
- ※郵送の場合は必着
- (4) 申請書類
- ア 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書
- イ 入札説明書に定める書類
- 5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付
- 確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。
- (1) 交付場所
- さいたま市浦和区常盤6-4-21 ときわ会館 地下1階
- さいたま市 環境局 資源循環推進部 産業廃棄物指導課 指導係
- (2) 交付日時
- 令和4年10月26日（水）午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで
- (3) その他
- 郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に94円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。
- 6 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和4年11月2日（水）午前10時00分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所 西会議棟 第2会議室

(3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和4年11月2日（水）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)イに同じ

(5) 最低制限価格

設定しない。

(6) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(8) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所7階
さいたま市 環境局 資源循環推進部 資源循環政策課 環境推進係
電話 048(829)1337 FAX 048(829)1991

(9) 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-21 ときわ会館地下1階
さいたま市 環境局 資源循環推進部 産業廃棄物指導課 指導係
電話 048(829)1607 FAX 048(829)1933

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

- (1) 提出された一般競争入札参加申込兼資格確認申請書等は返却しない。
- (2) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 契約条項等は、さいたま市ホームページにおいて閲覧できる。
<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>
- (4) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第1525号

高齢者の医療の確保に関する法律第112条の規定により、次の書類を公示送達する。

なお、当該書類はさいたま市保健福祉局福祉部年金医療課に保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和4年10月14日

さいたま市長 清水 勇 人

1 送達をする書類

令和4年度 後期高齢者医療保険料督促状

2 送達を受ける者の住所・氏名

別紙のとおり（別紙省略）

3 期間

令和4年10月14日から令和4年10月20日まで

4 その他

高齢者の医療の確保に関する法律第112条で準用する地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなす。

5 連絡先

(1) 担当 さいたま市保健福祉局福祉部年金医療課高齢者医療係

(2) 電話 048（829）1278